

インドネシア共和国  
和解・調停制度強化支援プロジェクト  
事前評価調査報告書

平成 19 年 3 月  
(2007年)

独立行政法人国際協力機構  
社会開発部

社会
J R
07-48



**インドネシア共和国  
和解・調停制度強化支援プロジェクト  
事前評価調査報告書**

平成 19 年 3 月  
(2007年)

**独立行政法人国際協力機構  
社会開発部**



## 序 文

インドネシア国家中期開発計画（2004～2009年）における三本柱の一つに「民主的で公正なインドネシアの創造」が掲げられており、その下に「司法機関・法執行機関の能力向上プログラム」が設定されている。同プログラム内の活動の一つとして「未済事件の解決促進化」があげられており、未済事件の削減が急務とされている（特に、最高裁判所では1万6,000件もの未済事件が積みあがっている）。

未済事件の減少のためには効果的効率的な事件処理が必要不可欠であり、裁判手続に付随する和解・調停制度の強化は有効な解決方法の一つになりうる。インドネシア共和国（以下、「インドネシア」と記す）の民事訴訟法においては、民事訴訟手続において必ず和解勧誘が行われなければならないと定められているが、これまでのところ裁判官は和解勧誘を形式的に行うのみで、実質的には和解調停手続は全く機能していなかった。インドネシアでは2003年3月に和解調停に関する最高裁判所規則が制定されているが、紛争解決の促進を目指して、和解調停制度の見直しを核とした技術プロジェクトの要請がインドネシア最高裁判所よりなされた。

一方、日本は、2002年以降、国別研修「司法制度比較研究セミナー」等において、インドネシア研修員に対して、日本の和解・調停制度や裁判官の和解・調停技術等を紹介してきており、インドネシア側から高く評価されているところである。2006年の国別研修の成果品として、インドネシアにおける和解・調停制度の改正のための政策提言（案）が作成された。

このような状況のもと、2006年9月24日～30日において最高裁判所規則の改正を含む和解調停制度の再整備を目的としたプロジェクトに関し、プロジェクトの範囲を見定め実施体制を確認するために事前評価調査団を派遣した。調査の結果、小規模な投入に絞り、2007年3月から2年間の予定で「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」として実施することになった。調査結果については、小規模案件にまとめたこともあり、本報告書において、簡易にまとめておくこととする。

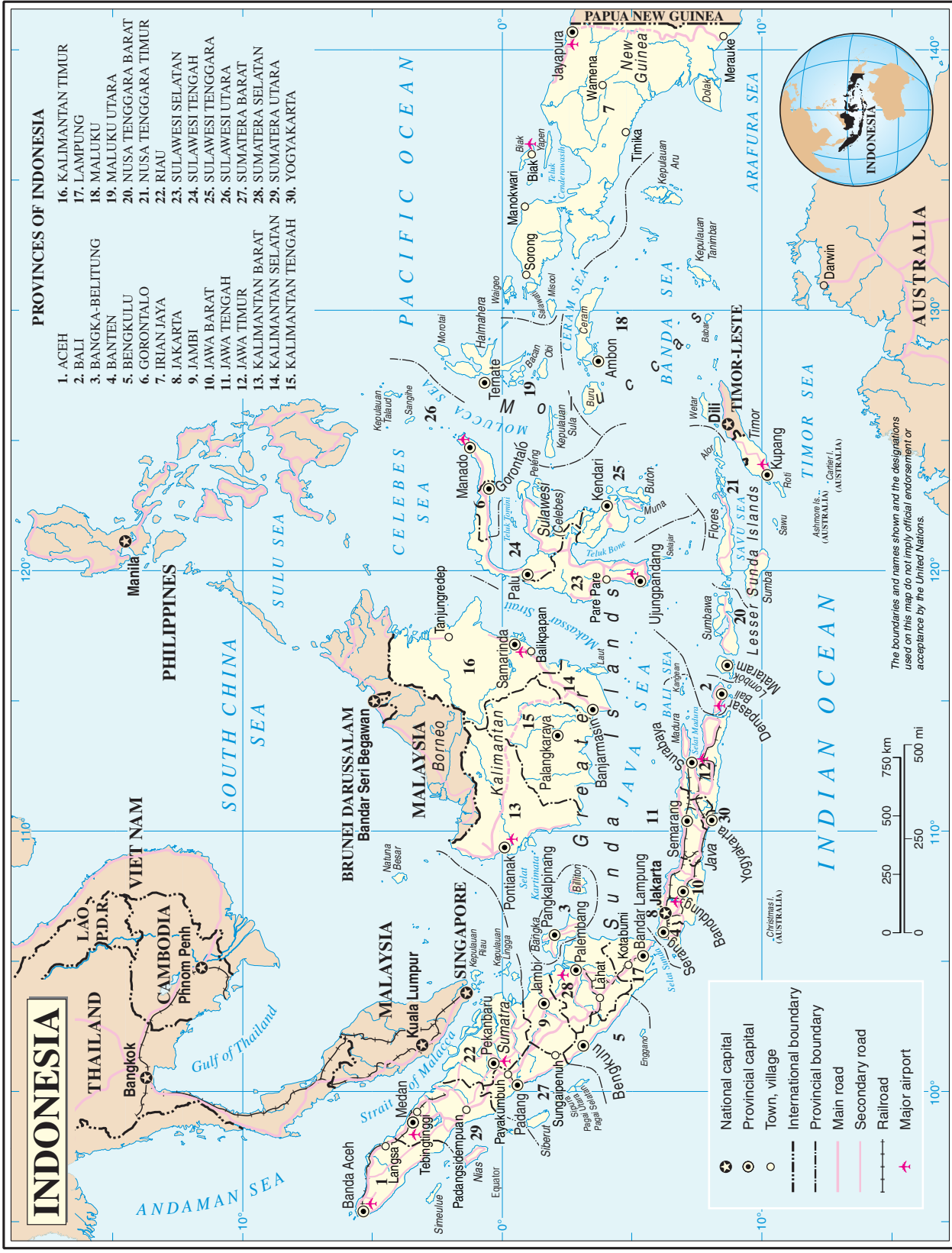
終わりに、本調査にご協力とご支援をいただいた各機関の方々に心から謝意を表するとともに、引き続き本プロジェクトに対する支援をお願い申し上げる次第である。

平成19年3月

独立行政法人国際協力機構

社会開発部長 岡崎 有二





The boundaries and names shown and the designations used on this map do not imply official endorsement or acceptance by the United Nations.

Department of Peacekeeping Operations  
Cartographic Section

Map No. 4110 Rev. 4 UNITED NATIONS  
January 2004







事前評価調査団 ミニッツ署名



事前評価調査団 ミニッツ署名交換



## 略 語 表

略 語	名 称	日本語
ADR	Alternative Dispute Resolution	裁判外紛争解決手続
AusAID	Australian Agency for International Development	オーストラリア国際開発庁
BC	British Council	ブリティッシュ・カウンシル
IICT	Indonesian Institute for Conflict Transformation	インドネシア紛争解決機関
M/M	Minutes of Meeting	ミニッツ
PMN	Pusat Mediasi Nasipnal (The Indonesian Mediation Center)	インドネシア調停センター
TOR	Terms of Reference	専門家業務内容
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WG	Working Group	ワーキング・グループ



# 目 次

序 文  
地 図  
写 真  
略語表  
目 次

第1章 事前評価調査団の派遣	1
1-1 調査団派遣の背景と目的	1
1-2 調査団の構成	2
1-3 調査日程	2
1-4 主要面談者	2
第2章 調査結果	3
2-1 関係機関との協議結果	3
2-2 案件の概要	7
2-3 案件の妥当性	8
2-4 総括所感	12
付属資料	
1. 調査日程	17
2. 議事録	19
2-1. 最高裁との協議議事録(2006年9月25日、26日、28日、29日)	19
2-2. JICA事務所訪問議事録(9月25日、29日)	36
2-3. AusAIDとの協議議事録(9月25日)	38
2-4. EUとの協議議事録(9月25日)	39
2-5. PMNとの協議議事録(9月26日)	40
2-6. 法務人権省との協議議事録(9月26日)	42
2-7. ICTとの協議議事録(9月27日)	43
2-8. 南ジャカルタ地裁との協議議事録(9月27日)	45
2-9. 統一弁護士会との協議議事録(9月27日)	50
2-10. USAIDとの協議議事録(9月28日)	52
2-11. ブリティッシュ・カウンシルとの協議議事録(9月28日)	53
2-12. 日本大使館報告議事録(9月29日)	55
2-13. UNDP訪問メモ(9月29日)	56
3. M/M	57
4. 面談者リスト	71
5. EUプロジェクト概要	84
6. ICT関係資料	86

7. PMN 関係資料	97
8. 国別研修「司法制度比較研究セミナー」において、 インドネシア裁判官よりなされた政策提言	122

# 第1章 事前評価調査団の派遣

## 1-1 調査団派遣の背景と目的

インドネシア国家中期開発計画（2004～2009年）における三本柱の一つに「民主的で公正なインドネシアの創造」が掲げられており、その下に「司法機関・法執行機関の能力向上プログラム」が設定されている。同プログラム内の活動の一つとして「未済事件の解決促進化」があげられており、未済事件の削減が急務とされている（特に、最高裁判所では1万6,000もの未済事件が積み上がっている）。

また、インドネシア最高裁判所の「ブループリント」（最高裁判所改革の大綱、2003年）においても、「（最高裁における）未済事件の減少」がプログラムとして位置づけられており、そのための活動として「裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution:ADR）の推進」があげられている。

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」と記す）の民事訴訟法においては、民事訴訟手続きにおいて必ず和解勧誘が行われなければならないと定められているが、これまでのところ裁判官は和解勧誘を形式的に行うのみで、実質的には和解調停手続きは全く機能していなかった。

一方、日本は2002年以降国別研修「司法制度比較研究セミナー」等において、インドネシア研修員に対して、日本の和解・調停制度や裁判官の和解・調停技術等を紹介してきており、インドネシア側から高く評価されているところである。2006年の国別研修の成果品として、インドネシアにおける和解・調停制度の改正のための政策提言（案）が作成された（付属資料8）。その成果を踏まえて、今般、和解・調停制度の改正を中心とする技術協力プロジェクトの事前評価調査の実施が決定した（本件プロジェクトは、平成17年度要望調査において、インドネシア政府から要請があった案件）。

本事前調査においては、上記プロジェクト実施の妥当性を確認するために、関係機関を訪問し下記の調査事項を確認することを目的とした。

- (1) インドネシア最高裁判所内の規則改正チームの立上げに関する状況
- (2) インドネシア側の実施体制
- (3) 和解・調停制度に関する他ドナーの活動
- (4) 調停人認定機関の活動
- (5) 既存の調停人研修カリキュラム、研修教材等
- (6) 弁護士の和解・調停制度強化に対するインセンティブ
- (7) その他上記に関連する事項

## 1-2 調査団の構成

氏名	担当	所属
佐藤 直史	総括	JICA国際協力専門員（法整備支援）
田中 嘉寿子	和解・調停制度	法務省法務総合研究所国際協力部 教官
塚本 秀夫	協力企画	JICA社会開発部第一グループ 社会制度・平和構築チーム 職員

## 1-3 調査日程

2006年9月24日から同月30日まで。  
日程の詳細については付属資料1参照。

## 1-4 主要面談者

最高裁の主要面談者は以下のとおり。

- ・マリアナ最高裁副長官〔H.E.Marianna Sutadi、Vice Chief Justice：女性。元本邦研修員。ADR 専門家〕
- ・パウルス最高裁判事（H.E.Paulus Effendi Lotulung：司法改革チーム長）
- ・ハリフィン最高裁判事（Harifin Tumpa：民事部長）
- ・アディ最高裁判事（Susanti Adhi Nugroho：女性。海外支援窓口兼 ADR 専門家。元本邦研修員）
- ・アンディ判事（Andi Samsan Nganro、SH：南ジャカルタ地裁所長・元本邦研修員）
- ・アグン最高裁調査官（IG.Agung Sumanatha、Secretary of Research & Development、Supreme Court Training Center：判事。法開発研究機関調査官。元本邦研修員）
- ・スバギオ最高裁事務局総務部長（Subagyو、Head of Administration Affairs Body、Supreme Court）
- ・ブディマン氏〔Budiman Sudarsono：国家開発企画庁（BAPPENAS）法務人権課長〕

全面談者については付属資料4参照。



## 第2章 調査結果

### 2-1 関係機関との協議結果

#### (1) JICA インドネシア事務所での打合せ

インドネシア事務所には、調査開始時と終了時の2回訪問した。その中で、インドネシアにおける司法支援の意義とその難しさについて指摘があった。また、語学及びインドネシアにおける組織の閉鎖性からの専門家の活動の困難さについて助言があった。派遣予定の長期専門家は弁護士であり、恐らくインドネシア語は期待できないが、研修等を勧奨するとの回答をした。

なお、プロジェクト開始まで少なくとも月に一度はインドネシア事務所から最高裁に赴き、日本側派遣準備進捗報告やワーキング・グループ（Working Group:WG）の作業進捗状況の確認をしてもらえることとなった。

#### (2) 最高裁との協議

- ・本プロジェクト概要案については、概ねこれまで本邦において3年間実施してきた国別研修における成果物である政策提言書に基づいていることから、最高裁からは特に反対はなかった。活動内容につき意見が出た点は、主にWGの活動内容であり、メディアーションに関する最高裁判所規則改正にあたり、ワークショップを開催して最高裁外の関係者から意見を聞く機会を設けてほしいというものであり、妥当な提案としてインドネシア側の要望に沿って修正した。
- ・特に最高裁側から意見があったのは、規則改正及び調停人養成に関するWGのロジ面であり、最高裁としてはこのようなロジ業務を担える体制構築が難しいとの指摘があった。この点は、日本側も長期専門家の業務内容(Terms of Reference:TOR)に含まれていない点を指摘し、最高裁と調停人養成に関して密接な関係にあるインドネシア紛争解決機関(Indonesian Institute for Conflict Transformation:IICT)の幹部を最高裁が雇い入れ、プロジェクト・マネージャーとしてWGの召集など必要なロジを最高裁の関係者とともに実施することとなった。
- ・特に調停人養成に関して実際に研修を実施しているIICTとの関係であるが、最高裁が調停人認定・養成に関してIICTを認証しており、調停人に関する規則制定・改正に関しては密接な情報連絡を図っている関係にあり、最高裁が指示している実態にある。本プロジェクトのWGとしても参加することになっており、専門家がIICTとの調整をする必要はないことが確認された。むしろ、IICTがWGの活動において中心的な役割を占めることになる。
- ・今回、本プロジェクトのWGメンバーリストが最高裁長官令案としてミニッツ(Minutes of Meeting:M/M)に添付されたことで、インドネシア最高裁がオーナーシップをもってプロジェクトを進める体制にあることを確認した。
- ・WGの部屋は最高裁判所内の部屋を利用し、専門家は汚職裁判所の一室を本拠としつつ、WG実施時には最高裁内の施設を利用できることとなった。また、IICT等最高裁以外の関係者の日当・宿泊はJICAインドネシア事務所基準に応じて負担し、勤務時間外の最高裁職員の日当についてもJICAインドネシア事務所と基準も勘案のうえ検討することとなった。

( 3 ) オーストラリア国際開発庁 (Australian Agency for International Development:AusAID) との協議

AusAID はメディエーションに強い関心をもっており、本プロジェクトとの関連性も強いドナーといえる。しかしながら、援助のスタイルとしては調停人養成を行っている IICT 等に資金援助を行う(主にアチェの宗教裁判所)というものであり、規則改正を中心とする技術協力である本プロジェクトとは直接重ならない。担当者によれば、和解・調停制度を強化する JICA のプロジェクト概要案は AusAID の目指す方向性と一致しているとのこと。

( 4 ) EU との協議

EU においては大規模な裁判官への研修をプロジェクトとして実施予定である。しかしながら、インドネシア側の事務手続の遅れで進捗が遅れている状況にあることが説明された。すなわちファイナンシャルアグリーメントがインドネシア側の手続の遅れでなされず、このままいけば供与する資金が失われる可能性があるとのことであった。EU の担当官からはプロジェクトの内容よりもインドネシア最高裁のプロジェクトマネジメントの面の不十分さを教訓・忠告という形で提起された。

なお、EU のプロジェクトと、JICA のプロジェクトは補完関係にあるとの指摘があり、整合性の点で問題ないことが確認された。

( 5 ) インドネシア調停センター [ Pusat Mediasi Nasional(The Indonesian Mediation Center):PMN ] との協議

PMN は、IICT と並んで最高裁判所から調停人認定・養成について認可を受けた機関である。ただ、主な講師陣を銀行等の現役ビジネスマンとしており、特に商業関連の調停人養成を扱っていることが判明した。

研修は週 5 日間。1 日 8 時間で計 40 時間。PMN 独自の倫理規定を設けている(この点はほぼ IICT も同様であるとの言)。弁護士側のインセンティブが低いため、メディエーターが増大しないとのこと。裁判所も弁護士とある種結託し、メディエーターの裁判への介入を防ぐことで自己の利益を守っている実態について説明があった。

( 6 ) 法務人権省との協議

法務人権省からはメディエーション制度の立法化の意向等を確認した。

現在の民事訴訟法上のメディエーション制度には不備があること、最高裁判所に係属する未済事件数の減少が司法分野の課題であることといった点については認識していた。そして、判決による解決は勝敗がはっきりしてしまうので、それよりも当事者間の関係が継続するメディエーションによる解決が望ましいこと、インドネシアにはムシャワラの伝統というメディエーションを受け入れる素地があることなどの指摘もあった。

プロジェクトの活動においては、規則の改正に関して一般人の意見を聞いたり、学術的研究や外部的調査が必要だとの認識も示された。また、広く意見を募るためにワークショップをジャカルタ以外の地域でも開催したり、NGO や大学も意見聴取の対象とすべきではないかとの考えが示された。

メディエーションを含む包括的な ADR に関する基本法の策定を検討したいが、現時点の立法計画には載っていないとのことであった。なお、最高裁規則の改正についても、法務人権省の守備範囲であり、協力したいとのことであった。

#### (7) IICT との協議

IICT が“win-win-solution”を標語にメディエーション促進に深くかかわっていることが確認できた。最高裁判所から認可を受け、実際に調停人に対する研修を行っているほか、パイロットプロジェクトなども実施して現在の最高裁規則の見直しなどについて進言するなど、JICA のプロジェクトにおいても重要なステークホルダーとして位置づけられることとなる。訪問時には既に最高裁から本プロジェクトの関与を打診されており、積極的に協力する旨確認を得た。

また、IICT は家事事件や土地問題など市民生活に直結する事件のメディエーションに主に取り組んでおり、この点がビジネスを中心とする PMN との違いであり、最高裁が密接に連絡をとっている一因と思われる。体制的にも 9 人の専属講師を抱えており、教材やカリキュラム開発もかなり進んでいる。

さらに、IICT や PMN 以外のメディエーター認定・養成機関の取り組みにも積極的で、メディエーター拡大のためにオープンな姿勢があり、本プロジェクトにおいて WG の一員としてもっとも適切であることが確認できた。

#### (8) 南ジャカルタ地裁視察

本邦研修の受講者であり、本プロジェクトの WG メンバーともなるアンディ判事が所長を勤める南ジャカルタ地裁を訪問し、最初に裁判官を集めた意見聴取を行ったあと、法廷内等を視察した。

意見聴取においては、まずアンディ所長より、日本の和解制度の長所として、①裁判官が調停人の主体になれること、②同じ裁判官が調停人としての役割も担うことにより、調停成立率が上がること、③柔軟性があること、④対席形式のみならずコーカス形式も取り入れていること、⑤法体系の整合性があること、があげられた。そして南ジャカルタ地裁は調停のパイロット・コートに選ばれていないものの、調停技術の向上を図り、広報に力を入れるなど、調停の先進的裁判所として活動を活発化していきたいとの考えが示された。

実際に、IICT において調停人養成研修を受講した裁判官からは、IICT の研修は教材もカリキュラムもよかったが、必ずしも実務で使える内容とはなっていない、米国の調停に関する内容が多く、日本のアチェ ADR 遠隔研修のほうが役に立ったなどの意見も聞かれた。

同地裁では、裁判官の会議室兼図書室を調停室として使用していた。

法廷視察では通常民事事件を傍聴した。インドネシアの法廷は書記官の位置以外は日本の法廷とほぼ同位置であり、進め方も日本の弁論期日に似ていた。なお、開廷中も扉が開いたままで外部の雑音が聞かれること、有名刑事事件の法廷審理をテレビカメラで実況中継していたことは日本との違いである。

#### (9) 統一弁護士会との協議

統一弁護士会とは、本プロジェクトの WG における弁護士の参加の重要性について意見

交換した。訪問した時点においては、最高裁から WG 参加の打診はきていないとのことであった。統一弁護士会からは、規則改正に関する WG 及び調停人養成に関する WG のそれぞれに 2 名ずつ計 4 名を参加させたいとの意向が示された。

また、弁護士側からみた裁判上の調停制度が機能しない理由として判決の予測可能性の低さがあげられ、判決の予測可能性が高くなる限り弁護士が紛争の迅速な解決を求める経済合理性がないとの考えが示された。判決の予測可能性を高めるためには判例集の出版が必要だとの意見もあった。

なお、統一弁護士会独自で調停センター設置を検討しており、JICA から支援してほしいとの意見もあった。

#### (10) 米国国際開発庁(United States Agency for International Development:USAID)との協議

USAID のメディエーター支援は ASIAN FOUNDATION を通じてのものであり、直接的なかわりをもっていないことが判明した。すなわち、実際のプロジェクトは ASIAN FOUNDATION が行っており、内容は IICT を通じたパイロットプロジェクトであるとのこと。なお、JICA のプロジェクトとの重複はないとの意見であった。

USAID としては、汚職防止のためにもメディエーションの導入は有効であるとの意向が示され、メディエーション導入に向けた積極的な姿勢が確認できた。

#### (11) ブリティッシュ・カウンシル(British Council:BC)との協議

ブリティッシュ・カウンシルでは、研修・ケースマネジメント・村落市民向けの法廷アクセスの向上などのプロジェクトを実施している。ADR と関連するのは村落におけるメディエーション制度の促進である。ブリティッシュ・カウンシルのプロジェクトでは村落レベルの調停人を対象としており、JICA は裁判所の調停人を想定しているところが異なり重複がないことが確認できた。

また、調停の促進に向けて、広報活動の重要性や弁護士の理解が不可欠である点が指摘された。さらに、民間調停での調停結果を裁判所で執行力を得たものにするためにも、最高裁規則の改正が必要であるとの意見があった。

#### (12) 在日本大使館報告

本案件の概要と M/M を最高裁と交わした点を報告するとともに、プロジェクト開始時の協力を依頼した。清水書記官から、本プロジェクトの意義の重要性が示され、特に広報活動(プロジェクト自体について)などを重視していきたいとの意向が示された。

#### (13) 国連開発計画(United Nations Development Program:UNDP)との協議

UNDP では、市民社会のためのリーガルエンパワーメント、アチェにおけるアダット(地元の有力者)レベルでのリーガルエイド及び人材育成を行っているとのことであった。メディエーションはこのキャパシティビルディングと関係をもつものの、規則改正を中心とする JICA のプロジェクトとは重複はない。

なお、一般市民のリーガル・アウェアネスを高めるためには、視覚に訴えるテレビが最も効果的とのことであった。

## 2-2 案件の概要

### (1) 案件の概要

今回の調査の結果、プロジェクト実施の妥当性が確認されたため、インドネシア最高裁との間で、付属資料3のM/Mの署名を行った。

今後、下記の案件概要で、プロジェクトを開始する予定である。案件の開始は、長期専門家の派遣が行われる2007年3月より2年間となる。

### (2) 実施体制

調査前に特に問題となっていたインドネシア側の実施体制については、プロジェクト・ダイレクターにはインドネシア最高裁の民事部長であるハリフィン判事、プロジェクト・マネージャーにはIICTから最高裁に派遣されるファタヒラ代表が就任し、さらにWGとして最高裁判事や弁護士を中心に17人を指名（長官令として発令）されることにより、問題ないものと確認された。

### (3) 協力内容

#### 1) スーパーゴール

裁判所における未済事件が減少する。

#### 2) 上位目標

裁判上の和解・調停の成立が促進される。

##### <指標>

裁判所上の和解・調停の成立事例数が増加する。

有資格の調停人の数が増加する。

#### 3) プロジェクト目標

裁判上の和解・調停制度が改善される。

##### <指標>

最高裁判所規則（2003年2号）が改正される。

調停人に関する最高裁規則が制定される。

#### 4) 成果

a) 裁判上の和解・調停制度に関して、最高裁判所において、改正規則案が作成される。

##### <指標>

最高裁が、「裁判上の和解・調停」制度に関する規則の改正案を作成する。

b) 調停人の養成に必要な仕組みが改善する。

##### <指標>

最高裁が、「調停人規則」案を作成する。

最高裁が、「調停人倫理規則」案を作成する。

調停人認定機関の調停人養成カリキュラム・教材が作成される。

c) 和解・調停制度が一般に広報される準備が整う。

##### <指標>

広報ツールが作成される。

#### 5) 活動

- 1-1 最高裁判所内に、和解・調停に関する最高裁判所規則（2003年2号）改正ワーキンググループを立上げる。
  - 1-2 最高裁判所規則改正案の作成に必要な資料を集めるためのワークショップを開催する。
  - 1-3 最高裁判所規則の改正作業を行う。規則には調停手続、調停人の資格や選定、及び調停費用に関する条項を含めるものとする。
  - 1-4 広報手段及び調停人養成のためのテキストとして、改正規則のQ&A集を作成する。
  - 1-5 多くの関係者からの知見を引き出すためワークショップを開催する。
  - 2-1 最高裁判所内に、調停人養成のための仕組み改善ワーキンググループを立ち上げる。
  - 2-2 調停人養成研修カリキュラムを見直し改善する。
  - 2-3 調停人養成研修の教材を見直し改善する。
  - 2-4 調停人養成研修の講師を養成する。講師には、判事、弁護士その他を含むものとする。
  - 3-1 裁判上の和解・調停制度を広報するためのツールを作成する。
  - 3-2 改正規則や新調停人養成制度を広報するため、ワークショップやセミナーを開催する。
- 6) カウンターパート(C/P)機関  
 C/P：インドネシア最高裁判所（所内に設置するWG）  
 関連機関：IICT、統一弁護士会
- 7) 日本側投入
- a) 専門家
    - ・長期専門家（和解・調停制度）1名（弁護士）  
 和解・調停制度改善への助言、ワークショップの開催
    - ・短期専門家（退職裁判官、弁護士等）年2回の現地セミナー  
 和解・調停制度及び技術指導
  - b) 本邦研修
    - 法務省法務総合研究所（以下、「法務研」と記す）及び日本弁護士連合会（以下、「日弁連」と記す）の協力で年1回実施
  - c) 国内支援体制
    - ・規則改正助言チーム 退職裁判官、法総研、日弁連
    - ・調停人養成助言チーム 日弁連、法総研
- \*原則年4回、JICA、法総研、日弁連、現地専門家（ネット参加）が参加し、プロジェクトの進め方に関して助言、意見交換を行う。

## 2-3 案件の妥当性

### (1) プロジェクトの妥当性

#### 1) プロジェクトの背景

本プロジェクトは当初2005年度の要望調査案件として、「司法制度比較研究プロジェクト」として要請されたものである。最高裁判所では1万6,000件の未済事件を抱えているが、本要請では、インドネシアにおける公正かつ効率的な訴訟制度の運営を確立さ

せるための取り組みとして、和解調停制度、簡易裁判所制度、少年事件制度の整備に対する協力の要請がなされている。

インドネシアの司法制度は、裁判官による汚職や非効率さが内外から強い批判を受け、投資の阻害要因として諸外国から改革要求が出ており、司法改革が国家的改革の課題となっているが、本要請はこのような司法改革に沿うものとして採択された。

一方で、日本は2002年以降インドネシアの裁判官等を対象に国別研修「司法制度比較研究セミナー」を実施してきており、その中で日本の和解・調停制度を紹介したところ、インドネシア最高裁判所側から訴訟制度改善に資するものとして高く評価されているところである。

このような背景のもと、最高裁判所規則の改正や調停人養成研修の改善を中心とした和解調停に焦点を絞ったプロジェクトとして構成し、事前評価調査に至ったものである。

## 2) 妥当性

インドネシアの民事訴訟法上、民事第1審裁判において、「第1回審理の際、裁判官は、当事者の話し合いでの解決（裁判上の調停）を促さなければならない。」とされており、裁判上の調停は必須である。したがって、これが活性化されて調停成立率が上がれば、最高裁の未済は減ることが期待されるので、妥当性は高い。

かつ、調停は両当事者の合意に基づくものであるから、裁判官の汚職の機会が減るというインパクトも期待できる。この点、給与の低い裁判官が率先して調停を行うよう、調停率の高い裁判官、すなわちより廉潔で調停能力の高い裁判官を昇進させる人事制度も導入して裁判官にインセンティブを与えることとされており、実効性を高めている。

また、調停人資格は裁判官のみならず民間人（弁護士、アダット・リーダー、医師・建築士・学者等の各種専門的職業人など）にも与えられ得るので、司法への国民参加を促すこととなり、司法の透明化というインドネシア司法改革の重要課題にも資する。

さらに、裁判外の各種ADRの結果を裁判上の調停と連携させて執行力を与えるように規則を改正すれば、裁判外ADRの活性化にもつながる。

すなわち、ADRは司法サービスという裁判所（国営独占企業）の機能の一部民営化といえ、司法サービス分野に競争を導入することにより、司法全体の効率化を図るものである。これは、司法へのアクセスがきわめて不十分な一般市民に対して簡易・迅速・安価で廉潔な司法サービス提供の道を与える一助となり、貧困削減や災害からの復興に役立つ（例：災害後の土地紛争の迅速な解決など）。JICAが本年度実施したアチェ被災民向けのADR遠隔セミナーとの連携も図れる。

他方、外国企業にとっては信頼性の高い民間調停人が裁判所の調停人リストに載れば、その民間調停人のもとでの（汚職のリスクのない）調停結果に判決と同等の執行力が付与されるため、司法の汚職というリスク回避が図れることにより、投資環境の改善にもつながる。

以上、裁判上の調停制度の改善を目指す本プロジェクトは、きわめて妥当性が高いと史料する。

## 3) 地裁の判事らのニーズの高さ

南ジャカルタ地裁訪問時、元本邦研修員のアンディ判事が（他ドナー支援の調停活性化対象パイロット裁判所ではないのに）自ら率先して各裁判官に調停を進めさせていたと

ころ、各裁判官との協議において、各裁判官から現行規則が時間・調停の機会・裁判官の昇進制度・弁護士の消極的な態度等との関係で使いにくいという問題点が次々に指摘された。

これらはいずれも本邦研修時に裁判官・弁護士ら各研修員から提示されていた問題であり、現場の地裁で調停を行っている裁判官らにとって規則改正が喫緊の課題であることが確認されるとともに、本プロジェクトにおいて、WGに裁判官のみならず弁護士を入れることの必要性が再確認された。

また、現在最高裁判所から調停人養成研修機関として認証されている ICT で研修を受けた裁判官が数名いたので、感想を聴取したところ、非常に米国寄りの研修内容であり、実務に合致しない部分も少なくない旨の指摘があったことから、本プロジェクトにおいて調停人養成研修の改善を行う必要性も確認された。

## (2) プロジェクトの実施可能性

署名前の3回の協議に、インドネシア最高裁側から、毎回マリアナ最高裁副長官、パウルス最高裁判事、ハリフィン最高裁判事（M/M 署名予定者）、アディ最高裁判事（ADR 専門家、WG のコーディネーター）及び WG の主要メンバーとなる元本邦研修員の最高裁調査2名、地裁所長1名らが、毎回出席していたうえ、第1回・第2回目の協議後最高裁側で更に協議し、WG の人選を直ちに行い、WG に対する最高裁長官令案を用意して第3回協議に臨んでいた。

そのうえ、スバギオ最高裁事務局総務部長も第1・3回目の協議に出席し、予算上の確認を行い、予算要求済みの2007年度は無理だが、2008年度は最高裁側も本プロジェクト用に予算を計上する旨約束した。

表敬時にバギル・マナン最高裁長官も本プロジェクトを歓迎する旨明言していたことから、本プロジェクトに対する最高裁側のコミットメントは非常に高い。

また、調停に焦点を当てた3回の本邦研修（2004-2006）に複数回参加した元本邦研修員が WG の中核メンバーになり、改正規則の方向性に関する明確なビジョンを既に有していることから、本プロジェクトの実施可能性は高いと考える。

## (3) 他ドナーの本プロジェクトに対する評価と協力関係

1) 他ドナーの支援活動との矛盾・重複がなく、連携による相乗効果が期待されること、訪問した USAID、AusAID、EU、ブリティッシュ・カウンシル、UNDP の各ドナーは、いずれも、本プロジェクト案につき矛盾や不要な重複はなく、基本的方向性は非常に優れていると評価していた。

なお、ADR 分野についての支援を実施している USAID、AusAID、ブリティッシュ・カウンシルとは、いずれもビジネス専門の民間調停人養成や村落レベルの民間調停の活性化に重点を置いており、本プロジェクトとは重複せず、むしろインドネシアにおける調停制度の広報が乏しすぎる状態であることから、相互に連携・協力することにより相乗効果が得られると期待され、本プロジェクトを歓迎していた。いずれのドナーも相互の活動成果の情報共有には好意的であり、本プロジェクトにより規則が改正されると他ドナーの活動に影響を与える可能性が高いので、積極的に情報を提供してドナー間調整



を図る必要がある。

既に、USAID、AusAIDからは、調停実施のパイロット・コートにおけるモニタリング結果などの参考資料の提供を受け、今後の協力関係が期待できるうえ、USAID、ブリティッシュ・カウンシルと本プロジェクトのオフィスは、すべて汚職裁判所内に設けられる予定であり、ドナー間調整は容易であると予想される。

## 2) 他ドナーの教訓から学ぶべき点

EUは、対最高裁の技術協力案件（1000万ユーロの巨額で広範な内容のもの）は、主に最高裁側の非協力のため、実施が1年半以上も遅れ、3年計画のプロジェクトを残り15か月間で終えなければならない事態に陥っているなど、訪問したすべてのドナーの実務担当者から、インドネシアで司法改革関連プロジェクトを実施することの困難さについての教訓を多々教示された。

しかし、例えば、EUはプロジェクト・マネージャーにパウルス最高裁判事の指名を得るだけで最初の半年かかったが、本調査団は5日間の協議中にプロジェクト・ダイレクター以下のWG全メンバーの長官令案まで得た。この違いは、本プロジェクトが調査団派遣までに5年をかけて対話を積み重ねた末にマリアナ最高裁副長官自身のイニシアティブにより選ばれた内容であり、単に資金を提供してプロジェクト実施を下請けに出している他ドナーと異なり、現地企画調査員河田氏の積極的な最高裁へのアプローチや本邦研修等によって対面での直接対話が積み重ねられてきたことによってインドネシア最高裁側とJICA側（実施機関である法務総合研究所を含む。）との間に信頼関係が形成されていたことによると思料される。

逆にいえば、派遣される長期専門家は、インドネシア最高裁側にとっては「新人」であるから、これまでに形成された信頼関係の延長上に派遣されていることを種々の形でアピールし、WGに受け入れてもらえるように地ならししてやる必要があるということである。

その意味で、長期専門家派遣後の初期段階において、本プロジェクトに対するインプットを効果的に行う必要があるといえる。

## (4) プロジェクト実施上の留意点

### 1) プロジェクトの各コンポーネントの配分について

本プロジェクトの最重要課題は、コンポーネント1の規則改正である。

しかし、改正した規則に基づき、調停制度を活発化させるためには、ユーザーである弁護士・一般市民の啓蒙が不可欠であるから、規則改正後の調停人養成や広報の活動も重要である。

なお、広報の方法としてインドネシアで最も効果的なのは、他ドナーの調査結果によれば、テレビ・ラジオであるとのことである。

本プロジェクトでは、既に本邦研修で研修員から非常に好評を博した調停人養成研修のDVDが存在しているところ、これは「調停」の概念や利点を啓蒙する広報ツールとしても有用なものであり、この台本をインドネシア語に翻訳してインドネシア側に提供することが可能である。

これを活用した研修・広報ツールの作成も視野に入れることが可能であろう。

## 2) 通訳・翻訳について

物理的支援の道具である機械設備が重要であると同様に、法律分野の技術協力において最も重要な道具は、「言語」、すなわち「通訳・翻訳」である。

過去の本邦研修における経験から、マリアナ最高裁副長官から、JICA 調査団に対し、特に、研修・ワークショップの通訳には財団法人日本国際協力センター（JICE）研修監理員の呼子紀子氏をお願いしたいとの懇望があったことをあえて付言しておく。

## 3) 統一弁護士会との関係

統一弁護士会は、結成されて間がなく、インドネシア最高裁との間には、日本の最高裁判所と日弁連との間のような対等な関係は見出しがたい。しかしながら、WG に弁護士 3 名が入っていることから、この弁護士 3 名が個人資格ではなく、統一弁護士会の代表として参加しているというスタンスをとることにより、統一弁護士会のプロジェクトへの協力を形成・維持することが重要である。

本プロジェクトに対し、統一弁護士会としての積極的な関与を促したり、または、本プロジェクトの成果物（研修ツール、広報ツールなど）を関係者に無償で共有することにつき最高裁側は調査時に同意していたので、統一弁護士会でも会としての弁護士に対する研修や会の各種広報活動にこれらの成果物を使用できるようにすることにより、本プロジェクトの成果をより一層広範に広めることが可能となる。

## 4) 地方への普及とアチェ州の扱い

本プロジェクトでは、改正規則の地方への普及活動等は視野に入れられていないが、インドネシアでは地方ごとに事情が異なるので、地方で改正規則が円滑に適用し得るよう配慮すべきである。特に、アチェ州については、津波災害からの復興に調停制度が有用であり、ADR 遠隔セミナーを実施したこととの連携を可能な限り図るべきである。

## 2-4 総括所感

本プロジェクトは、インドネシアの裁判手続に付随する和解・調停制度の改善を目的としたプロジェクトである。本プロジェクトの内容は、2002 年のニーズ調査以後合計 5 回に及ぶ「日本インドネシア司法制度比較研究セミナー」等の本邦研修の結果としてまとめられたインドネシア側の政策提言の内容を受け立案されたものであり、2006 年 3 月から 9 月まで行われた「アチェ津波被災民のための ADR セミナー」（JICA-NET を通じた遠隔セミナー）で得られた知見も反映し、当該セミナー参加者へのフォローも検討されている。

本プロジェクトは、インドネシアにおける司法改革の方向性と合致したものであり、インドネシア最高裁判所の強いオーナーシップが認められる。インドネシア最高裁判所は、2003 年に司法改革のための意欲的なブループリントを発表し、自らの強いイニシアティブで改革を志向しているところ、このブループリントの目標の一つである最高裁判所の未済事件の減少のためには効果的効率的な事件処理が必要不可欠であり、本プロジェクトの目標である裁判手続に付随する和解・調停制度の強化は有効な解決方法の一つになり得る。また、当該ブループリントの実現は最高裁判所の重要な任務として認識されており、かつ、上記のとおり本プロジェクトの内容はインドネシア側の政策提言に基づいたものであり、最高裁判所のオーナーシップはきわめて高い。

さらに、今回の調査において、和解・調停制度強化のために協力が不可欠な最高裁から認証を受けた調停人研修機関（IICT と PMN）、統一弁護士会、法務人権省といった各ステークホルダ

一の積極的な協力が得られることが確認されたうえ、他のドナーの活動とコーディネーションを図ることによる相乗効果も十分に期待できる。各関係機関の若干の思惑の違いは当然あり得ようが、問題点の認識及び改革の方向性については各機関の理解に齟齬はなく、コーディネーションを図ることは十分に可能であり、かつユーザーフレンドリーな制度の構築のためには、最高裁判所以外の機関を巻き込んだ活動が不可欠である。この点はプロジェクトの実施にあたって最大限考慮されなければならないであろう。

本プロジェクトは、上述のとおり、過去5年間にわたる本邦研修におけるインドネシア側との対話及び平石・河田両企画調査員によるインドネシア側との交流の成果として築かれた信頼関係に基づき、両者の対話を通じて立案され、実施が計画されるものである。これまでの関係者の努力に対し深い敬意を表するとともに、今後とも更なる信頼関係の蓄積のもとにプロジェクトの実施に取り組むことが必要である。



## 付 属 資 料

- 1 . 調査日程
- 2 . 議事録
  - 2 - 1 . 最高裁との協議議事録（2006年9月25日、26日、28日、29日）
  - 2 - 2 . JICA 事務所訪問議事録（9月25日、29日）
  - 2 - 3 . AusAID との協議議事録（9月25日）
  - 2 - 4 . EU との協議議事録（9月25日）
  - 2 - 5 . PMN との協議議事録（9月26日）
  - 2 - 6 . 法務人権省との協議議事録（9月26日）
  - 2 - 7 . IICT との協議議事録（9月27日）
  - 2 - 8 . 南ジャカルタ地裁との協議議事録（9月27日）
  - 2 - 9 . 統一弁護士会との協議議事録（9月27日）
  - 2 - 10 . USAID との協議議事録（9月28日）
  - 2 - 11 . プリティッシュ・カウンシルとの協議議事録（9月28日）
  - 2 - 12 . 日本大使館報告議事録（9月29日）
  - 2 - 13 . UNDP 訪問メモ（9月29日）
- 3 . M/M
- 4 . 面談者リスト
- 5 . EU プロジェクト概要
- 6 . IICT 関係資料
- 7 . PMN 関係資料
- 8 . 国別研修「司法制度比較研究セミナー」において、インドネシア裁判官よりなされた政策提言



1. 調査日程

	午前	午後	夕
2006年 9月24日(日)	日本発、ジャカルタ着	佐藤専門員、塚本団員 16:50着 JL725) (田中教官 18:10着 SQ162)	
9月25日(月)	9時30分出発 10時 インドネシア最高裁長官表敬 10時15分～12時30分 協議①	14時 AusAID (LDF) 15時30分 EU協議 (17時JICA打ち合わせ)	19時30分 インドネシア大学法学 部長ヒクマハント氏等と会合
9月26日(火)	9時30分出発 10時 インドネシア最高裁協議②	14時 PMN視察、ヒアリング 16時 法務人権省	19時 インドネシア検事総長アブド ウルラフマンサレ氏等と会合
9月27日(水)	8時30分出発 9時 IICT訪問 11時 南ジャカルタ地裁	16時 統一弁護士会	18時 インドネシア最高裁副長官 マリアナ女史及び本邦研修員主 催夕食会
9月28日(木)	9時30分出発 10時 最高裁協議③ (M/M仮署名)	13時 USAID 15時 ブリテイッシュ・カウンシル (EUプロジェクトの実 施者)	
9月29日(金)	9時30分 JICA事務所報告 10時30分 最高裁協議④ M/M署名	14時 日本大使館報告(岡庭公使) 15時30分 UNDP訪問 (佐藤専門員、塚本団員 22:35発 JL726) (田中教官 20:15発 SQ167)	
9月30日(土)	日本着		





## 2 . 議事録

### 2 - 1 . 最高裁との協議議事録 ( 2006 年 9 月 25 日、26 日、28 日、29 日 )

#### 第 1 協議経過概要

##### 1. 1 回目 ( 9 月 25 日 )

インドネシア最高裁側でマリアナ副長官から他の最高裁判事 ( パウルス司法改革チーム長ら ) に対する事前説明・根回しがなかったため、調査団来訪趣旨が理解されず、日本側から詳細説明のうえ、インドネシア側内部で協議してもらうこととなった。

##### 2. 2 回目 ( 9 月 26 日 )

インドネシア最高裁側の態度が豹変、調査団歓迎モードに。協議の結果、プロジェクト内容についてはほぼ合意され、修正箇所につき JICA 調査団側で修正したものを次回用意することとなった。

ただし、「プロジェクト・マネージャー」につき、インドネシア最高裁側が、ロジ面の責任者兼 WG 議論取りまとめ報告者と位置づけ、内部職員にはその作業をする余裕がないため、調停人養成研修の認証機関である NGO の IICT 役員ファタヒラ氏に JICA 予算で業務委託したいような要望があり、JICA のスキーム上困難であることを説明して再検討となった。

インドネシア最高裁側で WG のメンバーを選定して最高裁長官令案を作成する旨約束した。

##### 3. 3 回目 ( 9 月 28 日 )

M/M 仮署名 ( 手書き修正版 )。

調査団が M/M 案修正版を提示し、インドネシア最高裁側が WG の長官令案を提示。

インドネシア最高裁側がプロジェクトの内容面の責任者として、プロジェクト・ダイレクターにハリフィン最高裁民事部長を指名し、最高裁自身のオーナーシップが確認されたので、ロジ責任者としてファタヒラ氏をプロジェクト・マネージャーとすることにつき調査団も合意 ( 委託契約等は締結しない。最高裁外部のプロジェクト・メンバーとして日当程度の支払は可能。 )、M/M 案・長官令案に手書きで各修正のうえ、仮署名。

##### 4. 4 回目 ( 9 月 29 日 )

M/M 正式署名。

調査団が M/M 最終版を持参、インドネシア最高裁側が WG の長官令案改訂版 ( 別添 1 ) を提示して M/M に添付のうえ、双方円満に署名に至る。

( 詳細は別添 2 議事録記載のとおり。 )

以 上

別添1 WGメンバーリスト（長官令案）

第1 プロジェクトのステアリング・コミッティー（最終意思決定権限者）

1. バギル・マナン最高裁長官
2. マリアナ・スタディ最高裁副長官
3. パウルス・ロトルン最高裁判事（司法改革チーム長）
4. スバギオ最高裁総務部長
5. マス・アクマド・サントサ司法改革チーム委員

第2 プロジェクト・ダイレクター

ハリフィン最高裁判事民事部長

第3 JICA 側

1. 山西企画調査員
2. JICA 長期専門家

第4 プロジェクト・マネージャー

ファタヒラ（IICT 所長）

第5 プロジェクトの秘書

ニサ（最高裁司法改革チーム専門員）

第6 ワーキング・グループ

1. アディ最高裁判事（プロジェクト・コーディネーター）
2. アブドゥルラフマン最高裁判事
3. アチャ・サンジャジャ最高裁判事
4. アグン最高裁商事部副長官付調査官
5. スパンディ司法研修所長
6. アンディ判事・南ジャカルタ地裁所長
7. スハディ判事・タゲラン地裁所長
8. エリ最高裁調査官
9. アルタ判事・バンドン地裁
10. デヴィ判事・バンドン地裁
11. ウィウィック最高裁司法改革チーム専門アドバイザー
12. ワヒドゥディン・アダムス法務人権省地方条例起草部長
13. ムアリミン・アブディ法務人権省法制局憲法訟務部憲法訴訟課長
14. ルトフィ・ヤジド弁護士
15. トニ・ブディ・ジャヤ弁護士
16. フィルマンシャ弁護士
17. アーメド・ファーミ・シャハブ（PMN 所長）

## 別添2 インドネシア最高裁との協議議事録

<第1回 9月25日>

日時 9月25日午前10時～12時10分

場所 インドネシア最高裁判所 長官用会議室

表敬訪問 バギル・マナン最高裁長官

### 1. 面談者

(1) 日本側 佐藤（団長）、田中（法総研）、塚本（JICA 本部）、河田（JICA 現地企画調査員・通訳）

(2) インドネシア側 バギル・マナン最高裁長官、マリアナ副長官

### 2. 長官発言概要

- ・ADR プロジェクトは非常に有意義である。
- ・コート内のみならず、コート外の Mediation も促進したい。
- ・大きな訴訟のみならず、小規模の訴訟にも活用したい。

### 3. 使用言語 英語（通訳なし）

### 4. 交付資料

- ・JICA の M/M 案、マスタープラン案
- ・田中持参の“Justice in Japan”、法務省発行の「ICD NEWS（法務省法務総合研究所国際協力部報）及び「法整備支援について」の各パンフレット

### 5. 協議

(1) 協議場所 最高裁会議室

(2) 協議出席者

1) 日本側 佐藤、田中、塚本、河田（通訳）

2) インドネシア側

- ・マリアナ最高裁副長官（H.E.Marianna Sutadi、Vice Chief Justice：女性。元本邦研修員。ADR 専門家）
- ・パウルス最高裁判事（H.E.Paulus Effendi Lotulung：司法改革チーム長）
- ・ハリフィン最高裁判事（Harifin Tumpa：民事部長）
- ・アディ最高裁判事（Susanti Adhi Nugroho：女性。海外支援窓口兼 ADR 専門家。元本邦研修員。）
- ・アンディ判事（Andi Samsan Nganro、SH：南ジャカルタ地裁所長・元本邦研修員）
- ・アグン最高裁調査官（IG.Agung Sumanatha、Secretary of Research & Development、Supreme Court Training Center：判事。法開発研究機関調査官。元本邦研修員）
- ・スバギオ最高裁事務局総務部長（Subagyo、Head of Administration Affairs Body、Supreme Court）
- ・ブディマン氏〔Budiman Sudarsono：国家開発企画庁（BAPPENAS）法務人権課長〕

(3) 事前準備 田中作成質問事項を事前に河田氏がインドネシア語訳して交付済み

(4) 言語 河田氏によるインドネシア・日本語の逐語通訳

(5) 協議結果概要

マリアナ) 会議の趣旨説明

本邦研修の成果を受け、今後の技術協力プロジェクトの方向性に関する調査にきた。

ADR に関しての規則改正のみならず、長期的には法改正も視野に入れている。

アジェンダをもらっているなので、回答していきたい。

その前に、田中教官から、提案内容を説明してもらいたい。

田中) プロジェクト案の内容の概要説明。

佐藤) 日弁連・法総研がサポートすることを付言。

マリアナ) 調査団の目的は、プロジェクトの実施可能性について調査に来たと理解している。

3回の協議で M/M 署名は早すぎないか? インドネシアの状況をもっとよく知ってもらったほうがよくないか?

最高裁規則改正のみならず、日本型調停の導入を考えている。長期的ゴールとしては、新規 ADR 法の立法、短期的には最高裁判所規則 2003 年 2 号の改正が目標。

塚本) JICA 予算からは、長期専門家は 1 名。予算が厳しく、JICA 本部がネガティブななか、河田・田中氏らの調整で本調査団が実現したので、本調査団でミニッツ署名に至らなければ、プロジェクト実施は困難である。大規模なプロジェクトを時間をかけて準備するよりも、小規模なプロジェクトを現段階で始めることが、その後の活動につなげていく契機となり得る。

パウルス判事) 改革チーム長として発言する。

本プロジェクト案には、公衆の参加が必要と考えている。JICA 提案については評価している。しかし、2003 年以後、IICT、PMN で調停人養成研修をしており、パイロットプロジェクトも実施済み。教材も作成済み。したがって、支援プロジェクトは、既に実施済みの活動との重複は避けたほうがよい。既にある規則を全部変えたり、訓練方法全部を変えることは避けたほうがよい。

だから、もっとインドネシアの状況を調査したほうがよいのではないかと。専門家が現状調査をしたうえで、プロジェクト案を考えたいほうがよいのではないかと。

マリアナ) (日本の制度や研修の成果について一所懸命パウルス判事に説明)

本プロジェクト案は、インドネシアのイニシアティブでやりたいと言っていることである。規則改正が必要だから改正プロジェクトを提案している。

アディ判事) 私は ADR の専門家である。規則の改正点はあまり多くないと思う。(法律に比べ) 規則に与えられている権限は限られている。現研修でもガイドラインはある。銀行等の専門家による民間 ADR も動き始めている。現規則による調停制度はうまくいきかけているところだと考えている。

調停人の倫理規定のドラフティングも進んでいる。周知徹底も行われている。調停手続きのガイドラインもある。

マリアナ) (再度一所懸命説明。現規則の問題点と日本の制度、特に和解が参考になることを指摘。) インドネシア最高裁としては、規則改正が必要と思っている。

佐藤) 問題点は本邦研修を通じて共有できていると思っている。規則改正・養成研修改善の規模については、協議し得ると思っている。

田中) プロジェクト案を調停にした背景・理由を説明させてください。2002 年にインドネシ

ア政府から JICA に司法改革支援要請があり、ニーズ・アセスメントの調査団が来ましたが、インドネシア側の司法改革の課題は非常に広範でした。また、日本側も、カンボジア等と違い、制度基盤があるインドネシアに日本として何を支援できるか当初はわからなかった。正直なところ、当初は ADR の優先度は低かった。しかし、2002 年調査団時の広範な要請の中から、現地調査 3 年間の本邦研修を通じて、インドネシアの地裁の裁判官が日本の制度を参照するなかで、最もインスピレーションを得たのがメディエーションについてであり、日本の制度の模倣ではなく、現規則の使いにくいところを改善したいという現場の地裁の裁判官の高いニーズがあった。その地裁の裁判官の意見が適切かどうかをマリアナ副長官に二度も来日して確認していただいた。そのようにして形成されたインドネシア側の政策提言に基づいて作成したのが本プロジェクト案である。(パウルス司法改革チーム長らが初めて聞いたような様子で頷きながら聞く。ようやく表情が和らいでくる。)ハリフィン民事部長) 短期的には規則改正を否定しないし、日本の制度も取り入れられるところもあるだろう。調停委員の制度も取り入れられるだろう。中期的には、裁判所法改正中なので、そこに ADR についての条文を入れ、規則もつくるということも考えられる。マリアナ) インドネシア側でこのプロジェクト案の趣旨が十分情報共有されていないところがあるので、持ち帰って協議したい。

佐藤) 本邦研修の成果であるインドネシア側の政策提言について日本側は非常に高く評価している。

塚本) M/M 案について是非確認していただき、明日の協議では、修正点についてインドネシア側意見を出していただきたい。プロジェクト・ダイレクター、マネージャーを確認していただきたい。

田中) 日本ではボトム・アップを重視している。是非、アンディ判事やアグン調査官らのご意見を直接聞いていただきたい。

<第2回 9月26日>

日時 9月26日午前10時～午後1時30分

場所 インドネシア最高裁判所 会議室

## 1. 協議出席者

- (1) 日本側 佐藤、田中、塚本、河田（通訳）、山西（JICA インドネシア事務所企画調査員。  
河田氏後任予定）
- (2) インドネシア側
  - ・マリアナ最高裁副長官
  - ・パウルス最高裁判事
  - ・サントサ氏（Mas Achmad Santosa。IICT 役員。UNDP プロジェクト顧問。最高裁司法改革チームのメンバー）
  - ・アディ最高裁判事
  - ・ハリフィン最高裁民事部長
  - ・アンディ判事
  - ・アグン最高裁調査官
  - ・エリ最高裁調査官（Ely Mariani：女性。元本邦研修員）
  - ・ニサ最高裁司法改革チーム専門員（Nisa Istiani、SH.MLI：若い女性）

## 2. 協議結果概要

マリアナ）今日のメンバーは、今後の協議にずっと参加する。日本側から何か話があるか。

佐藤）昨日の協議後のインドネシア側の協議結果を伺いたい。

マリアナ）一種のブレインストーミングを行った。本プロジェクトが3年間の研修の成果であることをパウルス判事（本邦未参加）・アディ判事（参加がかなり前）らに説明した結果、本プロジェクトの必要性につき合意した。今日は、スバギオ総務部長は欠席だが、インドネシア最高裁としても費用を節約できる調停の促進を歓迎する。最高裁として、このプロジェクトを歓迎しているし、2年間で成果を出すことを期待している。

今日は、改革チームのスティアリング・コミッティーの長であるパウルス判事と委員であるサントサ氏に出席していただいているので、意見を聞きたい。

（パウルス判事が、サントサ氏に話すように指示）

サントサ）私は改革チームの一員として3年間支援してきた。その一つに調停があり、規則作成・調停人の研修（裁判官、裁判官以外両方）・4パイロット・コートにおける調停実施についても支援してきた。

マリアナ・パウルス判事の指示のもと、調停の潜在性の重要性に留意しながら、既存の調停の仕組みをより改善して完全にすることを企図して改正規則のブループリントをつくるつもりでプロジェクトの計画を立てたい。

ブループリントでは、裁判上の調停が活用されにくかった理由について、人材育成の不十分、広報の不十分、調停人になるインセンティブが低かったこと（裁判官が調停人になるメリットがない）、調停室等のインフラがなかったことがある。これらにつき、ブループリントに含んで関係者とともに改善していくことの一助となりたい。

パウルス）付言することはない。

アディ) JICA 案に基本的には合意している。ただし、WG については、判事、IICT、PMN 等の関係者を巻き込む必要がある。最高裁は直接資金協力を受けられないので、第三者を介してほしい。

現行のインドネシア法制度と整合性があるようにしてほしい。

Q&A 集についてだが、調停人ガイドラインのようにしてほしい。これをブループリントに入れたい。

調停人の Trainers Training には賛成である。

マリアナ) プロジェクト計画案には賛成である。もともと本邦研修員から出た政策提言案に基づくものであるが、これをインドネシア最高裁として推進するつもりである。

WG も今すぐ設置するつもりである。

佐藤) 非常にうれしく感じている。インドネシア側プロポーザルを JICA が高く評価して提案したものであるので、合意が得られてうれしい。サントサ氏のブループリントの活動とプロジェクトとの関係については要整理であるが、是非協力させていただきたい。アディ判事のコメントも我々が考えていることと同じである。関係者を広く巻き込む必要があると考えている。Q&A 集も、ガイドラインとするかどうか、真に規則を広く正しく理解してもらえような解説書をつくるという趣旨であるから、どういう形がふさわしいかについては、プロジェクトの中で協議していきたい。

(マリアナ→パウルス ブループリントについての説明を求める。)

パウルス) プロジェクトの大枠を決めるべき。規則改正にとどまるのか、ブループリントとは、調停制度全体の改善を含むが、内容は WG が決めるべきことであるが。

サントサ) 以前は最高裁規則を拙速につくり、すぐ調停人養成を始めた。今度は、より長期的計画のもとで包括的にシステムティックにブループリントをつかってやりたい。マリアナ副長官から IICT に依頼して作成されたブループリント案が理想的だと思っている。

マリアナ) 改正前も現規則は有効であるから、調停人養成は継続する。

ブループリントを最高裁意思決定として作成する。これを JICA プロジェクト実施前に済ませる。

アディ) 最高裁規則ですぐ変更すべき点を改正し、ブループリントをつくり、それから全体的な改正案をつくれればいいんじゃないか。

サントサ) 選択肢の問題だと思っている。これまで 40 コースの研修をしてきたが、そこでの FAQ として、規則の解釈と調停技術の 2 種類についてあった。したがって、改正すべき点は既にほとんど集約されていると思っている。何度も改正する必要はない。

マリアナ) ここで、日本側の意見を聞きたい。今回の規則改正は、小規模なものではなく、実質的改善をしたい。そこに日本での研修の成果を取り入れたい。

田中) 規則改正は 1 回が望ましいと考える。改正すべき点は、研修参加の判事らの意見でほぼ明確である。IICT の研修でも明確化されていると思う。例えば調停期間が短い、最初の 1 回ではなく訴訟の中間段階でもっと機会が多いほうがよいなどである。しかし、訴訟期間が提訴から判決まで 6 か月以内という制約の中で調停期間をどのように設定すべきか直ちに決めがたいであろう。また、アンディ判事のような優秀な判事であれば調停の機会を完全に判事の裁量に任せてもよいかもしれないが、地方の実情を考慮すれば規則で明確化すべきかもしれない。WG では、そういう点をよく検討してもらいたいし、ユーザーである弁護士の意見

もよく聞いてもらいたい。したがって、十分な協議を経たうえで一度でまとめて改正すべきである。

調停人養成研修には、規則の解説と調停技術の両面がある。規則改正前でも、調停技術に関する研修はできるので、調停人養成に関する活動もプロジェクトの初期から開始すべきと考えている。

そういう意味では、IICT で用意されたブループリント案と JICA 案とは重なる部分も多いと思う。

塚本) 予算面に関する説明。本邦研修は年1回で、規則改正・調停人養成・広報の3コンポーネントに集中する必要があると考えており、その他に広げるのは困難。ブループリントは、やや広範にすぎ、長期専門家1名では対応しきれないとする。

佐藤) FAQ のためのワークショップ等をする余裕はない。JICA 案は、本邦研修3回の成果であり、既にかんがりの調査を経たものと考えている。

アディ) 予算も限られているということであれば、JICA 案を縮小してもよいくらいではないか。WG を設置し、日本の専門家とともに、規則改正に集中する。それに3~6か月。その後は広報活動に使えばどうか。

マリアナ) 本規則改正は、インドネシアで問題だと思われていることに答えるだけでなく、日本で得られた新しい知見を入れたい。例：和解、調停委員など。その点で、改正作業の日程を6か月以内などと限定したくない。日本での研修の成果をもっと入れたいのだ。WG のメンバーとよく調査・協議したい。

サントサ) 日本側はブループリントには関心がないと言っている。なぜなら、既に現行調停の問題点は既に洗い出されていると言っている。しかし、学術的な検証を経ていない。また、比較文化的検討が必要ではないか。JICA 案の3コンポーネントに含まれないとしても、少なくとも、アクション・プランの作成は必要ではないか。すなわち、問題点の診断分析が必要である。

マリアナ) マスタープランの成果案については、賛成している。日本での研修では、インドネシアで調停がうまくいかない、知られていないという原因はあまり考えていなかった。確かに文化的研究も必要かもしれない。JICA プロジェクトでカバーできないのであれば、他ドナーに頼んで研究してもよい。

田中) 日本の考え方を説明。

ハリフィン) 間をとってはどうか。我々全員、現行規則を改正する必要があるということである。最初の6か月で問題分析、次に規則改正、次…と分けてはどうか。

マリアナ) ブループリント、アクション・プラン等の作成は、日本人専門家が来る前にインドネシア側でやっておく。JICA 案については、JICA 案どおりやってもらいたい。

明日までに WG の名簿をつくりたい。

河田) 長官令の形にできますか。調査団がいる間に。

マリアナ) できる。JICA 側投入について詳しく説明してほしい。

塚本) (概要説明のうえ) これ以上は出せない。

アディ) 第三者をどう関与させるか。プロジェクト・マネージャーをどうするか。最高裁が直接資金供与を受けられない点をどうすべきか。レポートの取りまとめ作業等は本業があるのでできない。そういう作業を誰にさせるのか。



マリアナ) プロジェクト・ダイレクターはハリフィン民事部長 (最高裁副長官 Deputy Chief Justice) が良い。

プロジェクト・マネージャーに最高裁以外の第三者が良い。ベンチ・ブック作成時と同様にしたい。この両者を分けているのは、JICA もそこがわかっているからではないか。

佐藤) プロジェクト・マネージャーは、最高裁の WG の議長であり、改正規則案を取りまとめる人物。プロジェクト・ダイレクターは、プロジェクトの最終責任者でプロジェクトの作業をオーソライズする人物。プロジェクト・マネージャーのもとに、アディ判事が指摘されたロジをする人間は必要。

アディ) じゃ、ロジは誰がやるの? WG は、いつ、どこで、誰の資金で会議をして、そのレポートを取りまとめるのは誰がやるの?

マリアナ) プロジェクト・マネージャーには、サントサやウィウィックがいいと思っていたが、それぞれ UNDP、LDF から資金を得ているので駄目、ということですね。

河田) ANNEX IV の 4 項目秘書は?

マリアナ) 無理。最高裁は今でも人手不足。JICA で秘書を付けてもらいたい。PMN から人を出させたらどうか。長期専門家の部屋は、ウィウィックらと共有する。終日そこで作業をするのは狭すぎるだろう。汚職裁判所の部屋の一部を確保することは可能。ここから渋滞がなければ車で 30 分くらい。

佐藤) 部屋について: 長期専門家が最高裁に常駐が無理でも、来たときに使える部屋を確保してもらいたい。

秘書について: 長期専門家の専属秘書が無理でも、プロジェクト・マネージャーのもとで長期専門家がいつでも連絡・面談できるコンタクト・パースンを指名してもらいたい。

マリアナ) コンタクト・パースンはウィウィックを指名する。

ニサ) JICA に部屋を渡すと、他のドナーもほしいと言い出すと困るのではないか。(インドネシア側は誰も賛同せず。)\*

佐藤) WG の作業は、最高裁の会議室を使わせてもらいたい。長期専門家が最高裁に来るのは、そのときが中心となる。WG の会議の開催頻度のイメージは?

ハリフィン) 1 か月 2 回でよい。部屋も最高裁会議室を使ってよい。

田中) WG の作業時間帯のイメージは? それぞれ本業があるので夕方や休日になる可能性があると思うが。

マリアナ) 予算面: 2007 年度予算はもう提出済みなので、最高裁 C/P は 2007 年度 1 月 1 日から年末までの予算は手当てできない。2008 年度からはプロジェクト予算を手当てできる。

WG のメンバーとして、判事以外も必要だと思う。それを JICA が入れてよいという意見であれば、彼らの参加費用は最高裁は負担できない。JICA が負担するか。

塚本) 日当・宿泊費用は払わないのが原則である。

マリアナ) 裁判官はもらえないのはわかっている。

---

\* あとで確認したところ、司法改革チームとしてウィウィックとニサが使用している最高裁 1 階の部屋は、確かに狭く、合計 8 畳くらいのスペースを柵で 2 つに区切り、一方は壁際に執務机 3 個、パソコン、ミニプリンター兼ファックスを設置して両名で使用し、他方には大きめのテーブルを置いて小会議・作業ができるようになっている。当職らが訪問した 9 月 29 日には、法廷モニタリングのボランティアの若者 6~7 名がテーブルでモニタリング結果整理の作業中であった。これではウィウィックとニサがドナーの専門家と自室を共有するのを嫌がるのも無理はないと思われる。河田氏の説明では、前の他ドナーの専門家は、この部屋にしばしば居たそうであるから、WG 開催日にはこのテーブル側に来て準備作業等をする事は可能であるし、この部屋の電話・コピー機・FAX 等も使用可能である (ニサに確認済み)。

塚本) その他について、例外的に考慮することは可能である。しかし、現地業務費の限界があるので、他のプロジェクトとの比較のもとに考えたい。

マリアナ) 大学の学者等の参加者については日当が出るという理解でよいか。PO 案のワークショップの費用は JICA 持ちか。

塚本) はい。

田中) WG のメンバーは、規則改正グループと調停人養成研修グループと 2 種類あることに留意されたい。重なる部分もあるが、違う人も必要。また、各グループには中心メンバーとリソース・パースンの 2 種類がある。

マリアナ) 了解。

パウルス) (マスタープランについての形式面の質問)

河田) JICA の標準的な形式に沿ったものであることを説明→了解。

マリアナ) インドネシア側の予算は厳しいことを理解してもらいたい。特に 2007 年度は現金のコストシェアはできない。

河田) 会議室の提供等もコストシェアの一環であるので、協力願いたい。

マリアナ) JICA 案のデータがほしい。→了解。

塚本) 変更箇所は ANNEX IV が中心。→了解。

田中) マスタープラン案の活動案の細目について確認してほしい。変更の提案はあるか。

サントサ) 1-1 と 1-2 の間にワークショップを入れてほしい。参加者は全本邦研修参加者、IICT の講師ら。最低 2 回。

“1-4 Conduct WS to solicit input from wider stakeholders.”

長期専門家派遣を早めてもらい、ワークショップを早期に一度開催することはできないか。

佐藤) 長期専門家はこれから公募するため、選任後、弁護士が仕事を片付けて派遣準備をするためにも時間は必要。良い人を選ぶのは拙速では無理。

田中) 長期専門家派遣前に WG が問題点を整理する作業は是非お願いしたい。着任次第早期にワークショップ開催することは可能。

塚本) 案は良いが、ロジ面が大変ではないか。

佐藤) 着任直後は無理だろう。準備段階から良い短期専門家の選任作業を進めるので、各活動を同時並行的に準備していくことを期待している。

マリアナ) それでよい。費用は JICA 持ちですね。

(河田→調査団：例年年度末に向けて余裕がでるインドネシア事務所予算で対応可能なはず。)

塚本) はい。

マリアナ) 2008 年度はできるだけ予算をつけるにしても、どういう費用が必要かを言ってくれたら、スバギオ総務部長に提出しておく。

サントサ) インドネシア最高裁が長期・短期専門家に条件を付けてよいか。長期専門家は弁護士になるだろうが、短期専門家については、草野判事のような退職裁判官や、調停委員経験のある弁護士に来てもらいたい。

佐藤・田中) 我々も同じ意見である。そのように努力したい。

佐藤) いくつかの田中質問案に未回答の点もある。JICA 案も訂正する必要がある。木曜日には再協議が必要なので、木曜日の署名を目指したいが、金曜日に署名だけのための短時間いた

だくことは可能か。

マリアナ) 了解した。未回答の点とは？

田中) 最高裁規則改正手続概要。全国地裁所長会議の承認が必要か。それによって PO 案も改正する必要がある。

マリアナ) 規則改正案作成のための WG を設置する。法調査開発部に提出して決裁を得る。次に、最高裁の裁判官会議（役付 12 人のみ）での承認を得る。前回消費者保護の規則を作成したときは、4 か月かかった。

全国地裁所長会議は年 1 回 9 月のみ。

田中) 宗教裁判所・商業裁判所でも使える規則にするつもりか、それとも通常裁判所だけの規則とするつもりか。2003 年 23 規則はワン・ルーフ化前だったので、通常裁判所のみだったが。

マリアナ) 現規則のままでも、宗教裁判所でも適用可能。新規則は当然適用可能。ただし、アチェのシャリア裁判所だけは別なので、シャリア担当の最高裁判事に要相談。

田中) 成果物である研修教材等を他の関係者とシェアすることは問題ないか。

全員) 問題ない。

田中) 長期専門家がインドネシアの裁判の実情についてよく理解できるように、図書室や裁判例にアクセスできることを保証してもらいたい。

マリアナ) 了解。

田中) 質問は以上です。

マリアナ) ありがとうございました。

(日本側退室。その後、インドネシア側出席者で小一時間協議し、プロジェクト・マネージャー、WG メンバーを決定。)

<第3回 9月28日>

日時 9月28日午前10時～午後1時

場所 インドネシア最高裁判所 会議室

## 1. 協議出席者

(1) 日本側 佐藤、田中、塚本、河田（通訳）

(2) インドネシア側

- ・マリアナ最高裁副長官（急用のため遅刻。警察の高官が最高裁長官を表敬するのに同席。11過ぎころ登場）
- ・パウルス最高裁判事
- ・ハリフィン最高裁民事部長
- ・アディ最高裁判事
- ・アンディ判事
- ・アグン最高裁調査官
- ・エリ最高裁調査官
- ・ニサ最高裁司法改革チーム専門員

## 2. 協議結果概要

パウルス）マリアナを待つ間に質問したいことがある。

WGの名前を決めたので、マリアナ副長官かあとで発表する。

質問は、スバギオ総務部長から。

スバギオ）確認したいことは、最高裁内部の者でWGメンバーになっているものの費用はJICAが負担しないのは本当か。

塚本）最高裁内部の者についてはJICAは負担しない。費用が負担されるのは外部の者だけである。

スバギオ）それでは困難がある。WGの裁判官の費用をインドネシア最高裁の予算から負担できない。

塚本）通常執務時間内の作業については、裁判官は、給料があるはず。時間外になれば、多少の日当の支払は考えられる。また、ワーキンググループのための交通費等の実費についての支給も可能。

スバギオ）勤務時間内であっても、通常業務以外の業務を行うのだから、日当が必要と考えている。

塚本）このプロジェクトの作業は、最高裁自身の業務であるから、JICAは負担できない。

スバギオ→パウルス報告）業務時間外なら裁判官分も費用負担可能とのこと。したがって、このWGの作業は、業務時間外にしたらどうか。

塚本）業務時間外でも日当が払えるとは約束はできない。

アディ）IICTのファタヒラは、来年1月からオーストラリアに1～2年長期留学予定と今朝連絡があった。プロジェクト・マネージャーとして彼を使うことはできない。IICTから他の者を選ぶかどうか要検討。

インドネシア側内部で協議）WGの活動に費用がかかるし、報告書の作成も必要。それをIICTにやらせようと思っていたができないのであればどうすべきか。

パウルス) 今日 M/M の署名はしたいと考えているが、そのロジ面については、JICA と後日詳しい協議ができるか。

佐藤) 長期専門家が来たときに、彼が誰と連絡して WG の活動をどう進めるかについて話し合う必要がある。それは M/M 署名前に協議すべき。

塚本) ロジの責任者は、最高裁内部の問題。それが決まらないと本来は JICA の方針としては署名はできない。

パウルス) 最高裁側からロジのメカニズムに関するプロポーザルを出して議論したらどうか。

スバギオ) 長期専門家の TOR の中には、ロジを含むのか。

塚本) 含まれない。

パウルス) JICA 案の Attached Document 6 のインドネシア最高裁側の提供すべきもののチェックをスバギオに確認したい。

スバギオ) B) 建物・施設の利用供与 問題ない。

C) JICA 側が提供しない設備・装置等の利用供与

パウルス) ANNEX IV について。

プロジェクト・ダイレクターは、ハリフィン最高裁判事民事部長

プロジェクト・マネージャーは、IICT から誰か出させる。

プロジェクト・コーディネーター アディ最高裁判事

副プロジェクト・コーディネーター ウィウィック

秘書 ニサ専門員、ウィウィック専門員

WG アブドゥルラフマン最高裁判事

アチャ・サンジャジャ最高裁判事

アグン最高裁調査官

スパンディ司法研修所長

アンディ判事・南ジャカルタ地裁所長

スハディ判事・ダンケラン地裁所長

エリ最高裁調査官

アルタ判事・バンドン地裁

デヴィ判事

ワヒド法務人権省 (元本邦研修員)

ムアリミン法務人権省 (元本邦研修員)

ルトフィ・ヤジド弁護士

トニ・ブディ・ジャヤ弁護士

フィルマンシャ弁護士

アーメド (PMN 所長)

パウルス) この WG では、まず規則を改正し、次に養成研修について作業する予定である。作業は常にこの全体でやるイメージ。

ハリフィン) 規則改正には6か月、研修については長くかかると考える。

佐藤) コーディネーターの役割は何ですか。

アディ) 意思決定者ではないが、WG で得られた情報を取りまとめ、規則であれば改正の取捨選択をして規則を最終的にまとめ上げていく人である。意思決定者に提出するためのフィル

ターになる。副コーディネーターが、ロジの取りまとめをする人である。

佐藤) 我々の Wording が悪かったと思っているが、我々が “Project Manager” にしていたのは、まさに今、仰ったプロジェクト・コーディネーターの役割である。そうであれば、“Project Manager” を「プロジェクト・コーディネーター」に変更し、IICT の方にやってもらおうと考えているようなプロジェクト・マネージャーの役割（ロジの責任者）は、M/M に記載しなくていいくらいである。

ハリフィン) そうであっても、呼出係などの雑務をする者を明示しておきたい。

佐藤) ロジ担当者を明記するのであれば、WG の下に、「ロジ担当」として追記すればよいと考える。（塚本氏も了解）

ハリフィン) いや、プロジェクト・マネージャーは、ロジだけでなく、呼出権限があるので、WG より上であるし、WG の議論を取りまとめて報告書の作成もするので中身もわかっていなければならない。

（田中→日本側のみ つまり、プロジェクト・マネージャーとは、本邦研修で私がやるような役割ではないか。とすれば、かなり重要なロジをさせるイメージでインドネシア側がこだわるのも理解できる。日本側意見一致）

アディ) では、ファタヒラが留学してしまうのであれば彼をロジ担当にしておいて、プロジェクト・マネージャーを PMN の Ahmed にすればいいのではないか（アグン調査官が携帯電話で本人に確認。Ahmed 氏は希望）。

パウルス) ベンチブックの時の例を出して提案

ニサ) 改革チームのメンバーが特定のプロジェクトの中に入るのは問題ではないか。

河田) ベンチブックの時だってパウルス判事もニサも入っていたではないか（ニサの発言は常に JICA 案に対して否定的なため、毎回反論。要注意である。）

（11：15 マリアナ副長官登場。パウルス判事からこれまでの議論を報告。）

マリアナ) 必要があれば改革チームメンバーも特定のプロジェクトに入るし、不要であれば入らない。個別に考えればよい。

パウルス) コーディネーターのアディ、ウィウィックは、WG の中に入る。WG の中で誰がコーディネーターになるかは後で決める。ウィウィックはセクレタリーのほうにだけ名前を入れる。

ニサが以前 LDF から給料をもらいながら USAID に引き抜かれそうになったことがあった。

JICA の場合は問題ないですね。

田中) WG の長はどなたですか。

パウルス) コーディネーターの肩書きのまま、アディ判事になる。

河田→日本側説明) インドネシア語で長官令案が提示されているので、この中に JICA 側の名前が入っていないので入れてもらう必要がある。これを ANNEX にすればよい。

河田) JICA の専門家の名前を長官令案に入れてくれ。

マリアナ) 入れなさい。

パウルス) 長官令案の訂正点を確認。（当初、スティアリング・コミッティーとプロジェクト・ダイレクターの間に入れようとする）

ニサ) JICA の専門家の名前はもっと下に入れるべき。（JICA 側はプロジェクト・ダイレクターの下に変更することになる）

マリアナ) 長官令の名前・分類につき詳細指示→アグン調査官がドラフトを訂正。

ニサ) マスタープランの修正点につき指摘。

佐藤) 了解。

河田) これ以後の進行予定の確認:今日は、修正点を手書きで書いて、仮署名しておく。明日、清書版に正式署名する。→相互了解。

塚本) 修正すべき点について説明しますので確認してください。

Attached Document IV、2 の記載についてどうするか。

マリアナ) ファタヒラの名前を消しましょう。→了解

塚本) マスタープランの修正提案の説明(5-2 を improve に。6-1-5 を wider stakeholders に。6-2-4 を and others に。)。→了解。これに従って PDM 案等を変更する。

佐藤) PO 案の修正点の説明。→了解。

田中) ワークショップ時期については、佐藤が言ったとおり、日本から短期専門家を招いて実施したい。短期専門家としては、退職裁判官の草野・稲葉教授らを想定している。その場合、日本の大学教授が海外に行けるのは、休暇時期である8月と1月が最も可能性が高いので、このような時期設定にしている。それ以外の時期だと遠隔セミナー形式になってしまう。また、本邦研修の時期については、年1回であり、最初と二度目のワークショップの間で、改正ドラフトがある程度できた段階で、それを日本語に翻訳して集中的な協議等を行う必要がある。

佐藤) 2-4 の一環として、短期専門家を呼んで Trainers of Training のための集中的なミニワークショップができるとよいと考えている。そして、3-2 のワークショップをプロジェクトの最終段階でやりたい。ただし、これは、プロジェクトの進行によって変更可能である。

マリアナ) 規則改正は6か月で進めたいと考えている。進行が早まった場合は、研修・広報を長くやってほしい。→了解。

アグン) ファタヒラに確認すると、オーストラリアに留学するのをやめてこのプロジェクトに参加すると(電話で)言ってきた。

塚本) 手書き版作成。→アグン調査官がコピー。

佐藤) 山西企画調査員(JICA インドネシア事務所)も入れておいてもらいたい。

マリアナ) ベンチブックのときの河田さんみたいなものか。

ニサ) 長期専門家の望ましいクライテリアを述べておきたい。

法律のバック・グラウンドがあること。

調停委員の経験があること。

インドネシア語ができること、できなければ通訳を用意すること。

職業専門性が高く、コミュニケーション能力が高いこと。

日本の調停制度について十分な説明ができること。

佐藤) 調停委員経験というのは、シニアが多いので、難しいと思うが、調停を利用した経験が十分ある人を探す予定であるし、できる限り有能な専門家を選びたい。

マリアナ) ワークショップを開催するときの通訳には呼子さんをお願いしたい。

佐藤) 手書き版最終チェック→ハリフィン民事部長の版にも反映。

ANNEX III の PDM 案については、修正点が多すぎるので今日は外し、明日は改訂版を添付する。

マリアナ・ハリフィン・パウルス・アゲン・佐藤・河田で最終手書き版と長官令案（肩書き入り）の最終確認。

佐藤・ハリフィン）2通に仮署名

（改訂版の清書版は、JICAが準備する）

マリアナ）明日の本書名は午前10時30分に。



<第4回 9月29日>

日時 9月29日午前10時30分～午前11時

場所 インドネシア最高裁判所 会議室

## 1. 協議出席者

(1) 日本側 佐藤、田中、塚本、河田（通訳）

(2) インドネシア側

- ・マリアナ最高裁副長官
- ・パウルス最高裁判事（改革チーム長）
- ・ハリフィン最高裁民事部長
- ・スバギオ最高裁総務部長
- ・アグン最高裁調査官
- ・アンディ判事
- ・ニサ最高裁司法改革チーム専門員

## 2. 協議結果概要

マリアナ) バギル・マナン長官に同席していただきたかったが、所用のため欠席。

(アグン調査官が長官令を持参するのを 10:55 まで待つ)

河田) (待ち時間を利用してアチェ被災民のための遠隔セミナーの修了者へのサーティフィケートを用意してマリアナ副長官に説明したが難航)

塚本) M/M2 通提示。インドネシア側でチェック。パウルス・ハリフィン・ニサがチェックしていた。

アグン) 長官令持参。

河田) 長官令チェック。修正すべき点：①JICA 山西企画調査員の名前に (JICA) が抜けていたこと、②ウィウィック・ニサ・サントサ・ファタヒラの役職名が抜けていたこと、③方針決定委員会 (Commissi) →方針決定者 (Commissi 削除) に訂正すべきとインドネシア側が言っていたのが訂正されていなかったの。

アグン) 修正のため退室。

ニサ) 長官は会議中のため長官令の訂正は今は無理。(退室)

(11:25 アグンとニサ、長官令案改訂版持参。河田氏チェック)

→ 双方誤りのないことを確認の上、佐藤とハリフィン民事部長とが M/M2 通に各署名。

## 3. その他

田中が、各参加者を記念撮影。要注意人物リスト作成のため。

## 2-2. JICA 事務所訪問議事録(9月25日, 29日)

第1回: 日時 9月25日午後5時30分～6時

第2回: 日時 9月29日午前9時30分～10時

面談者

- (1) 調査団側 佐藤, 田中, 塚本
- (2) 事務所側 第1回 加藤所長, 河田企画調査員, 山西企画調査員  
第2回 花里次長, 河田企画調査員, 山西企画調査員

### 第1回協議概要

1. 佐藤団長から案件概要と調査方針について説明
2. 加藤所長からコメント
  - ・インドネシアでは、投資に関する法律整備が不十分であり、ここ4～5年間の重点事項となっている。投資環境の改善という点では特に商業裁判所が関係する。警察や検察は手をつけているものの裁判所については改革がうまくいかず、EUやオーストラリアも悩んでいるところである。
  - ・司法改革についてはインドネシア側は法律ができれば改革は終わりとする傾向にあるが、ドナー側はその後の運用が問題と考えている。インドネシアは新しいもの好きであり、規則をつくれればそれで満足してしまう。運用・維持が苦手である。  
⇒佐藤) 本プロジェクトでは、運用についてのコミットメントをインドネシア側からとりたい。
  - ・シャリア法の適用について気になる。  
⇒田中) 調停はイスラム法とも合致する。
  - ・インドネシア語がわかるとよい。内部での会議は途中からインドネシア語となる。日常生活でも必要あり、JICA事務所でも研修を行っているので受けてもらえるとよい。  
⇒佐藤) 残念ながらインドネシア語が話せる者は見つからないと思う。研修を受けるように伝えておきたい。

### 第2回協議概要

1. 調査団側から調査結果を報告
2. 花里次長からコメント
  - ・このプロジェクトの活動はどのようなものか、成果として何かできるかについては、プロの皆様の判断に委ねたい。ただ、インドネシアではインドネシア語が操れないと突っ込んで議論できず意思疎通に支障をきたしがちである。  
⇒田中) ベトナム、ラオス、カンボジアでも同様の状況で活動を行ってきており、その点はあまり心配していない。
  - ・最高裁は、JICAの技術協力のカウンターパートとしてはフレッシュな存在である。専門家がそのような最高裁を相手にどのように活動を行っていくかが課題である。  
⇒田中) マリアナ最高裁副長官をはじめ本邦研修受講者の多くがカウンターパートとなり、本プロジェクトが始まる前の蓄積がある点はプラスの側面である。
  - ・司法支援の分野では、本プロジェクトがラストチャンスと位置づけている。  
⇒田中) 規則改正についてスケジュールを設定している。このプロジェクトを2年間やっ

て成果があれば今後の展望も開けるのではないか。研修などを通じてWGのメンバーとの間に既に信頼関係ができあがっているところが他のドナーとの違いである。

- 専門家のめどはついているのか。

⇒佐藤) 日弁連の中でも若い人が国際協力に手を挙げ始めている。弁護士はクライアントの関係で短期より長期の方が国際協力に参加しやすいのが実態。

- インドネシアでは民族性として組織内部に入りにくい土壌があり、アドバイザー型の専門家派遣は難しい。今回、調査団が来たことで先方にもプレッシャーにもなったと思う。

⇒田中) プロジェクト開始まで間があるので、月に一度くらいは事務所からWGに進捗の報告を求めてほしい。

⇒花里) モニターして先方にプレッシャーをかけるのは必要であろう。

## 2-3. LDF=AusAID との協議議事録（9月25日）

日時 9月25日午後2時30分～4時20分

場所 LDF

### 1. 面談者

(1) 日本側 佐藤、田中、塚本、河田

(2) LDF=AusAID 側 Stewart Fenwick（チームリーダー）他1名

### 2. 協議概要

#### (1) Fenwick 氏から AusAID 活動概要説明

- ・メディエーションに関しては、IICT のサポートを行っている。ワークショップやキャンペーンビルディングを IICT を活用して行っている。
- ・シャリア裁判所から6名、地裁から6名の裁判官に対し、11月から研修を始める。
- ・IICT が既に現行制度の問題点を指摘して改善を提言したが、インドネシア最高裁側に拒否された。
- ・JICA 案は AusAID が指向しているところと似た点がある。
- ・マリアナ副長官から、全国の600人の裁判官を対象とする調停人養成研修を実施してほしいといわれたが、不可能。
- ・豪が宗教裁判所を支援しているのは、IT等のマネージメント面で、調停手続の実務はあまり関与していない。
- ・アチェのシャリア法廷裁判官に対し ADR の Trainers of Training を開始したところ：AusAID →IDLO→IICT ファンディングとなる。
- ・メディエーションについて、どのように人々に知らしめるかが課題である。過去2年間、国民向けの広報活動は聞いたことがない。
- ・インドネシアでは、アダット・リーダーによるインフォーマル解決が好まれる。
- ・IICT で作成した絵本のようなメディエーションの説明書を1,000部配布したが、効果は不明。
- ・法学教育の中にメディエーションの考えを取り込んでいくのは時間がかかるが効果的である。
- ・メディエーションのための部屋など施設面の整備も重要。

#### (2) 質疑応答

田中) 調停人養成を通常裁判所のみとするか、宗教裁判所も含むべきかどのように考えるか。  
スチュワート) 宗教裁判所は通常裁判所と手続きが異なる。商業事件の場合も手続きが異なる。一概に広げるのはいかがか。

以上

## 2-4. EUとの協議議事録（9月25日）

日時 9月25日午後3時45分～

場所 EU

### 1. 面談者

(1) 日本側 佐藤、塚本、田中、河田

(2) EU側 RONAN 一等書記官、Karoly プロジェクトマネージャー（グッドガバナンス担当）

### 2. 協議概要

#### (1) RONAN 氏から EU 活動概要説明

- ・グッドガバナンスに関しては、2003年にプロジェクトを開始した。しかしながら実際に動くのに1年半遅れた。それはインドネシア側のミスマネジメントが原因である。現在、インドネシア側とのファイナンス・アグリーメントが遅れており、このままでは、せつかく供与する資金が失われる可能性がある。2006年12月がデッドラインであり、最高裁に圧力をかけているが未だ動かない。最高裁にオーナーシップを期待してはいけないというのがあなたがたに伝えたい教訓の第一である。インドネシアでは、内容の合意よりもマネジメント面のほうが難しい。

教訓の第2は、最高裁とのレターのやりとりを行っても信用できないということである。

- ・技術協力は、最高裁の官僚的な形式主義により取り止めとなった。
- ・今後、ガバナンス分野では、商業裁判所、正義へのアクセス、警察の分野の協力を重視している。ADRについては含まれていないが、除外もしておらずオープンである。ADRでは裁判外のADR（特に商業裁判所）に焦点を当てている。
- ・JICAのプロジェクトは、我々が行っている司法官などに対する研修と補完関係にあると思われる。

#### (2) 質疑応答

佐藤) 広報活動について協力してほしい。

RONAN) それは資金を共同で拠出してほしいということか。

佐藤) そうではない。広報活動自体の協力である。

塚本) インドネシアの裁判官の能力・態度をどう評価するか。

RONAN) 一般的に自己の利益を考えて行動すると評価する。市民の利益というよりも自分がどう立ち回るか、法を自分そして自分の組織を守るためと考えている。だからこそ研修が必要である。

田中) JICAの専門家が来たら、あなた方の活動とコーディネーションを図る必要がある。

RONAN) 確約はできないが、協力をしたい。ドアは常に開いている。

## 2-5. PMN との協議議事録(9月26日)

日時 9月26日午後2時30分～

場所 PMN オフィス

1. 面談者 ; Ahmad Fahmi Shahab; Executive Director

Raymond Lee; Mediation Instructor

2. 協議概要

(1) 佐藤団長より JICA プロジェクトの概要を説明

(2) Shahab 氏より、PMN の活動について説明

- ・判事のための研修をこれまで4回行った。ジャカルタ、西ジャワ、中央ジャワ、東ジャワの裁判官が参加した。AusAID がファンドしてくれた。また、ジャカルタ、バンドン、スラバヤにおいてリフレッシュコースを実施した。
- ・判事以外の者(約8割は弁護士)を対象に10回研修を行った。
- ・通常40時間のコースであり、終了時にメディエーターとしての認証を与える。最低限9割の出席が必要で、テストを通過しなければならない。テストは研修終了後に行い研修中に行っている IICT と異なる。受講者の約7割がテストを通過する。テストは、筆記とシュミレーションである。後者では3人のトレーナーが参加し、受講者を最終的に評価する。評価はステップごとにチェックポイントを設けて行う。
- ・教材は大学等やオーストラリアからの援助により集積を図り、常にアップデートしている。
- ・研修場所はホテルのミーティングルームを活用し、宿泊もホテルとしている。5日間のコースで参加料はジャカルタ内で600万ルピアくらいである。
- ・PMN のトレーナーは全員銀行業務など通常ビジネスに従事している。
- ・民間団体なので当然最高裁からは独立している。最高裁は認可しているのみであるが、規則改正などについては情報を提供したり、協議を行ったりしている。事実2003年規則制定のときは2日間ワークショップを行った。
- ・メディエーションについての規則が法律でないのは問題だと考えている。また、判事のインセンティブが低い。これはメディエーターが介在すれば裏金がもらえなくなること、メディエーションを活用した裁判官が昇進しない実情などの原因による。  
⇒田中) 日本では、事件を早く解決した裁判官が良い裁判官とみなされる。
- ・弁護士の側にもメディエーションに対するインセンティブが低い。裁判を延ばせばその分の報酬がもらえるし、また戦術的にもマネージメントしやすくなる。判事と弁護士はある種結託しており、メディエーションが活用されれば汚職も減ると考えられる。
- ・メディエーターが増えないのはお金の問題だけではない。一般の人も含めメディエーターについての情報がないのが実情。その意味では、メディエーションを社会化し、宣伝していくことは賛成。
- ・ロジスティクスの問題もあり、地方でのメディエーションが進まない。
- ・インドネシアの地方はまだ封建的であり、裁判官より村の有力者のほうが信頼されており、そちらに相談がいく。つまり裁判所を利用せず別の道を探っている。
- ・インドネシアの社会では勝ち負けを好まない。これはムシャワラの影響もある。その意味ではメディエーションが普及する素地はある。
- ・PMN が作成した「メディエーターの役割」は PMN のみ有効である。認証は1年間有効で

あり、違反した場合、ペナルティーが課され資格が一定期間剥奪されることがある。

(3) 質疑応答

佐藤) ADR 全体の法律化はないのか。

Shahab) ドラフトをつくっている段階である。今の法律では 1 か条しかなく新しい ADR 法を考えるべきである。

佐藤) 倫理規定を破ったとき、資格は失効するのか。

Shahab) 失効はないが、一定期間剥奪はある。

田中) メディエーターに関して、もっと詳細な規定を設けるべきである。

Shahab) 判事やそれ以外も含め、どのような者がふさわしいか、IICT や最高裁と話したことがある。

## 2-6. 法務人権省との協議議事録（9月26日）

日時 9月26日17時20分～18時20分

場所 法務人権省立法総局局長の執務室

### 1. 協議

#### (1) 参加者

- 1) 日本側 佐藤、塚本、田中、河田
- 2) 法務人権省側 法務人権省立法総局局長ほか6名

#### (2) 協議概要

- ・(日本) プロジェクト概要の説明。
- ・(インドネシア) 民事訴訟法(HIR)130条は裁判上の調停制度を定めているが、現場においては形式的に勧誘がなされるだけであり、活用されていない。調停制度の強化は、未済事件数が減るだけでなく、未来志向の紛争解決であり望ましい解決手段である。
- ・(インドネシア) 調停制度の改善については、実務的な面に加えて、学術的な研究も必要だろう。大学等、外部機関の調査も反映する必要があるだろう。
- ・(日本) 国民の意見を取り入れることについては、最高裁も同様の問題意識をもっている。本プロジェクト開始早々に、幅広くステークホルダーを集めてワークショップを開催する。法務人権省からも意見を頂きたい。
- ・(インドネシア) 国民からパブリックコメントを広く募ることが必要であり、実際にインドネシアの立法過程においては実施している。また、ワークショップはジャカルタだけでなく地方でも行ったほうがよい。地方の裁判官や弁護士の中には、調停制度の強化に反対する人もいる。
- ・(日本) そのような人たちはどういう理由で反対するのか。  
→(インドネシア) オーストラリアが支援したプロジェクトでも地方の裁判官や弁護士は反対した。(作成者註・その理由については述べられなかった。)
- ・(インドネシア) ADRに関しては、1999年法律第30号のほか、労働法や環境法にも裁判外の紛争解決手続きの規定がある。理想的には、基本法にあたるADR法を策定したい(現時点では立法計画に盛り込まれていない)。その際は日本のADR法が参考になるだろう。
- ・(日本) 本プロジェクトは最高裁規則の改正だが、法務人権省からの協力を頂きたい。
- ・(インドネシア) 最高裁規則であっても「法令」の概念に入るし、規則の改正に協力することも法務人権省の業務だと思っている。

以上



## 2-7. IICT との協議議事録（9月27日）

日時 9月27日 午前8時30分～10時半

場所 IICT オフィス

### 1. 面談者；ファタヒラ所長

（日本側；佐藤、田中、塚本、河田）

### 2. 協議概要

- (1) ファタヒラ所長より IICT のパンフレット・教材・カレンダー・絵本のセットと 40 時間のカリキュラム例を配布
- (2) 佐藤団長より調査団の目的説明
- (3) 所長より、IICT の活動について説明
  - ・ IICT は 2002 年に設立されたが、もともと環境関係の紛争に関与していたことがきっかけとなり、活動を拡大して 2004 年からメディエーションに関する業務を行っている。ADR を使って紛争を解決することが目的であり、win-win-solution をモットーとしている。通常 1 コース 40 時間（5 日間×8 時間）
  - ・ 中央ジャワ裁判所でパイロットプロジェクトを行っており、規則見直しについて最高裁に進言したこともある。IICT のメンバーが今回の JICA のプロジェクトの WG の一員となることは差し支えない。
  - ・ IICT 独自の倫理規定がある。それは最高裁における技術委員会と相談して決定した。規則については、最高裁に対し、その抜け道の存在などを指摘している。IICT は、最高裁の承認を受けた機関である。市民生活における事件を主に扱っているが、ビジネスの事例も忘れてはいない。
  - ・ 受講料は裁判官は無料である。それ以外は、ジャカルタで研修を行う場合は 400 万～500 万ルピアであり、2004 年以来 8 回行った。ジャワ島の外部では 350 万ルピアであり、2004 年以来 15 回行った。
  - ・ 技術協力としては、AusAID の援助を受け、パイロットプロジェクトを実施しているほか、ニュージーランドと共同してコミュニティメディエーションを実施している。また、9 つの village mediation center を設置して研修を行っている。
  - ・ IICT では、40 時間の導入研修で十分ではないことはわかっており、受講者の裁判官らが地元スラバヤに戻って実地に学んでから Trainers of Training のコースを実施して認証機関となれることを目指している。ToT 用の教材は、調停センター（カリマンタン、スマトラ等の 3 か所の州に 9 か所）向けのもは作成中だが未完成である。他の NGO が資金援助・運営援助・モニタリングしている。
  - ・ 裁判所付属の調停のものの教材はまだないが準備したいと考えている。
  - ・ IICT には、講師は内部に 9 人いるが、うち 5 人はインドネシア大学の教授などの職を有する。外部（元受講生）が 3 人。講師のうち半分が女性。内部講師のうち 2 人（トニーとアレクサンダー）は弁護士（元受講生）、3 人は大学の教授で、2 人は院生である。
  - ・ 受講生が裁判所での調停を受理することはまだ非常に少ないが、ビジネス関係者は、裁判官を好まない場合があるので、徐々に裁判官以外の調停人を選ぶ人も増えている。
  - ・ パイロット地区（プカンバルン）では、元受講生の調停人は、パッケージ報酬制を導入し、それによって徐々に顧客を増やしている。

- ・メディエーションのモチベーションの阻害要因としては、タイムチャージでは早期に紛争を解決しようという意欲がわからないことである。弁護士について成功報酬制は倫理規定によって禁止されている。Package Fee System のように、成果や交渉の回数などをもとに総合的に両者が合意して決定するシステムにすべき。
- ・判事以外のメディエーターがメディエーションに使う施設としては公共の施設が多い。もっとも、レストランやホテルを使うことが多く、ビジネスマンの場合はホテルの場合が多い。一方で当事者の家は使用しないようにしている。もっともメディエーターの自宅は禁止されていないし使用した例もある。
- ・裁判所付属の調停を行う非裁判官の調停人連盟の設立が喫緊に必要。統一倫理規定も必要。IICT と PMN の間で設立趣意書案を作成したこともあるし、両者の倫理規定は非常に似ている。元受講生の間で5つの協会が既にできているが、彼ら自身も統一連盟の必要を感じている。ただし、連盟設立には、内務省 (Ministry of Internal Affairs) か法務人権省の承認・登録が望ましい (許可がなくても公証のみで NPO 法人として設立可能だが、公式によりよく見せるためにはあったほうがよい)。

現在の2認証機関以外に認証機関を増やすことができるかについてマリアナ副長官と1年前に協議したことがある。例えば、大学などである。ジャワ島以外では特に必要。大学にはそのような人材がいる。アメリカのADRに関する教授などもあるし、IICTの元受講生もいる。しかし、当時、マリアナ副長官は、基本的にはその考え方を支持していると思われたが、「時期尚早。まずこの2認証機関に集中したい。」と回答した。既にスティアリング・コミッティーに認証を要請している機関が他に2つある。もうすぐ認証されるだろう。

#### (4) 質疑応答

佐藤) IICT 作成のブループリントについて質問。

所長) マリアナ副長官から聞いて、規則改正のみならず、彼女の和解・調停制度を取り入れたインドネシア調停制度全体の改善案を包括的なブループリントにしたもの。IICTとしては、パイロット・プロジェクト(中央ジャカルタ)を継続したい。

サントサ氏は弁護士会との強いコネクションを有しているので、JICAプロジェクトでワークショップを開催するときも重要な関係者を集められるだろう。普通は弁護士はメリットがないと思うプランのワークショップには参加しないので集めるのは難しい。

田中) JICA のプロジェクトでは長期専門家を次の春から送りたい。IICT とも連携をとっていききたい。

## 2-8. 南ジャカルタ地裁との協議議事録（9月27日）

＜南ジャカルタ地方裁判所＞

日時 9月27日午前10時45分～12時30分

場所 南ジャカルタ地方裁判所

表敬 アンディ地裁所長室

### 1. 協議 各裁判官・書記官長（女性）との協議

#### (1) 参加者

1) 日本側 佐藤、田中、塚本、河田

2) 地裁側 アンディ所長、アリヤンシャ副所長、リリー書記長(女性)、裁判官12名（うち、広報担当者1名。新規異動者2名。女性1名。遅刻者3名。）

#### (2) アンディ所長挨拶

当裁判所は、インドネシアで最も人気のある裁判所です。参加者紹介。

#### (3) 佐藤 JICA を代表して協議時間を設定していただいたことへの謝礼。

#### (4) 協議概要

アンディ) 南ジャカルタ裁判所の概況・調停実施状況を説明します。

現在、当裁判所には、1,300件以上の民事事件が係属している。当国で最大数である。

調停は今まで行われてきたが、私が所長として赴任し、日本の研修に参加したこともあり、今後一層推進するつもりである。

7月に本邦研修に行ったときは、調停成立率は6%だった。5月までに770件継続、その後300件増加。

日本で得た知見で今後ここで実施していきたい点は、裁判所が一般の人から敬意を受け、尊敬されていること。その理由は、裁判所が良いサービスを市民に提供しているからである。それが、裁判所の判決が尊重される要因だと感じた。そういうことをここでも実施していきたい。

我が国では、調停に関する問題はいくつかある。ほぼ本邦研修で話しくされたが、少額訴訟も高額訴訟も同じ仕組みで行われ、簡易裁判所がない。文化的にも、当事者が、遺産相続で完全勝利を求める傾向があるなどの問題がある。

これらの問題を解決するため、当裁判所では以下の3つを実施している。

1) サービス向上の精神の涵養。

2) 調停人としての専門性・技術の向上。

3) 裁判官兼調停人を増やす。

調停の利用が活発化すれば、当裁判所の能力を最大化して利用可能である。

#### ＜調停概況＞

- ・利用者は、裁判官の調停人を選ぶことが多い。
- ・調停にはこの会議室を使用している。
- ・今回のJICA提案の技術協力を私はよく理解している。過去3年の本邦研修の成果であり、3種類の活動である。私がマリアナ副長官からWGのメンバーに選ばれた。昨日日本側との協議後約1時間協議し、問題点を改訂するだけでなく、日本の制度を取り入れたいという話があった。
- ・規則改正作業において、日本の和解制度の中で参考にしたい点としては以下の5点で

ある。

①裁判官が調停人の主体になれること

②同じ裁判官が調停人も行うことにより、調停成立率が上がること

③柔軟性があること

④対席のみならず、コーカスを取り入れている

⑤法体系の整合性がある。

- ・和解の仕組みを改善するには、一般公衆の意見を聞く必要もある（規則改正は最高裁の権限であるが）。
- ・次に考えているのは、調停技術の向上である。日本の研修で、小久保判事から聞いたようなことをこの裁判所でも広げたい。
- ・広報の点についても、研修で見た DVD も一般市民にも見せたい。
- ・私は 2 回本邦研修に行って問題点も把握しているので、本プロジェクトを日本が支援したいと思っているのはよくわかるし、積極的に参加したいと考えている。
- ・南ジャカルタ裁判所は、調停のパイロット・コートには選ばれていないが、私は、それらと同等の先進的裁判所として調停を活発化していきたいと考えている。
- ・（アンディ判事が他の裁判官らに説明）日本の和解の制度の説明・調停委員会に弁護士や建築等の専門家が参加して調停を促進する。そういう制度の導入の可能性はある。

佐藤）謝礼。質問

- ・裁判官数 18 人
- ・調停人資格（サーティフィケート）を有する裁判官数 4 人
- ・実質的に調停人として活動しているのはほぼ全員

田中）

- ・多忙ななか、アンディ所長を日本に研修に参加させていただき、ありがとうございました。皆さんの犠牲と忍耐のもとに所長が日本で研修できたことに心から感謝しています。
- ・規則改正は最高裁の権限ですが、最高裁の裁判官は現行規則に基づく実際の調停の経験はありません。この規則改正作業で最も重要なことは、現場の地裁で調停を実施している裁判官の知見を取り入れ、皆さんがより使いやすい規則に改正することです。是非、皆さんがアンディ所長を通じて WG に貢献してくださることを期待しています。
- ・そして、これは、プロジェクト案に明記されているわけではありませんが、私が日本でマリアナ副長官に申し上げたことは、裁判官による調停を活発化するためには、裁判官が調停人になり、調停成立率を上げることが裁判官の昇進につながるということであり、マリアナ副長官も昇進制度で考慮したいとおっしゃっていました。
- ・本プロジェクトで広報ツールとして調停の DVD を作成し、1 階の待合室のテレビで調停の DVD を見せるなどの活動もできるだろうと非常に期待しています。

（アンディ→田中の紹介）

アンディ）マリアナ副長官が昨日強調していたのは、裁判官の昇進の要素として調停の成立率を入れることである。手当は付かないが。

（アンディ→他の裁判官に話がないか振る）

5 番目の判事）私が調停した事件の例：医療過誤で、損害賠償請求を保健省と国営病院に 1000 万円請求した。抜歯が原因で死亡した。調停で 400 万円の損害賠償で合意を探ったが、

被告が合意しようとした場合、原告がまた釣り上げようとしてきた。そういう場合はどうすればいいのか。

佐藤) このような場合、日本では合理的な金額を探るため判例を調べます。できるだけ似た事件を複数探し、本件での妥当な額を考え、それを念頭に置いて調停に臨む。その額が仮に 400 万円だとしても、それを当事者にどう伝えるかは、事件の種類や当事者の性格による。日本では、判例は公開されているので、どの弁護士・当事者・裁判官も同じ判例を調べて同じ見通しをもつのが普通であるので、交渉は容易である。

当事者は、自分の弁護士からも調停委員からも同じような金額を提示されて説得されるのが通常である。

このような過程で重要なことは、判例の公開・利用可能性、弁護士が同様の見通しにしたがって裁判所に協力する姿勢があることの 2 点である。

田中) さらに、医療過誤のような専門的知識を必要とする事件では、医者などの専門家が調停委員として裁判官に協力する制度が日本にある。マリアナ副長官もこの制度に非常に興味をもち、インドネシアでも同様の制度をつくりたいと言っていた。

9 番目の判事) プマラン裁判所から移動してきたばかりである。そこでは調停成立率が 25% に上っていた。しかし、問題があり、当事者が調停に時間がかかる（当事者の不出頭が多いからである）。当事者が出頭を約束していたのに、その当事者が弁護士と相談して欠席することがよくある。

アンディ) この裁判所が成功率が高いのは、高裁の長官が地裁の判事に対し、調停活性化を指示し、結果を報告させるようになり、調停を義務づけられていると各判事が進んでやるようになった。なお、同地裁の判事のうち、有資格者は 2 名だったが、1 名異動により今は 1 名である。

2005 年から研修に参加し、弁護士の非協力については問題が提起されていた。私としては、本邦研修で、インドネシアの調停活性化上の問題点は挙げつくされていると思っている。後は対策の実施だ。

研修と広報が重要だと考えている。

規則改正についても、日本の文化・制度は我が国と似ているところが多いので、取り入れて使える部分は多いと考えている。

田中) サーティファイケイトを得た判事 4 人は ICT で研修を受けたのですか。どう感じられましたか。研修は役に立ちましたか。

アンディ確認 全員 ICT で研修受講。

ヨハネス判事) ICT の研修は、教材もカリキュラムもよかった。ただ、実地は、習ったとおりにはいかない。調停には 1 回に十分時間が必要だが、ぶつ切れになり、1 回目の合意事項が 2 回目に覆されることがよくある。

アンディ) 私も ICT の研修をファタヒラから受けた。あそこのはアメリカの調停の内容が多い。他方、日本のアチェ ADR 遠隔研修では、稲葉先生の講義を受けたが、非常に参考になった。裁判官は、普段の業務で和解勧誘を行っているので、理解しやすかった。多くの事件では、当事者は和解可能な状況にあるが、実際には裁判所で十分な時間が取れないとか、自己の権利に固執して和解がまとまらないので、裁判官の役割としては、両当事者の気持ちをほぐして和解できる環境をつくりたいと考える。

ソーダルマジ判事) 調停の過程で通常調停の方がより具体的な事実が述べられ、両当事者が認める事実が提示され、自白も得られる。その得られた証拠をもし和解が成立しなかった場合に、通常の訴訟で利用できるのか? そういうことを改正規則で導入するよう提言していいか。

アンディ) (河田さんの通訳を一時止めて) 説明 (現行規則では無理)

田中) 日本制度のもとでは調停を担当する裁判官は、調停で出た証拠を自ら訴訟で使うことはできない。しかし、当事者は、調停の記録を閲覧・謄写し、訴訟に提出することができる。調停では、書証を出すことも多い。他方、調停では、本音の話を口頭で行い、記録に残さないことも多い。これは訴訟では利用できない。ただし、同じ裁判官が調停から訴訟をしていれば、念頭に置きながら訴訟ができる。このような制度をどの程度新規規則で採用するかはアンディ所長ら WG の協議で決まる。

副所長) 今回のプロジェクトで調停に成功した裁判官に昇進のメリットがあるということだが、調停に失敗した後裁判に移行して和解 (訴えの取下げ) に成功することがよくある。それも評価対象にしてもらいたい (皆笑顔で頷く。)

アンディ) 今の最高裁規則では民事訴訟法 130 条で最初の 1 回だけしか調停しないが、今後はもっと調停の機会がフレキシブルになり、和解制度のように調停の成果を生かせるように改正する。

皆質問はもうないですね。

アンディ) 今日刑事事件の日だが、今から準備でき次第民事事件の傍聴をしたい。

(途中 12:00 になり、コーランが室外で鳴り響くが、誰もお祈りのために中座する者なし。

12:30 を超えたころから皆疲れが見えてくる。)

## 2. 法廷傍聴

(1) 同地裁には入口の待合い室にテレビと長椅子が複数あり、大勢が待っている。

(2) 1 階に法廷が 2 室あり、1 つの法廷を傍聴した。正面の裁判官席は合議体 3 名が法服用で着席。向かって左端に書記官が着席している。当事者は一段下がったスペースに相對して着席し、傍聴スペースとは区切られている。

書記官の位置以外は日本の法廷とほぼ同じ配置。

ただし、暑いので、天井で扇風機が回っていること、開廷中も両側・正面の 3 つの扉が開いたままで外部の雑音がかなりうるさいこと、警備員が銃を持ってうろうろしていること、注目事件の場合、法廷内にテレビ各局のテレビカメラが入り、法廷を実況中継することが許されている (スハルト退陣後以後の現象) 日本との違いである。

当日は、当職らが傍聴した簡易な民事事件後に大きな刑事事件があるらしく、多数のテレビカメラが待機していた。

(3) 通常民事事件の傍聴 (約 10 分間)

通常の弁論期日。訴訟提起後、調停に付されて不成立となったあとの 1 回目であり、準備書面を相互に提出して次回期日を決めて終わった。日本の弁論期日そっくりの光景であった。

## 3. その他庁舎設備

(1) 裁判官室

アンディ所長室のみ見学。所長なので、室内は広く、応接セットあり。壁に現在の職員数 (内

訳)、係属事件数等の一覧表が掲示されていた。

(2) 調停室

専属の調停室はないため、会議室(約 20 名くらい収容できる)を利用している。

この会議室の壁の大きめの本棚に共用図書が置かれており、図書室代わりである。

(3) 敷地

駐車場はかなり広いが満杯状態であった。

法廷が中央にあり、それを花壇などが取り巻き、コの字型に 2 階建ての裁判官の執務室が配置されている。

全体に清掃が行き届き、快適で美しい裁判所であった。

以上

## 2-9. 統一弁護士会との協議議事録（9月27日）

日時 9月27日 16時10分～18時00分

場所 統一弁護士会事務所

### 1. 協議

#### (1) 参加者

1) 日本側 佐藤、田中、塚本、河田

2) 統一弁護士会側 Harry Ponto 氏、Luthfie Hakim 氏、Luthfie Yazid 氏、女性秘書1名

#### (2) Hakim 氏挨拶

- ・統一弁護士会会長も参加の予定であったが、別件で参加できない。申し訳ない。会長も調停制度の強化には強い関心をもっている。
- ・統一弁護士会は独自の調停センターの設立を目指しており、調停人を養成する研修センターの設立も検討している。また、法律扶助活動の活性化も検討している。別の機会に支援をお願いしたい。

#### (3) 協議概要

(日本) プロジェクト概要の説明。

- ・(日本) 最高裁判所規則改正 WG 及び調停人養成制度改善 WG に弁護士会からもメンバーの派遣をお願いしたい。最高裁から打診はあったか？  
→ (インドネシア) ない。
- ・(日本) どのような手続で人選をするのか。  
→ (インドネシア) 最高裁からレターをもらえば十分。統一弁護士会内の手続については、この会議の場に事務総長 (HAKIM 氏) も出ているし、問題はない。
- ・(インドネシア) WG に弁護士が何人参加するのか。両方の WG への参加が必要であろう。  
→ (日本) 最高裁との協議では既に14人選んだと言っていた。弁護士の人数が少なすぎる場合は協議しよう。  
→ (日本) WG に弁護士が参加する理由は、弁護士にとって使いやすい調停になるように規則を改正すべきだし、弁護士にとって魅力的な調停人養成制度にすべきだからである。その観点から協力をお願いしたい。また、最高裁は、本プロジェクトで作成した調停人養成の教材を他の機関が活用することを認めている。弁護士会独自の調停人養成にも使用してほしい。
- ・(インドネシア) 各 WG に参加する弁護士の数は、最低でも2名ずつ(合計4名)が必要だろう。具体的には、本邦研修 OB が考えられるが、そうでない人でも構わないだろう。
- ・(日本) 広報についても弁護士会に協力をお願いしたい。WG が行った最高裁規則の改正、調停人養成制度の改善の内容をユーザーである弁護士には広く知ってもらいたい。弁護士会内での広報をお願いしたい。
- ・(日本) 弁護士会の調停人養成制度は、IICT や PMN の養成制度とどのように違いを出すのか。  
→ (インドネシア) 裁判上の調停・和解ではなく、民間の調停制度をつくることによって、紛争解決の選択肢を増やしたい。裁判上の制度とは異なるので、教材等が違ってくるだろう。
- ・(日本) 裁判上の調停が活用されていない理由について、現行規則の問題点のほか、弁護



士側からは裁判結果の予見可能性の低さが指摘され、裁判所側からは弁護士の報酬体系の問題(タイムチャージだから訴訟を引き伸ばす。)が指摘されている。最後の点については、裁判所側の理解に誤りがあるか。

→ (インドネシア) 現行規則の問題点については、裁判開始当初にしか調停の勧誘がなされないことが大きな問題。また、第一審だけでなく、第二審でもできるようになるとよい。

→ (日本) 民事訴訟法に「第一審」と書いてあるので、第二審でもできるようにするためには民事訴訟法の改正が必要。本プロジェクトではそこまで考えていない。

→ (インドネシア) 裁判上の和解・調停制度が活用されないのは、タイムチャージ制が問題なのではない。裁判結果の予見可能性のなさが問題である。予見可能性がない状態では誰も合意により紛争を解決しようと思わない。貸金返還訴訟において、請求が認容される棄却されるか不透明な状況で、被告がお金を任意に支払うはずがない。最高裁まで争えば3年から5年かかるし、請求が棄却されるかもしれないのに、任意に支払うのは経済的合理性からいってありえない。仮に認容されたとしても、遅延利息は付されたり付されなかったりする。

→ (インドネシア) また、インドネシアでは裁判所及び裁判官がリスペクトを受けていないことが、裁判上の和解・調停制度が活用されない大きな理由である。

→ (インドネシア) 判決書の公開がぜひとも必要である。これまでの判決書には恥ずかしくて表に出せないものも多いし、それらをすべて公開するのが非現実的であるとするなら、これからの判決書を公開すればよい。

- (インドネシア) 新しい弁護士試験を2006年2月と9月に実施した。合格者は2年間のインターンシップを経て弁護士になる。試験の不合格者が弁護士会を訴えるといった事件も存在するので、試験の透明性を高める努力が引き続き重要である。
- (インドネシア) 統一弁護士会の支部の設置は4箇所ですべて計画が進んでいる。ステップバイステップでやっていくしかない。

以上

## 2-10. USAID との協議議事録（9月28日）

日時 9月28日午後2時～

場所 USAID

### 1. 面談者

- (1) 日本側 佐藤, 田中, 塚本, 河田
- (2) EU 側 Paul J.Simonett (Senior Rule of Law Advisor)  
Gartini Isa (Project Development Specialist)

### 2. 協議概要

- (1) 調査団から JICA プロジェクトの概要説明
- (2) Simonett 氏より USAID のプロジェクトの説明・質疑
  - ・自分自身はメディエーターの弁護士である。我々は Asian Foundation を通じてパイロットプロジェクトを実施し IICT を支援したが、規則改正を目的とする JICA のプロジェクトとの重複はないものと思われる。
  - ・現在、セクターリフォームプログラム（3.5年、900万ドル）によりケースマネジメントを手がけている。また、ミレニアムチャレンジプログラム（2年、350万ドル）で汚職裁判所を支援している。  
⇒田中）判例集をオープンにしたらどうかと考えている。
  - ・メディエーションが進まないのはキャリアが関係している。すなわち、和解・調停を利用しても裁判官は昇進しない。
  - ・様々な協力により各国の裁判官同士がオープンに議論しあえば、裁判官の質も向上し、汚職も減っていくだろう。

以上

## 2-11. ブリティッシュ・カウンシルとの協議議事録（9月28日）

日時：9月28日（木）午後3時～午後4時

場所：JICA 事務所会議室2

### 1. 面談者

日本側 佐藤、田中、塚本、河田

BC側 3名

Gilles Blanchi チーム・リーダー

Belida Costin コンサルタント

Fifiek Mulyana コンサルタント

### 2. 協議概要

(1) 佐藤団長による JICA プロジェクト案の説明

(2) Blanchi リーダーによるブリティッシュ・カウンシル（BC）のプロジェクトの説明

私は、ここにくる前に、20年以上勤務した IDLO 退職後、2年間、BCに就職し、中東10カ国で ADR の促進プロジェクトをしてきた。

我々のプロジェクトは3コンポーネントがある。

1) Training : Initial Training & Continuing Training

2) Case Management: Transparency (近代的設備供給を含む)

3) Public Awareness, Public access to the Judiciary (村落・市民向け)

したがって、JICA と BC とを比較すると、JICA は、最高裁規則改正から始めており、BC は、草の根から始めている。また、調停人の研修といっても、BC は、村落レベルの調停人を想定しており、JICA は裁判所の調停人を想定しているところが違うと考える。

両者は、似ているが重なっていないので、両者でよく協議すれば、よりよいプロジェクトになり得るであろう。

(3) 質疑応答

佐藤) 本 JICA プロジェクト案は、過去3年間の研修の成果としてインドネシア側から提案されたものであり、それには、マリアナ副長官、地裁の裁判官、弁護士を含んでいる。

Blanchi) コンポーネント3に広報が入っていてよいと思う。我々のプロジェクトでも、調停が知られなさすぎていて苦労しているし、弁護士が無理解で苦労している。

Mulyana) 規則改正が実現するとよい。民間調停での調停結果を裁判所で執行力を得られるようにしてもらいたいからである。

Blanchi) WB、UNDP も ADR 分野には興味をもっている。

Legl Aid のカウンセラーに ADR を周知させたい。

Access to Justice の活動として、ラジオ、テレビなどのメディアを使う可能性もある。ADR もこの中に取り入れられると望ましいと考える。

BC のオフィスは、汚職裁判所になる予定である。そこに JICA も USAID も入ると聞いている。ドナー間調整は容易であろう。

田中) 規則改正では、ユーザー・フレンドリーなものに変えたいと考えているので、BC の活動成果は是非取り入れたい。

佐藤) また、統一弁護士会から WG に3人入る。

Blanchi) マリアナ副長官が、プロジェクトの「チャンピオン」になるだろう。オーナーシッ

プが非常に重要だからである。

Blanchi) 私の名刺を見ると皆笑う。「50年いるつもりか」と。それほど Good Governance in Judiciary は不可能だと思われている。誰もが何かしなければならないわかっているが、皆同床異夢である。しかし、香港警察やフィリピン税関などができたことがインドネシアで不可能とは思わない。

Blanchi) 今後とも是非協力していきたいし、BC側も情報提供していきたい。

河田) Inception Report をデータでください。

Blanchi) 了解。

## 2-12. 日本大使館報告議事録（9月29日）

日時 9月29日午後2時20分～

### 1. 面談者

大使館側 清水書記官

調査団側 佐藤、田中、塚本、河田

### 2. 協議概要

(1) 佐藤団長から調査結果について報告

(2) 清水書記官からコメント

- ・ マリアナ最高裁副長官は、いつも和解・調停制度の重要性を言っている。  
和解・調停制度の導入によって汚職の可能性は減るとのことだが、弁護士に対する支払いも軽減するのか。  
⇒田中) 和解・調停によって最高裁まで上訴されないのが、当然支払いは減る。さらに最高裁まで行って敗訴する危険性があるが、和解・調停は win-win-solution であり、負けがないのが利点である。また、メディエーションは訴訟の民営化ともいえ、汚職の機会が減る。
- ・ AusAID が支援しても受け入れられない理由は？  
⇒田中) 現在のメディエーションに関する制度はアメリカの影響が強くインドネシアの裁判官には不評である。マリアナ副長官は、日本化したいという意向をもっている。
- ・ 本プロジェクトに関する広報の仕方を考えたい。大使館としても支援したい。テレビやラジオを活用しているドナーもある。
- ・ インドネシアの裁判官のレベルはどの程度か。  
⇒田中) レベルは低いと言われている。
- ・ 投資環境整備など日本のビジネスに効果があればよい。  
⇒佐藤) 司法が良くなると投資が行われなるともいえる。

## 2-13. UNDP 訪問メモ（9月29日）

日時 9月29日午後3時30分～

場所 UNDP

### 1. 面談者

- (1) 日本側 佐藤、塚本、田中、河田
- (2) UNDP 側 Ewa Wojkowska(Program manager)  
Mas Achmad Santosa (Senior Advisor)  
他1名

### 2. 協議概要

- (1) 調査団からプロジェクトの概要説明
- (2) Wojkowska 氏から UNDP の活動説明
  - ・ UNDP では3つのイニシアティブが進行中。第一は市民社会のためのリーガル・エンパワーメントである。第二が法務人権省と共同で法律をより理解可能な言葉に置き換える作業である。第三がアチェのプロジェクトであり、アチェのアダットレベルにおけるリーガルエイドや人材育成を行っている。メディエーションは、このキャパシティビルディングと関係がある。
  - ・ UNDP の協力においては、直接的に ADR のための資金援助は行っていない。
- (3) 質疑応答
  - ・ JICA のプロジェクトは約 6,000 人いる裁判官のうち何人くらいを対象としているのか。  
⇒Trainers of Training を想定しているので、裁判官を直接研修対象とすることは想定していない。
  - ・ 佐藤) UNDP の法整備支援においては、一般の人のリーガル・アウェアネスを高めるため、どのような手段を用い、どのような活動を行っているのか。  
⇒Wojkowska) テレビが視覚的で最も有効だという調査結果がある。2 画面がラジオ。もっとも国営テレビ局の番組は中級以上のクラスとなると見ないが、田舎では国営テレビしか写らない。アチェでは、テレビとラジオを活用した。出版物を活用したり、e-mail を利用する手もある。
  - ・ JICA のプロジェクトをドナーマッピングに載せたい。  
⇒佐藤) 喜んで。

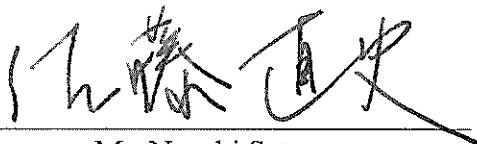
**MINUTES OF MEETING BETWEEN  
THE JAPANESE EX-ANTE EVALUATION STUDY TEAM AND  
THE SUPREME COURT OF INDONESIA  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION PROJECT  
ON  
JUDICIAL SYSTEM COMPARATIVE STUDY (IMPROVEMENT OF  
MEDIATION SYSTEM)  
IN  
THE REPUBLIC OF INDONESIA**

In response to the proposal of the Government of the Republic of Indonesia, the Government of Japan dispatched an ex-ante evaluation study team (hereinafter referred to as "the Team") headed by Mr. Naoshi Sato. The team visited Indonesia from September 24, 2006, to September 29, 2006, in order to assess the feasibility of the proposed project framework as well as to clarify the background, concept, and scope of the intended project.

The Team and the related authorities in Indonesia discussed and worked out the details of the Project on Improvement of Mediation System.

As a result of the discussions, the both sides came to reach a common understanding concerning the matters referred to in the documents attached hereto.

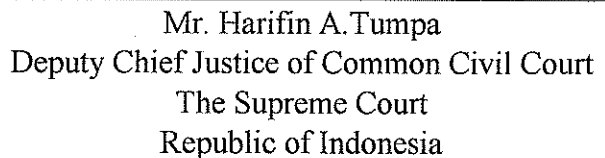
Jakarta, September 29, 2006



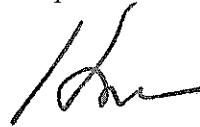
Mr. Naoshi Sato

Leader

Japanese Ex-ante Evaluation Study Team  
Japan International Cooperation Agency  
Japan



Mr. Harifin A. Tumpa  
Deputy Chief Justice of Common Civil Court  
The Supreme Court  
Republic of Indonesia



## ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA

1. The Supreme Court of the Republic of Indonesia will implement the Project on Improvement of Mediation System (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in ANNEX I.

### II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, JICA will take, at its own expense, the following measures.

#### 1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

JICA will provide the services of the long-term expert in the area of Mediation System and the short-term experts in the area of Techniques of Mediation.

#### 2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

JICA will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project. The Equipment will become the property of the Government of the Republic of Indonesia upon being delivered C.I.F (cost, insurance and freight) to the Republic of Indonesian authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation.

#### 3. TRAINING OF THE REPUBLIC OF INDONESIAN PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive the Republic of Indonesian personnel connected with the Project for technical training in Japan.

### III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA

1. The Supreme Court of the Republic of Indonesia will take necessary measures to ensure the self-reliant operation of the Project which will be

CM



sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.

2. The Supreme Court of the Republic of Indonesia will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Indonesian nationals as a result of Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the Republic of Indonesia.
3. The Supreme Court of the Republic of Indonesia will grant, in the Republic of Indonesia, the privileges, exemptions to the Japanese experts referred to in II -1 above and their families, which are no less favorable than those granted to experts of third countries working in the Republic of Indonesia under the Colombo Plan Technical Scheme.
4. The Supreme Court of the Republic of Indonesia will ensure that the Equipment referred to in II -2 above will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts.
5. The Supreme Court of the Republic of Indonesia will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Republic of Indonesian personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Indonesia, the Supreme Court of the Republic of Indonesia will take necessary measures to provide at its own expense;
  - A) Services of the Republic of Indonesian counterpart personnel and administrative personnel as listed in ANNEXIV;
  - B) Buildings and facilities; and
  - C) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under II -2 above.

C M

7. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Indonesia, the Supreme Court of the Republic of Indonesia will take necessary measures to meet running expenses necessary for the implementation of the Project.

#### IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Deputy Chief Justice of Common Civil Court of the Supreme Court of the Republic of Indonesia, as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. The Project Manager will be responsible for the managerial and technical matters of the project.
3. The Japanese experts will provide necessary recommendations and technical advice to the Indonesian counterpart personnel on any matters pertaining to the implementation of the Project.

#### V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Supreme Court of the Republic of Indonesia at or during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

#### VI. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under the Master Plan will be two (2) years from March, 2007 to March, 2009.

ANNEX I	Master Plan
ANNEX II	Project Design Matrix
ANNEX III	Plan of Operation
ANNEX IV	List of Indonesian Counterpart and Administrative Personnel
ANNEX V	Decree of Chief of Justice of the Supreme Court

ℓ

M

ANNEX I            Master Plan

1. Project Title

The Project on Improvement of Mediation System

2. Super Goal

The number of case backlog is reduced.

3. Overall Goal

Settlement of disputes by court-annexed mediation is promoted.

4. Project Purpose

The system of court-annexed mediation is improved.

5. Outputs of the Project

- 1) The draft of the revised regulation of the Supreme Court No.2 in the year of 2003 (hereinafter "the regulation 2/2003") is formulated.
- 2) Necessary devices for the training of mediators are improved.
- 3) The system of court-annexed mediation is widely known to the public.

6. Activities of the Project

(for the Output 1)

- 1-1 Set up Working Group to revise the regulation 2/2003 in the Supreme Court.
- 1-2 Conduct workshop to develop materials needed in drafting the revision of regulation 2/2003.
- 1-3 Formulate the draft of the revised regulation 2/2003, including precise provisions on mediation procedures, qualification and appointment of mediators and fees of mediation.
- 1-4 Draft Questions and Answers Book for the revised regulation 2/2003 as dissemination tool and textbook of mediator training.
- 1-5 Conduct workshop to solicit inputs from wider stakeholders.

(for the Output 2)

- 2-1 Set up Working Group to make necessary devices for the training of mediators in the Supreme Court.
- 2-2 Examine and improve curriculum for the training of mediators.
- 2-3 Examine and improve materials for the training of mediators.

*Handwritten initials: 'e' and 'M'*

2-4 Conduct trainings of trainers of mediation. Trainees include judges, advocates and others.

(for the Output 3)

3-1 Formulate materials to make court-annexed mediation known to the public.

3-2 Hold workshops and seminars to disseminate the contents of the revised regulation 2/2003 and the new training system of mediators.

2  
17

**ANNEX II Project Design Matrix (PDM)**

**Project Name : Improvement of Mediation System  
Project Area : Indonesia**

29-Sep-06

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<b>Super Goal</b> The number of case backlog is reduced.	The number of case backlog is reduced.	Statistics of the Supreme Court	Legal institutions/officials other than courts/judges, such as lawyers are actively involved in court-annexed mediation.
<b>Overall Goal</b> Settlement of disputes by court-annexed mediation is promoted.	1. The number of officially certificated mediators is increased. 2. The number of cases in which disputes are settled by court-annexed mediation is increased.	Report of the Supreme Court	The number of judges is not decreased.
<b>Project Purpose</b> The system of court-annexed mediation is improved.	The regulation 2/2003 is revised.	The regulation of the Supreme Court	The policy of the Supreme Court to promote court-annexed mediation is not changed.
<b>Outputs of the Project</b> 1. The draft of the revised regulation of the Supreme Court No.2 in the year of 2003 is formulated.	The Supreme Court formulates the draft of the revised regulation 2/2003.	Report of the Supreme Court	The policy of the Supreme Court to promote court-annexed mediation is not changed.
2. Necessary devices for the training of mediators are improved.	1. The Supreme Court formulates the draft of the regulation concerning mediators. 2. The Supreme Court formulates the Code of Conduct for mediators. 3. Curriculum and materials for the training of mediators are made. 4. The number of trainers in the mediator certification institutions is increased.	Project report	
3. The system of court-annexed mediation is widely known to the public.	1. Materials for public relations will be prepared. 2. Workshops and seminars are held.	Project report	

<p><b>Activities of the Project</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 Set up Working Group to revise the regulation 2/2003 in the Supreme Court.</li> <li>1.2 Conduct workshop to develop materials needed in drafting the revision of regulation 2/2003.</li> <li>1.3 Formulate the draft of the revised regulation 2/2003, including precise provisions on mediation procedures, qualification and appointment of mediators and fees of mediation.</li> <li>1.4 Draft Questions and Answers Book for the revised regulation 2/2003 as dissemination tool and textbook of mediator training.</li> <li>1.5 Conduct workshop to solicit inputs from wider stakeholders.</li> <li>2.1 Set up Working Group to make necessary devices for the training of mediators in the Supreme Court.</li> <li>2.2 Examine and improve curriculum for the training of mediators.</li> <li>2.3 Examine and improve materials for the training of mediators.</li> <li>2.4 Conduct trainings of trainers of mediation. Trainees include judges, advocates and others.</li> <li>3.1 Formulate materials to make court-annexed mediation known to the public.</li> <li>3.2 Hold workshops and seminars to disseminate the contents of the revised regulation 2/2003 and the new training system of mediators.</li> </ol>	<p><b>Inputs</b></p> <p>&lt;Japan side &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Long-term Expert Mediation System</li> <li>2. Short-term Experts       <ol style="list-style-type: none"> <li>a Mediation System and Technique</li> <li>b other areas upon consultation</li> </ol> </li> <li>3. Acceptance of Training Training in Japan</li> <li>4. Provision of Equipment Necessary equipment upon consultation</li> </ol> <p>&lt;Indonesian Side&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Personnel Input Assignment of members of the Working Group in the Supreme Court</li> <li>2. Facility and Equipment Office for Japanese experts Facility and Equipment for in-country training Consumables such as office supplies</li> <li>3. Budget Running Expenses of the Project Office</li> </ol>	<p><b>Preconditions</b></p> <p>Promotion of court-annexed mediation is prioritized in the policy of legal reform in Indonesia</p>
---	--	---

ANNEX III Plan of Operation

The Project on the Improvement of Mediation System in Indonesia: Plan of Operation

2006.9.29

	JFY2006				JFY2007				JFY2008								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
Long-term expert																	
Distance Learning																	
Training in Japan																	
Short-term expert																	
ex-ante evaluation team																	
1-1 Set up Working Group to revise the regulation 2/2003 in the Supreme Court.																	
1-2 Conduct workshop to develop materials needed in drafting the revision of regulation 2/2003.																	
1-3 Formulate the draft of the revised regulation 2/2003, including precise provisions on mediation procedures, qualification and appointment of mediators and fees of mediation.																	
1-4 Draft Questions and Answers Book for the revised regulation 2/2003 as dissemination tool and textbook of mediator training.																	
1-5 Conduct workshop to solicit inputs from wider stakeholders.																	
2-1 Set up Working Group to make necessary devices for the training of mediators in the Supreme Court.																	
2-2 Examine and improve curriculum for the training of mediators.																	
2-3 Examine and improve materials for the training of mediators.																	
2-4 Conduct trainings of trainers of mediation. Trainees include judges, advocates and others.																	
3-1 Formulate materials to make court-annexed mediation known to the public.																	
3-2 Hold workshops and seminars to disseminate the contents of the revised regulation 2/2003 and the new training system of mediators.																	

LM

ANNEXIV List of Indonesian Counterpart and Administrative Personnel

1. Project Director  
Deputy Chief Justice of Common Civil Court of the Supreme Court
2. Project Manager  
Fatahillah AS. SH, MLI
3. Counterpart Personnel
  - 3-1 Working Group to revise the regulation  
Supreme Court  
Department of Law and Human Rights  
Judges  
Advocates  
Others
  - 3-2 Working Group to make devices for the training of mediators  
Supreme Court  
Trainers of IICT  
Judges  
Advocates  
Others
4. Chief of Justice of the Supreme Court will issue the Decree about the members of the working group as attached in ANNEX V.
5. Other personnel mutually agreed upon as necessary





**KETUA MAHKAMAH AGUNG  
REPUBLIK INDONESIA**

KEPUTUSAN  
KETUA MAHKAMAH AGUNG  
REPUBLIK INDONESIA

---

No. KMA / 090 / SK / IX / 2006

PEMBENTUKAN TIM KERJA  
PERUBAHAN PERATURAN MAHKAMAH AGUNG RI  
NO. 2 TAHUN 2003 DAN PELATIHAN MEDIATOR

MAHKAMAH AGUNG REPUBLIK INDONESIA

- Menimbang : a bahwa institusionalisasi proses mediasi kedalam sistem peradilan dapat memperkuat dan memaksimalkan fungsi lembaga pengadilan dalam penyelesaian sengketa disamping proses pengadilan yang bersifat memutus ( adjudikatif )
- b. bahwa Peraturan Mahkamah Agung No. 2 Tahun 2003 tentang Prosedur mediasi di Pengadilan yang mengintegrasikan mediasi ke dalam hukum acara yang berlaku baik pasal 130 HIR dan 154 Rbg sejak diberlakukan tanggal 11 September 2003 belum berjalan secara efektif sehingga perlu dilakukan perubahan untuk menciptakan suatu mekanisme yang lebih fleksibel dan menyerap konsep yang berkembang dalam masyarakat secara nasional maupun global.
- c. bahwa berdasar pertimbangan tersebut diatas, dipandang perlu dibentuk Tim yang ditugaskan untuk menyusun perubahan Peraturan Mahkamah Agung No. 2 tahun 2003, tentang prosedur mediasi di Pengadilan dan pelaksanaan training mediator
- d. bahwa nama – nama yang tersebut dibawah ini dipandang mampu dan cakap untuk diserahi tugas dan tanggung jawab dalam kegiatan tersebut.

*Handwritten initials or signature*



**KETUA MAHKAMAH AGUNG  
REPUBLIK INDONESIA**

Mengingat : 1. Undang – undang No 4 Tahun 2004 tentang Kekuasaan Kehakiman  
2. Undang – undang No. 14 Tahun 1985 tentang Mahkamah Agung  
          sebagaimana telah diubah dan ditambah dengan Undang – undang No. 5  
          Tahun 2004.

**M E M U T U S K A N**

Menetapkan :

**PERTAMA** : Membentuk tim kerja perubahan Peraturan Mahkamah Agung No. 2 tahun 2003 tentang prosedur mediasi di pengadilan dan pelatihan mediator dengan susunan sebagai berikut :

Pengarah :       1. Bagir Manan  
                          ( Ketua Mahkamah Agung RI )  
                  2. Marianna Sutadi, SH  
                          ( Wakil Ketua Mahkamah Agung RI Bidang Yudisial )  
                  3. Prof. DR. Paulus E. Lotulung, SH  
                          ( Ketua Tim Pembaharuan Mahkamah Agung RI )  
                  4. Subagyo, SH.MM  
                          ( Kepala Badan Urusan Administrasi Mahkamah Agung )  
                  5. Mas Achmad Santosa, SH.LLM  
                          ( Tim Pembaharuan Mahkamah Agung RI )

Direktur Proyek : H. Harifin A. Tumpa, SH.MH  
                          ( Ketua Muda Mahkamah Agung RI Bidang Perdata )

Tenaga Ahli       : 1. Mr. Yamanishi Hiroaki ( J I C A )  
                          2. Para Tenaga Ahli : JICA

Manajer Proyek : Fatahillah. AS, SH ( I I C T )

Sekretaris Proyek : Nisa Istiani, SH.MLI  
                          ( Tim Pembaharuan Mahkamah Agung RI )



**KETUA MAHKAMAH AGUNG  
REPUBLIK INDONESIA**

- Kelompok Kerja : 1. Susanti Adi Nugroho. SH.MH  
( Hakim Agung / Koordinator )
2. DR. Abdurrahman, SH ( Hakim Agung )
3. H. Atja Sondjaja, SH ( Hakim Agung )
4. I Gusti Agung Sumanatha, SH  
( Sekretaris Badan Diklat / Litbang MARI )
5. DR. H. Supandi, SH . M.Hum ( Kepala Diklat MARI )
6. Andi Samsan Nganro, SH.MH ( Hakim )
7. Suhadi, SH.MH ( Hakim )
8. M. Ely Mariani, SH ( Hakim )
9. Artha Theresia Silalahi, SH ( Hakim )
10. Diah Sulastri Dewi, SH.MH ( Hakim )
11. Wiwiek Awiati, SH.M.Hum  
( Tim Pembaharuan Mahkamah Agung RI )
12. DR. Wahiduddin Adams, SH ( Dept. Hukum / HAM )
13. Mualimin Abdi, SH ( Dept. Hukum / HAM )
14. Tohir Musa Luthfi Yazid, SH.LLM ( Advokat )
15. Toni Budi Jaya, SH.LLM ( Advokat )
16. Firmansyah, SH ( Advokat )
17. Ahmad Fahmi Shahab ( Pusat Mediasi Nasional )

**K E D U A** : Melaksanakan tugasnya dengan penuh tanggung jawab dan melaporkan hasilnya kepada Pengarah

**K E T I G A** : Segala biaya yang bersangkutan dengan pelaksanaan tugas ini dibebankan kepada Japan International Cooperation Agency ( JICA ) dan Mahkamah Agung Republik Indonesia



**KETUA MAHKAMAH AGUNG  
REPUBLIK INDONESIA**

KE EMPAT : Keputusan ini berlaku pada tanggal ditetapkan dengan ketentuan segala sesuatu akan diubah dan diperbaiki sebagaimana mestinya apabila dikemudian hari ternyata terdapat kekeliruan dalam Keputusan ini .

SALINAN Keputusan ini dikirimkan kepada :

1. Yth. Wakil Ketua Mahkamah Agung RI Bidang Yudisial
2. Yth. Wakil Ketua Mahkamah Agung RI Bidang Non Yudisial
3. Yth. Para Ketua Muda Mahkamah Agung RI
4. Yth. Panitera Mahkamah Agung RI
5. Yth. Sekretaris Mahkamah Agung RI
6. Yth. Kepala Badan Urusan Administrasi Mahkamah Agung RI
7. Yang bersangkutan untuk diketahui dan dilaksanakan sebagaimana mestinya

Ditetapkan di : JAKARTA

Pada Tanggal : 28 September 2006

---

KETUA MAHKAMAH AGUNG – RI

BAGIR MANAN

4. 面談者リスト

STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST

Date : September 25, 2006

Time : 10:00 - finish

Venue : Supreme Court RI

No.	Name	Institution/Position	Paraf
1.	Andi Samsan Nganro, SH.	Chief Judge of South Jakarta District Court	
2.	IG. Agung Sumanatha	Secretary of Research & Development - Supreme Court Training Center	
3.	Subagyo	Head of Administration Affairs Body - Supreme Court	
4.	Budiman Sudarsono	BAPPENAS	
5.	Susanti Adhi Nugroho	Justice of the Supreme Court	
6.	Harifin Tumpa	Supreme Court	
7.	Paulus Effendi Lotulung	Supreme Court	
8.	Marianna Sutadi	Supreme Court	
9.			
10.			
11.			
12.			
13.			
14.			
15.			
16.			
17.			
18.			
19.			
20.			

**STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST**

**Date** : September 25, 2006

**Time** : 14:00 - finish

**Venue** : IALDF

<b>No.</b>	<b>Name</b>	<b>Institution/Position</b>	<b>Paraf</b>
1.	Piter Edward	AUSAID - Program Manager	
2.	Steward Fenwick	IALDF - Team Leader	
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			
11.			
12.			
13.			
14.			
15.			
16.			
17.			
18.			
19.			
20.			

**STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST**

**Date** : September 25, 2006

**Time** : 15:30 - finish

**Venue** : European Union

<b>No.</b>	<b>Name</b>	<b>Institution/Position</b>	<b>Paraf</b>
1.	Kasoly Soos	EUDP Indonesia Project Officer	
2.	Ronan Mac Aongusa	Head of Section ERGG	
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			
11.			
12.			
13.			
14.			
15.			
16.			
17.			
18.			
19.			
20.			

**STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST**

**Date** : September 26, 2006

**Time** : 10:00 - finish

**Venue** : Supreme Court RI

No.	Name	Institution/Position	Paraf
1.	Marianna Sutadi	Supreme Court	
2.	Harifin Tumpa	Supreme Court	
3.	Paulus Effendi Lotulung	Supreme Court	
4.	Mas Achmad Santosa	Reform Team - Supreme Court	
5.	Susanti Adhi Nugroho	Justice of the Supreme Court	
6.	Andi Samsan Nganro, SH.	Chief Judge of South Jakarta District Court	
7.	Ely Mariani	Supreme Court	
8.	IG. Agung Sumanatha	Supreme Court	
9.	Hiroaki YAMANISHI	JICA	
10.	Hideo TSUKAMOTO	JICA	
11.	Kazuko TANAKA	JICA	
12.	NAOSHI Sato	JICA	
13.	KAWATA Sozaburo	JICA	
14.			
15.			
16.			
17.			
18.			
19.			
20.			



**STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST**

**Date** : September 26, 2006

**Time** : 14:00 - finish

**Venue** : PMN

<b>No.</b>	<b>Name</b>	<b>Institution/Position</b>	<b>Paraf</b>
1.	Raymond Lee	PMN	
2.	Fahmi Shahab	PMN	
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			
11.			
12.			
13.			
14.			
15.			
16.			
17.			
18.			
19.			
20.			

**STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST**

**Date** : September 26, 2006

**Time** : 17:00 - finish

**Venue** : Ministry of Law & Human Rights

<b>No.</b>	<b>Name</b>	<b>Institution/Position</b>	<b>Paraf</b>
1.	Abdul Wahid	Ministry of Law & Human Rights	
2.	Wahiduddin Adams	Ministry of Law & Human Rights	
3.	Mualimin Abdi	Ministry of Law & Human Rights	
4.	Hartoyo	Ministry of Law & Human Rights	
5.	Zaenal Arifin	Ministry of Law & Human Rights	
6.	Pocut Eliza	Ministry of Law & Human Rights	
7.			
8.			
9.			
10.			
11.			
12.			
13.			
14.			
15.			
16.			
17.			
18.			
19.			
20.			

**STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST**

**Date** : September 27, 2006

**Time** : 08:30 - finish

**Venue** : IICT

<b>No.</b>	<b>Name</b>	<b>Institution/Position</b>	<b>Paraf</b>
1.	Fatahillah	IICT	
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			
11.			
12.			
13.			
14.			
15.			
16.			
17.			
18.			
19.			
20.			

**STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST**

**Date** : September 27, 2006

**Time** : 11:00 - finish

**Venue** : PN Jakarta Selatan

<b>No.</b>	<b>Name</b>	<b>Institution/Position</b>	<b>Paraf</b>
1.	Andi Samsan Nganro	Ketua PN	
2.	Ariansyah B. Dali P.S	Wakil Ketua	
3.	Lilies Djuaningsih	Panitera / Sekretaris	
4.	Yohanes E. ..., SH.	Hakim	
5.	Yohanes Suhadi, SH.	Hakim	
6.	Efran Basuning, SH.	Hakim	
7.	Eddy Risdianto, SH.	Hakim	
8.	Wahjono, SH., MHum.	Hakim	
9.	Sulthoni	Hakim	
10.	Sutjahjo	Hakim	
11.	Soedarmadji	Hakim	
12.	Syafrullah Sumar	Hakim	
13.	Ketut Manika	Hakim	
14.	Herry Sasongko	Hakim	
15.	Sri Mulyani	Hakim	
16.			
17.			
18.			
19.			
20.			

**STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST**

**Date** : September 27, 2006

**Time** : 16:00 - finish

**Venue** : PERADI

<b>No.</b>	<b>Name</b>	<b>Institution/Position</b>	<b>Paraf</b>
1.	Harry Ponto	PERADI/Secretary General	
2.	M. Luthfie Hakim	PERADI/General Treasury	
3.	TM. Luthfi Yazid	Luthfi Yazid & Partners	
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			
11.			
12.			
13.			
14.			
15.			
16.			
17.			
18.			
19.			
20.			

**STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST**

**Date** : September 28, 2006

**Time** : 10:00 - finish

**Venue** : Supreme Court RI

No.	Name	Institution/Position	Paraf
1.	Marianna Sutadi	Supreme Court	
2.	Harifin Tumpa	Supreme Court	
3.	Paulus Effendi Lotulung	Supreme Court	
4.	Susanti Adhi Nugroho	Justice of the Supreme Court	
5.	Andi Samsan Nganro, SH.	Chief Judge of South Jakarta District Court	
6.	Ely Mariani	Supreme Court	
7.	IG. Agung Sumanatha	Supreme Court	
8.	Hideo TSUKAMOTO	JICA	
9.	Kazuko TANAKA	JICA	
10.	NAOSHI Sato	JICA	
11.	KAWATA Sozaburo	JICA	
12.	Subagyo	Head of Administration Affairs Body - Supreme Court	
13.	Nisa	Tenaga Ahli Tim Pembaruan Mahkamah Agung	
14.			
15.			
16.			
17.			
18.			
19.			
20.			

**STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST**

**Date** : September 28, 2006

**Time** : 14:00 - finish

**Venue** : USAID

<b>No.</b>	<b>Name</b>	<b>Institution/Position</b>	<b>Paraf</b>
1.	Gartini Isa	USAID	
2.	Paul Simonet	USAID	
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			
11.			
12.			
13.			
14.			
15.			
16.			
17.			
18.			
19.			
20.			

**STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST**

**Date** : September 28, 2006

**Time** : 15:00 - finish

**Venue** : JICA Indonesia Office

<b>No.</b>	<b>Name</b>	<b>Institution/Position</b>	<b>Paraf</b>
1.	Fifiek Mulyana	Consultant GGIJ	
2.	Gilles Blanchi	British Council/Team Leader	
3.	Belida Costin	Consultant GGIJ	
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			
11.			
12.			
13.			
14.			
15.			
16.			
17.			
18.			
19.			
20.			



**STUDY TEAM OF MINISTRY OF JUSTICE OF JAPAN  
ATTENDANCE LIST**

**Date : September 29, 2006**

**Time : 10:30 - finish**

**Venue : Supreme Court RI**

<b>No.</b>	<b>Name</b>	<b>Institution/Position</b>	<b>Paraf</b>
1.	Marianna Sutadi	Supreme Court	
2.	Harifin Tumpa	Supreme Court	
3.	Paulus Effendi Lotulung	Supreme Court	
4.	Subagyo	Head of Administration Affairs Body - Supreme Court	
5.	Andi Samsan Nganro, SH.	Chief Judge of South Jakarta District Court	
6.	Nisa Istiani	Tim Pembaruan	
7.	IG. Agung Sumanatha	Supreme Court	

**Date : September 29, 2006**

**Time : 14:00 - finish**

**Venue : Embassy of Japan**

<b>No.</b>	<b>Name</b>	<b>Institution/Position</b>	<b>Paraf</b>
1.	SHIMIZU Ayako	EOJ	

**Date : September 29, 2006**

**Time : 15:30 - finish**

**Venue : UNDP**

<b>No.</b>	<b>Name</b>	<b>Institution/Position</b>	<b>Paraf</b>
1.	NAKAMURA	UNDP	
2.	Mas A. Santosa	UNDP	
3.	Ewa Wojkowska	UNDP	



European  
Union

# Good Governance in the Indonesian Judiciary Project

2006 to 2008

[Managing Contractor: British Council]



Supreme  
Court of  
Indonesia

The European Commission has been contracted by the Government of Indonesia to support the implementation of the Mahkamah Agung's (MA, Supreme Court's) Blueprint for Reform (2002). The Blueprint is a culmination of reform efforts within the MA and constitutes an integrated reform policy applying to the Indonesian judiciary as a whole. The Blueprint also supports Law No 35/1999 and Law No 4/2004 which mandate that all responsibilities for the judiciary be fully transferred from the Ministry of Justice to the Supreme Court under the "One Roof System". The European Commission has entrusted the British Council to implement this Technical Assistance effort within the MA and under the guidance of a MA appointed Project Director.

## OUR OVERALL OBJECTIVE

- To support good governance and democratisation by strengthening the institutional capacity of the judiciary in Indonesia.

## SPECIFIC OBJECTIVES

- To improve the initial and continuing training of judges and court staff (Component 1)
- To increase the transparency of the courts and accountability of judges (Component 2)
- To increase public awareness of the judicial system and improve public access to justice (Component 3)

## PROJECT ACTIVITIES:

Within these components, the following activities are envisaged

### Component 1 – Initial and continuing training of judges and court staff

- Improve capacity of Mahkamah Agung Judicial Training Centres to manage training for candidate judges

- Develop practical judicial training programs for candidate judges
- Establish two additional regional training centres for continuing education
- Develop and deliver training programs for continuing education for judges and court staff

### Component 2 – Transparency of the court and accountability of judges

- Develop a system for improved case management in six pilot courts (Mahkamah Agung, High Court of Jakarta, District Courts in Padang, Makassar, Mataram and Pontianak)
- Improve electronic access to legal information originating from courts
- Publication of Supreme Court judicial decisions in hard copy
- Develop a new system of judicial evaluation
- Develop judicial conduct guidelines and training for the benefit of the Judicial Commission and the Anti-Corruption Court/Commission
- Train trainers in Office of the Ombudsman on judicial conduct guidelines.

### Component 3 – Public awareness of the judicial system and improve access to justice

- Increase public awareness of judicial system and basic civic rights
- Improved access to justice for marginalized groups
- Increase access, availability and use of ADR/mediation techniques.

\*\*\*

## Contact us:

### **Project Office**

Mahkamah Agung  
2<sup>nd</sup> Floor, Room # C-206  
JI Medan Merdeka Utara No 9-13  
Jakarta Pusat 10110  
Telephone /Fax (0)21 352 0563

### **Project Director**

Drs. H. Wildan Suyuthi, SH. MH.  
Mahkamah Agung

### **Team Leader**

Gilles Blanchi  
HP 0812 108 5435  
Email: gcbianchi@yahoo.com

### **Office Assistant**

Sisi (Hanrezi) Dhania  
Email: hanreziddhania@yahoo.com

### **Co-ordination and Liaison Officer**

Fifiek NW Mulyana  
HP 0811 967 692  
Email: fifiek279@yahoo.com

### **Project Translator/ Interpreter**

Fathia  
Email: fathia-rival@cbn.net.id

### **British Council Coordination**

Ari Sutanti  
Email: ari.sutanti@britishcouncil.or.id

### **Component 1 Consultant – Training**

Bobby Rahman  
Consultant  
Email: bobby@bobbyrahman-law.com

### **Component 2 Consultants – Case Management, Pilot Courts and Information Technology**

Barry Walsh  
Case Management & IT Advisor  
HP 0813 8596 1035  
Email: barrywalsh@optusnet.com.au

Belinda Costin  
Consultant  
Email: belindacostin@hotmail.com

Aria Suyudi  
Consultant  
Email: aria@pshk.org

### **Component 3 Consultants – Public Awareness & Access to Justice**

Imelda Salajan  
Consultant  
Email: imelda@ontrackmedia.or.id

Patra Zen  
Consultant  
Email: patra.m.zen@gmail.com



**Silabus Pelatihan Mediator IV  
Hakim Se-Jawa Tengah**

**Hari I : Senin, 15 Mei 2006**

WAKTU	MATERI	PEMATERI
08.00 – 08.15	Registrasi	OC
08.15 – 08.45	Pembukaan	OC
08.45 – 09.15	<i>Pre-Test</i>	OC
09.15 – 09.30	Rehat Kopi	OC
09.30 – 11.30	PERMA No. 2 Tahun 2003 dan Perkembangannya	SAN
11.30 – 12.30	Ishoma	OC
12.30 – 13.30	<i>Ice Breaking &amp; Kontrak Belajar</i>	FT
13.30 – 14.30	Pemutaran Film Mediasi	FT
14.30 – 16.00	Praktek Mediasi Dalam Pengadilan di Negara Lain	TBD
16.00 – 16.30	Rehat Kopi	OC
16.30 – 17.30	Overview Bentuk-bentuk Penyelesaian Sengketa Pada Umumnya	TBD
	<i>Feedback</i>	OC

**Hari II : Selasa, 16 Mei 2006**

WAKTU	MATERI	PEMATERI
08.00 – 09.00	Pengantar Negosiasi	AL
09.00 – 11.00	Praktek Mediasi di Australia: Berbagi Pengalaman	FCA
11.00 – 11.15	Rehat Kopi	OC
11.15 – 12.15	Simulasi (Kasus Kelapa) + <i>Debriefing</i>	AL
12.15 – 13.15	Ishoma	OC
13.15 – 14.15	Strategi Perundingan Berdasarkan Posisi dan Kepentingan	TR
14.15 – 15.15	Tipologi Konflik	TR
15.15 – 15.45	Rehat Kopi	OC
15.45 – 16.45	Pemahaman Tentang Isu, Posisi dan Kepentingan	TR
16.45 – 17.30	Pengantar Mediasi	TR
	<i>Feedback</i>	OC

**Hari III : Rabu, 17 Mei 2006**

WAKTU	MATERI	PEMATERI
08.00 – 09.00	Simulasi (Kasus Buku Pajak) + <i>Debriefing</i>	AL
09.00 – 10.00	Simulasi Arb – Med (Kasus Kerbau)	AL
10.00 – 10.15	Rehat Kopi	OC
10.15 – 11.15	Teknik dan Skill: Pengorganisasian, Perundingan, Fasilitasi dan Komunikasi	SM
11.15 – 12.15	Simulasi Reframing	SM
12.15 – 13.15	Ishoma	OC
13.15 – 14.15	Tahapan dan Proses Mediasi	SM
14.15 – 15.15	Mendefinisikan Isu dan Menyusun Agenda	AL
15.15 – 15.45	Rehat Kopi	OC
15.45 – 17.15	Simulasi Penyusunan Agenda (Kasus M. Saleh)	AL
	<i>Feedback</i>	OC

**Hari IV : Kamis, 18 Mei 2006**

WAKTU	MATERI	PEMATERI
08.00 – 09.15	<i>Role-Play 1 (Kasus Aji &amp; Intan)</i>	Semua Instruktur
09.15 – 10.15	Kaukus & Mediator Trap	FT
10.15 – 10.30	Rehat kopi	OC
10.30 – 11.30	Simulasi kaukus (Kasus Warung Padang)	FT
11.30 – 12.30	Kode Etik Mediator	FT
12.30 – 13.30	Ishoma	OC
13.30 – 15.00	<i>Role-Play 2 (Kasus Aji &amp; Intan)</i>	Semua instruktur
15.00 – 15.30	Rehat Kopi	OC
15.30 – 17.00	Simulasi Mediasi (Kasus M. Saleh)	SM
17.00 – 17.30	<i>Post-Test</i>	OC
	<i>Feed back</i>	OC

**Hari V : Jumat, 19 Mei 2006**

WAKTU	MATERI	PEMATERI
08.00 – 09.00	Mengungkap Kepentingan Tersembunyi	WA
09.00 – 10.00	Simulasi Mediasi Multi Pihak (Kasus BOHA)	WA
10.00 – 11.00	Merancang Kesepakatan	WA
11.00 – 11.30	<b>PENUTUPAN</b>	OC

**Daftar Pemateri :**

1. SAN : Susanti Adi Nugroho, SH., MH. (MARI)
2. FCA : Pembicara Tamu dari Federal Court of Australia (IALDF)
3. SM : Sri Mamudji, SH., MLL. (IICT)
4. TR : Prof. DR. Takdir Rahmadi, SH., LL.M. (IICT)
5. WA : Wiwiek Awiati, SH., MHum (IICT)
6. FT : Fatahillah AS., SH., MLI., MSi. (IICT)
7. AL : Ir. Alexander Lay, SH., LL.M. (IICT)
8. TBD : Tony Budidjaja, S.H., LL.M. (IICT)
9. OC : Organizing Committee (Panitia Pelaksana dari IICT dan PT Semarang)

## IICT Mediator's List

<b>Mediator Occupation</b>	<b>155 Mediators</b>
High Court / District Court	<b>1 high court – PT PADANG (3 Judges)</b> <b>17 District Courts: 54 Judges</b> PN Jakpus (3), PN Jaktim (3), PN Jakbar (3), PN Jaksel (3), PN Bekasi (1), PN Bengkalis (5), PN Batu sangkar (7), PN Pekan Baru (6), PN Padang (5), PN Bukit Tinggi (2), PN Gresik (2), PN Mojokerto (2), PN Surabaya (6), PN Sidoarjo (2), PN Malang (2), PN yogyakarta (1), PN Semarang (1)
Advocate	<b>5 Areas – 51 persons</b> Jakarta (7), Surabaya (36), Pekanbaru (3), Padang (4), Sulawesi (1)
Consumer Protection Organization	<b>4 Areas – 12 persons</b> Bandung (3), Yogyakarta (5), Surabaya (2) and Semarang (2)
Company	<b>1 Area – 1 person</b> Jakarta (1)
Doctor	<b>1 Area – 2 persons</b> Jakarta (2)
Indonesian Business Organization/ Kamar Dagang dan Industri (KADIN)	<b>2 Areas – 2 persons</b> Pekan Baru (1), Surabaya (1)
University	<b>2 Areas – 10 Persons</b> Jakarta (6), Padang (1) and Surabaya (3)
Students	<b>1 Area – 2 Persons</b> Jakarta (2)
Adat Leader	<b>2 Areas – 5 Persons</b> Batu Sangkar (1), Pekan Baru (4)
Public	<b>1 Area – 2 Persons</b> Jakarta (2)
Official Government	<b>1 Area – 2 Persons</b> Yogyakarta (2)
Retired Judge	<b>1 Area – 3 persons</b> <b>Surabaya (3)</b>
Legal Aid Institution	<b>1 Area – 1 Persons</b> Surabaya (1)

<b>No.</b>	<b>Nama</b>	<b>Instansi</b>
1.	Lief Sofijullah, S.H.	PN Jakpus
2.	Aman Barus, S.H.	PN Jakpus
3.	Abdullah Sidiq, S.H.	PN Jakpus
4.	Nardiman, S.H.	PN Jaktim
5.	John Piter, S.H.	PN Jaktim

6.	Syamsi, S.H.	PN Jaktim
7.	Zaid Umar BobSaid, S.H.	PN Jakbar
8.	Mulijanto, S.H.	PN Jakbar
9.	Agus Herjono, S.H.	PN Jakbar
10.	Herry Sasongko, S.H., MH.	PN Jaksel
11.	Effendi, S.H.	PN Jaksel
12.	Ny.Asnahwati, S.H.	PN Jaksel
13.	Titi Maria, S.H., LL.M	Dermawan Nugroho & Co Law Firm
14.	Lita Arijati, S.H. LL.M	Fakultas Hukum Universitas Indonesia
15.	Retno Murniati, S.H., MH.	Fakultas Hukum Universitas Indonesia
16.	Muchammad Zaidun, S.H., Msi.	Zaidun & Partners Law Firm
17.	Tony Buddidjaja, S.H., LL.M	Hadiputranto, Hadinoto & Partners
18.	Alex Lay, S.T, S.H.	Universitas Atmajaya
19.	Pujastuti Handayani, S.H., MH.	PN Bekasi
20.	Achmad zaini, SH.	PT PADANG
21.	Bay mastur, SH.	PT PADANG
22.	Zainudin, SH.	PT PADANG
23.	Jauhari, SH.	PN Bengkalis
24.	Fitrizal Yanto, SH.	PN Bengkalis
25.	Masrul, SH.	PN Bengkalis
26.	Rendra Yozar D., SH.	PN Bengkalis
27.	Tani Ginting	PN Bengkalis
28.	Roba'a Bs., S.H.	PN Batu sangkar
29.	Samsudin, SH.	PN Batu sangkar
30.	Irwan Munir, SH.	PN Batu sangkar
31.	Heru kuntjoro, SH.	PN Batu sangkar
32.	Agus Hamzah, SH.	PN Batu sangkar
33.	Kunadi, SH.	PN Batu sangkar
34.	Edy Subroto, SH.	PN Batu sangkar
35.	Baslin Sinaga, SH.	PN Pekan Baru
36.	Asiadi Sembiring, SH.	PN Pekan Baru
37.	Sukmayanti, SH.	PN Pekan Baru
38.	Lince A., SH.	PN Pekan Baru
39.	Machri Hendra	PN Padang
40.	Busra, SH.	PN Padang
41.	Inang Kasmawati, SH.	PN Padang
42.	Hasnawati, SH.	PN Padang
43.	Masrimal, SH.	PN Padang
44.	Effendi Mukhtar, SH.	PN Bukit Tinggi
45.	Anasroel haroen, SH.	PN Bukit Tinggi

46.	Drs. A. Dt. Makhudum Sati	LKAAM Tanah Datar -Batusangkar
47.	Edi Azmi, SH.	LAM Riau
48.	M. Amin, SH.	LAM Riau
49.	Rozali Hasim, SH.	LAM Riau
50.	Aziun Asyaari, SH	LAM Riau
51.	Yusril Sabri, SH.	IKADIN P. Baru
52.	Yadi utokoy, SH.	IPHI DPD Sumbar
53.	Abdul Haris Rusli, SH., M.Hum	SPI Pekan Baru
54.	H. Amirudin, SH.	IKADIN Padang
55.	Betty Desnita, SH.	AAI Pekan Baru
56.	Syahril, SH.	AAI Padang
57.	Nanda O., SH.	FH UNAND
58.	Wilson Saputra, SH.	DPD SPI Sumbar
59.	Muhammad Herwan	KADIN RIAU
60.	Nursyam, SH., M.Hum.	PN Pekan Baru
61.	Aswijon, SH.	PN Pekan Baru
62.	I Made Subagia Astawa, S.H	PN Gresik
63.	Toetik Ernawati, S.H	PN Gresik
64.	Anton Budi S.	PN Mojokerto
65.	Dameria Frisella Simanjuntak	PN Mojokerto
66.	Ester Siregar	PN Surabaya
67.	Mayam Sebayang	PN Surabaya
68.	Wimpie, S.H	PN Surabaya
69.	Nursiah Kadir	PN Surabaya
70.	Sularso	PN Surabaya
71.	Moh. Yunus Wahab	PN Surabaya
72.	Suhar Adi Kustanto	IKADIN Surabaya
73.	Agus Widyantoro, S.H., M.H	FH UNAir
74.	Agus Sekarmadji, S.H., M.Hum	FH UNAir
75.	Basuki	AAI Surabaya
76.	Ir. Edison Siregar	KADIN Surabaya
77.	Achamad Chusairi, S.Psi	Fpsi. UNAir
78.	Pauline Primawati, S.H	Pensiunan Hakim
79.	Saroso Bagyo, S.H	Pensiunan Hakim
80.	Istining K S.H.,M.Hum	PN Sidoardjo
81.	I Wayan Sosiawan, S.H	PN Sidoardjo
82.	Siswandriyono, S.H., M.Hum	PN Malang
83.	Burhanuddin, AS., S.H., M.H	PN Malang
84.	Sudarto, S.H	LBH Surabaya
85.	Henry Rusdijanto, S.H	IPHI Surabaya
86.	R. IDA, SH.	Pensiunan Hakim
87.	Sunaryo Wiryo, S.H.	PN yogyakarta
88.	Hadi Muhtar, S.E., M.A.	Pemerintah Kota



		Yogyakarta
89.	Yacob Nafie, S.H.	Pemerintah Kota Yogyakarta
90.	Y.B. Gunadi, S.H.	PN Semarang
91.	J. Widijantoro,	YLKI Yogyakarta
92.	MC. Sudharmono H.	BPSK Yogyakarta
93.	Yayan Sutarna, S.H.	BPSK Bandung
94.	Anggraeni, S.H.	BPSK Yogyakarta
95.	Zulkarnain Rachman, S.H.	BPSK Yogyakarta
96.	Ir. Bagus Taruno Legowo	BPSK Surabaya
97.	Soemali, S.H., M.H.	BPSK Surabaya
98.	A. Budisusetia, S.E.	BPSK Yogyakarta
99.	Drs. Cecep Suhaeli	BPSK Bandung
100.	Sutrisno Jatmoko	BPSK Semarang
101.	Immanuel Damanik	BPSK Bandung
102.	Yuni Widiat, S.H.	BPSK Semarang
103.	Soeprapri, S.H.	PN Yogyakarta
104.	Gunarto, S.E.	BPSK Yogyakarta
105.	Albar Al Hadar, SH.	Advokat Surabaya
106.	Agus Pramudijono, SH.,MHum., MBA	Advokat Surabaya
107.	dr. Bambang Lukmantono, SH., MM	Advokat Surabaya
108.	Bambang Utoyo, Ir., SH.,MM	Advokat Surabaya
109.	Drs. Bibitharto, SH., M. Hum.	Advokat Surabaya
110.	Budhy Waluyo, SH., Mhum	Advokat Surabaya
111.	Danu Widodo, SH	Advokat Surabaya
112.	Djawara, MP, SH	Advokat Surabaya
113.	H. Djaenudin, SH	Advokat Surabaya
114.	Edy Wahyudi	Advokat Surabaya
115.	Hendwi Koranto, SE., Mhum	Advokat Surabaya
116.	Hoilur Rohman, SH	Advokat Surabaya
117.	I Wayan Ginanto, SH., MM	Advokat Surabaya
118.	J. Elen Machdalena, SH.	Advokat Surabaya
119.	Drs. Kasim Sinuhaji, SH., MH	Advokat Surabaya
120.	Hj. Larasati Sri Andantie, SH	Advokat Surabaya
121.	Hj. Lies Wahyuningsih, SH.	Advokat Surabaya
122.	Hj. Luluk Wigusi SH., Mhum	Advokat Surabaya
123.	Minan, SH	Advokat Surabaya
124.	Made Kompyang, SH	Advokat Surabaya
125.	M. Sucipto, SH.	Advokat Surabaya
126.	Padi Alias Padiono, SH.	Advokat Surabaya
127.	Purwojo, SH.	Advokat Surabaya
128.	Ratna Dewi Handayani, SH., MHum	Advokat Surabaya
129.	Rosa Delima Tjandra, SH	Advokat Surabaya
130.	Roes Soeharto, SH., MHum	Advokat Surabaya
131.	Rennywati Sjamsul SH., Mhum	Advokat Surabaya
132.	Drs. Sugeng Praptoyo, SH., MM, AK	Advokat Surabaya
133.	Suhariwanto, SH., MHum.	Advokat Surabaya
134.	Soedarto, SH	Advokat Surabaya
135.	R. Sadewo, SH.	Advokat Surabaya
136.	Drs. Sugeng W. AK., MBA., Mhum	Advokat Surabaya
137.	Tjandra Sridjaja Pradjonggo, SH., MH.,MBL.	Advokat Surabaya
138.	Yudi Tatang Sujana, SH.	Advokat Surabaya

139.	Amir Hamzah Pane	Dosen
140.	Andhiko Putera	-
141.	Ayni Suwarni Herry, SH	Notaris
142.	Drg. Dini Indrawati	Dokter PNS
143.	Ferdie Soethiono, SH	Asisten Advokat
144.	Jacobus Suseno, SH., MH	Advokat
145.	Johny Yuhon, SH., MH	Advokat
146.	Joyce Tjakraatmadja	Dokter PNS
147.	Lukas Sahala R Hutapea, S.Sos	Swasta
148.	Samuel Alexander	Swasta
149.	Simon P Lapian, SH	Karyawan PT Krakatau Steel
150.	Suhandi Cahaya, SH., MH., MBA., CD	Advokat & Kurator
151.	Syara Djumhana, SH	Associate
152.	Tuti Simorangkir, SH	Konsultan Hukum
153.	Uke Umar Rachmat, SH., SPn	Asisten dosen
154.	Wirdyaningih, SH., MH	Fakultas Hukum Universitas Indonesia
155.	Yudiani	Mahasiswa

## **Stewart Fenwick**

---

**From:** "Fatahillah AS" <fatahillahas@yahoo.com>  
**To:** "Stewart Fenwick" <stewart\_jaldf@uninet.net.id>  
**Sent:** Monday, May 02, 2005 9:10 AM  
**Attach:** IICT Mediators.doc; Training for Registrars (TOR).doc  
**Subject:** Suggested activities & Some info

Dear Stewart,

Here are some suggested activities for the visitors :

1. Moot Court on Mediation

- Acting as judges in the final stages (1 day)
- We also expect they're willing to give short course on mediation for the winners of the competition (1 day)

2. Training on Mediation

IICT will have 2 trainings, in Surabaya and Pekanbaru. They can be guest trainers by sharing knowledge and experience about mediation in Australia at the last day of the training (5<sup>th</sup> day).

3. Visits to District Courts

They can visit one of the pilot project district courts, either Central Jakarta, Surabaya or Bengkalis.

4. Discussions with accredited institutions (IICT and PMN)

5. Workshop with some judges and registrars, the Supreme Court of Indonesia, IICT and PMN to share knowledge and experience in handling mediation cases.

We've also found the parameter to determine the division of district courts in Indonesia, those are :

1. Pengadilan Negeri Kelas IA (IA District Court)
  - a. 600 private caseloads per year (minimum)
  - b. 2.000 public caseloads per year (minimum)
  - c. 500.000 amount of citizen
2. Pengadilan Negeri Kelas IB (IB District Court)
  - a. 150 - 600 private caseloads per year (minimum)
  - b. 1.000 - 2.000 public caseloads per year (minimum)
  - c. 250.000 amount of citizen
3. Pengadilan Negeri Kelas II (II District Court)
  - a. Less than 150 private caseloads per year
  - b. Less than 1.000 public caseloads per year
  - c. Less than 250.000 amount of citizen

Attached with this e-mail, we include **the list of mediators** that have been trained by IICT alone so far and **the term of reference to hold the training for registrars** for your consideration.

Best Regards, Fatah.

5/2/2005

## 1.5 Objectives

---

The overall objective of this project is to increase the use and effectiveness of court-annexed mediation as a proven effective method of dispute resolution as used in many countries. This is conducted in twofold strategy. One by building the capacity of judges to assist parties in dispute to resolve their dispute in an amicable solution through mediation, and two by increasing the awareness of the public of mediation practices. The specific objective would include:

- To 1) make available competent mediator judges in district courts, and 2) have mediator judges resolve cases effectively using mediation before going further in court proceeding, by providing district court judges an intensive 40-hour mediation training. The training is to support the Supreme Court Regulation no. 2 year 2003 which requires that all civil cases filed with the district court to be resolved through an amicable process assisted by a "mediator judge". This concept is being widely implemented in the Australia and EU member states such as England, France and Greek courts. This activity will be conducted in all six cities mentioned.
- To have the public: 1) understand the effectiveness of mediation based on other countries' experience, 2) increase its awareness on the present mediation practice in Indonesia including the new court-annexed mediation program, and 3) understand the different parties involved and their roles in a mediation process. This objective can be achieved by educating and socializing the public through a half day seminar on the effectiveness of mediation. This activity will be conducted in all six cities mentioned.

## 1.6 Justification

---

For the last 15 years, many European Union member countries have experienced the transformation in attitudes to mediation use, a transformation that has already been working its way into practices and into legal procedures. In the case of United Kingdom, under the new English Civil Procedure Rules which was in force since 26 April 1999, the court has a mandate to actively encourage parties to use Alternative Dispute Resolution (ADR) that includes mediation. The objective of these Rules is to enable the courts to deal with the case justly which include (a) ensuring that the parties are on an equal footing, (b) saving expense, (c) dealing with the case in ways which are proportionate, (d) ensuring that it is dealt with expeditiously and fairly; and (e) allotting to it an appropriate share of the court's resources, while taking into account the need to allot resources to other cases. These new Rules have been successful to the extent that more cases are now settled either before proceedings are issued or before the case comes to trial. Center of Dispute Resolution (CEDR), a non profit organization that was established in 1990 and based in London, has known to be the driver of promoting mediation in Europe. CEDR also trains mediator and provides mediation and other ADR services for business and public sector disputes. The 2003 statistics from CEDR reveal that the settlement rate is at 75% where 94% of mediation are conducted in only one day. For the case in Germany, the German Code of Civil Procedures 2001 Section 278 (2) applies a mandatory mediation on parties for civil disputes. Besides those two EU member countries, in 1995 France and Greece have changed their civil courts procedures to apply court-annexed mediation which impose mediation prior to formal litigation process.

Australia whose ADR was adopted later than in Japan and USA, the development of ADR was cited by some as entering maturity stage. There are many variation of ADR available, such as arbitrage, assisted negotiation, conciliation, mediation, mediation arbitration, court-annexed mediation, expert determination. Mediation in Australia has also been developed in the courts—in the family arena as a component of a settlement week program; and as part of a Supreme Court pilot project on resolving personal injury, mortgaged property, and simple contractual disputes. The ADR 2003 Statistics published by the National Alternative Dispute Resolution Advisory Council (NADRAC), shows at the Commonwealth (Federal Government) on the Family Court, the proportion of cases resolved through mediation (including Conciliation & Counseling) was 79%. At the state of New South Wales, on Land and Environment Court, the settlement rate was 80%. Supreme Court at Queensland had certificate as settled through mediation was 76.34%. Those numbers were shown for the period of 2001-2002.

Influenced by these developments and faced with growing demands from the business sector in Indonesia for an effective, but simple, low cost, out of court mechanism to settle disputes, Law No. 30 on

Arbitration and Alternative Dispute Settlements was introduced in 1999. Indonesia has established the Indonesian National Board of Arbitration (BANI) and the Indonesian Capital Market Arbitration Center (BAPMI) and more recently Pusat Mediasi Nasional (PMN, The Indonesian Mediation Center).

As part of the efforts to improve the effectiveness of the courts and deal with the rising backlog of cases which is over 19,000 cases (December 2004) at the Supreme Court level alone, the Supreme Court decided to advocate mediation. While mediation is no panacea for the legal system's ills, it is an initiative that has merit and should be tested. Some observers believe mediation is particularly suitable to Indonesia, as the disputing parties take responsibility for the terms of any settlement. As a decision is not imposed there is no 'winner' or 'loser', no party "loses face" or feels humiliated, so mediation is closer to the Indonesian concept of *musyawarah* or consensus. Whereas judicial decisions are rarely accepted by the parties as independent and fair and there remains a pervasive belief that decisions can be "bought", a mediator has no power to decide a case so there is no incentive for parties to make payments to the mediator to influence the outcome of a case.

Extant court procedures set out in Article 130 HIR (*Herziene Rechtsreglement Buitengewesten*, the Indonesian codification of court's rule of procedures) require the presiding Judge to give time to the parties to reach an amicable settlement before hearing the case. Over the years, in practice, it is very rare for Judges to recommend the parties to exhaust amicable settlement procedures before proceeding to litigious procedures. So, to encourage mediation of cases, the Supreme Court has issued Circular Instruction Letter no. 1 dated January 30<sup>th</sup>, 2002 that emphasized the need for an effective process of amicable settlement. Under this Letter, a Judge must try to settle the dispute amicably and act as a mediator before examining the case. However, due to lack of knowledge by the judges on mediation process and skills, the Circular Instruction Letter 1/2002 letter has not proven effective.

As such, the Supreme Court issued a Supreme Court Regulation No. 2 (Peraturan Mahkamah Agung, PerMA) on September 11, 2003 which provides a framework and support mechanism for court-annexed mediation. Under the PerMA, every case filed with the District Court must go through a 30 days period to allow the parties to seek a resolution through mediation. The PerMA imposes a tight timetable for the parties to select a mediator from a court maintained list and out of court list, and if no mediator is selected, one will be appointed by the court from the court maintained list. At the end of 30 days, the parties must appear before the court and report whether agreement was reached. In the event of agreement, the court will make a decision based upon their settlement or the case must be withdrawn. In the event of no agreement, the case will proceed to be heard by the court under extant procedures.

For this initiative to be effective, Judges particularly from District Court, need basic knowledge of mediation and need to be trained in the skills critical to become successful mediators. The training provider must come from a credible institution which has a pool of mediators who have extensive practical experience in using mediation in Indonesia and have gone through intensive mediation training from internationally recognized mediation centers. In addition, as stipulated in PerMA, there must be a pool of competent mediators available at each district court.

The survey on Amicable Settlement of Article 130 HIR conducted by the Research & Development of the Law and Justice Department of the Supreme Court during year of 2003 found that: (1) 60% respondent assumed judges as the most suitable mediator for court-annexed mediation; (2) 70% respondent wished to have 5-15 mediator for each district court; (3) 90% respondent assumed they must be trained on mediation skill to be a mediator.

Pusat Mediasi Nasional (PMN), as an independent Alternative Dispute Resolution (ADR) body dedicated to resolving commercial disputes was officially inaugurated on September 4, 2003 by the Coordinating Minister for Economic Affairs, Dorodjatun Kuntjoro-Jakti and Chief Justice of the Supreme Court, Bagir Manan. The establishment of a sustainable ADR facility in Indonesia is as a necessary complement to various policy initiatives aimed at revitalizing Indonesia's economy, especially in terms of stimulating businesses that are major participants in the chain of job creation, foreign direct investment, industrial orders and production.

PMN founders include persons with Jakarta Initiative Task Force experience (*JITF: a quasi government institution established in November 1998 under the auspices of the Financial Sector*

*Policy Committee*) who effectively used mediation in assisting disputants to restructure their corporate indebtedness of more than USD 20.5 billion<sup>1</sup>, and other like-minded individuals such as prominent lawyers and a retired Supreme Court Judge. Experience at JITF clearly demonstrated to the market that the use of internationally practiced ADR mediation processes can be a viable out of court alternative in Indonesia, where the courts remain seen by the private sector as largely dysfunctional. PMN was founded in a new legal, economic, and institutional environment particularly since the issuance of the PerMA.

PMN has been appointed as one of its main mediation training providers for judges, accredited by the Supreme Court of the Republic of Indonesia through the Decree of the Chief Justice of the Supreme Court (SK Ketua Mahkamah Agung) No. KMA/044/SK/VII/2004 dated July 6th, 2004. But due to the limited funds availability from the donors and where the state budget was not available, since its inception in June 2003, PMN was only able to conduct 2 series of 40-hour mediation training to not more than 50 judges that represent the area of Central Java and Jakarta Larger Area sponsored by the International Monetary Fund and the World Bank. Whereas the challenges for the PerMA to be effectively implemented throughout Indonesia is the need to train the remaining 2,750 district court judges. Due to resources constraint mentioned earlier, at this present of time, the approach in training the remaining judges is based on geographical representative basis.

Since PMN has conducted training for judges in Central Java and Jakarta Larger Area whereas another training provider, the Indonesian Institute for Conflict Transformation (IICT), has provided training for judges in East Java and West Sumatera, then PMN aims to conduct training in other provinces that have a high number of cases registered with the district court. PMN proposes to conduct a 40-hour mediation training in six cities. Ideally, there should be at least two judges representing each district court for each province. The final selection will be made by the Supreme Court and the Regional High Court.

A half day seminar for the public will be conducted in each of the mentioned cities. The expected attendance is 100 persons representing business players, regional government officials, civil society organizations and academics from all around province. The objective of the half day seminar was to increase the knowledge of mediation practice in relation to court-annexed mediation and out of court mediation. The seminar would be conducted in alliance with the local university at those cities.

PMN has developed a nascent set of complementary mediation skills and resources for Indonesia as a tool in resolving dispute in Indonesia. PMN has in place a trained team of Indonesian mediators with various specializations who have invaluable first-hand experiences in conducting complex mediation in the Indonesian context. Indeed, the need for an institution such as the PMN to provide mediation training and seminars has never been clearer. However, without further donor-assisted training for judges and without proactive marketing ("Socialization" in the Indonesian context) to the public, it remains doubtful that the implementation of court-annexed mediation program and out of court mediation can be successful.

To summarize, as clearly stipulated above, the actions under this proposal relates to the objectives of the project which support the on going reform process of the Indonesian economy and systems of good governance.

## **1.7 Detailed description of activities**

---

### **Training on Mediation for District Court Judges**

PMN is already an active player with the Supreme Court, for its education, training and certification needs regarding the implementation of its PerMA RI 2/2003 - Court-annexed Mediation. The 40-hour mediation training program was based on a syllabus developed in cooperation with the Supreme Court.

---

<sup>1</sup> [http://www.indonesia-house.org/PolitikHR/PHR1203/121903JITF\\_ends\\_mandate.htm](http://www.indonesia-house.org/PolitikHR/PHR1203/121903JITF_ends_mandate.htm) or <http://www.indonesian-embassy.or.jp/menue/information/press/jitf.bak>

Pelatihan Mediasi IX, Rev-01  
Hotel Gran Flora, Kemang  
Selasa - Sabtu, 16 - 20 Mei 2006

Hari	Jam	Deskripsi	Pembicara	Durasi (Jam)
Jumat, 19 Mei 06	08:00 – 09:30	Role Play III: <b>Co-Mediation</b> [1g=4; 1g=1c, 3 coaches as parties]	CH, YA, BG, RL, FS	1.5
	09:30 – 10:30	Manfaat Mediasi dalam Kerangka Acces to Justice	EY	1
	10:30 – 11:30	Kode Etik Mediator	EY	1
	11:30 – 13:15	<i>Sholat Jumat &amp; Makan siang</i>		
	12:45 – 14:15	Role Play IV: Co-Mediation & <b>Multi Parties</b> [1g=6; 1g=1c; 1 coach as party]	YA, BG, AS, CH	1.5
	14:15 – 16:15	Prosedur Mediasi Di Pengadilan	MA	2
	16:15 – 16:30	<i>Rehat</i>		
	16:30 – 17:30	Prosedur Mediasi Di Pengadilan : Lanjutan	MA	1
Sabtu, 20 Mei 06	08:00 – 09:00	Mediation Assessment	DM	1
	09:00 – 10:00	Masalah Kritis #2: Menghadapi Pihak Yang Beremosi dan Bersikeras	DM	1
	10:00 – 10:15	<i>Rehat</i>		
	10:15 – 11:45	Role Play V [1 coach as party]	FS, BG, DM, YA, AS, CH, RL	1.5
	11:45 – 12:45	<i>Makan siang</i>		
	12:45 – 14:15	Role Play VI [1 coach as party]	FS, BG, DM, YA, AS, CH, RL	1.5
	14:15 – 15:45	Role Play VII [1 coach as party]	FS, BG, DM, YA, AS, CH, RL	1.5
	15:45 – 16:00	<i>Rehat</i>		
	16:00 – 18:00	Evaluasi & Penutupan	YA, CH	2
<b>TOTAL DURASI PELATIHAN</b>				<b>40</b>

Pelatihan Mediasi IX, Rev-01  
 Hotel Gran Flora, Kemang  
 Selasa - Sabtu, 16 - 20 Mei 2006

Hari	Jam	Deskripsi	Pembicara	Durasi
				(Jam)
Selasa, 16 Mei 06	08:00 – 10:00	Pengkajian Umum tentang Alternatif Penyelesaian Sengketa	FS	2
	10:00 – 10:15	<i>Rehat</i>		
	10:15 – 12:15	Analisa Konflik: Sumber Konflik & Diskusi Kasus	CH	2
	12:15 – 13:15	<i>Makan Siang</i>		
	13:15 – 15:15	Negosiasi: Teori, Simulasi & Diskusi	BG	2
	15:15 – 15:30	<i>Rehat</i>		
	15:30 – 17:30	Negosiasi: Lanjutan	BG	2
Rabu, 17 Mei 06	08:00 – 09:00	Negosiasi: Lanjutan	BG	1
	09:00 – 10:00	Pengantar Mediasi	YA	1
	10:00 – 10:15	<i>Rehat</i>		
	10:15 – 11:15	Simulasi Mediasi dan Arbitrase	YA	1
	11:15 – 12:15	Mediator's Skills: Bad vs Good Mediator	FS, YA, CH	1
	12:15 – 13:15	<i>Makan siang</i>		
	13:15 – 14:15	Tahapan Mediasi: Teori, Simulasi & Diskusi	FS	2
	15:15 – 15:30	<i>Rehat</i>		
	15:30 – 16:30	Role Play I : Simulasi & Diskusi	FS	1
	16:30 – 17:30	Mediator's Skills: Teori, Simulasi & Diskusi	FS	1
Kamis, 18 Mei 06	08:00 – 10:00	Mediator's Skills: Teori, Simulasi & Diskusi	FS	2
	10:00 – 10:15	<i>Rehat</i>		
	10:15 – 11:15	Mediator's Skills: Lanjutan	FS	1
	11:15 – 12:15	Masalah Kritis #1, Menghadapi Kebuntuan	RL	1
	12:15 – 13:15	<i>Makan siang</i>		
	13:15 – 14:15	Mediator's Skills: Simulasi, Kaplan	FS+RL	1
	14:15 – 15:15	Penyusunan Dokumen Kesepakatan	YK	1
	15:15 – 15:30	<i>Rehat</i>		
	15:30 – 17:00	Role Play II [3 orang per grup; 2g=1 coach; 1 coach as party]	AS, CH, YA, FS	1.5



Tabel 2. Nomor Kontak Mediator Bukan Hakim  
di Pengadilan Negeri

No.	Nama	Tempat Lahir	Alamat Kantor	Telepon Kantor	Telepon Rumah	HP
1	Ahmad Fahmi Shahab	Jakarta	Commercial & Family	021-7226 432, 720 6765	021-720 6765	0812 812 8950
2	David Suprpto, S.H., S.E., LL.M	Jakarta	Family & Commercial	021-3190 0059	021-390 8654	0818-1515 88
3	Hanafi S. Guciano, S.H., LL.M., Ph.D	Jakarta	Commercial	021-7884 1460	021-7884 1450	0818-197 372
4	J. Cemby Hulapea, S.H	Jakarta	Commercial, Family, Labor & Public	021-527 7317	021-527 7312	0811-841 222
5	Kornelius Simanjuntak, S.H., M.H., AAIK	Jakarta	Commercial (Insurance)	021-690 0865	021-692 3430	0816-876 499
6	Mandalina Trikoraningsih, S.H.	Jakarta	Commercial, Family, Labor & Public	021-3142331	021-3193 5208	0811-821 391
7	Prahasto W. Pamungkas, S.H., LL.M	Jakarta	Commercial	021-520 0392	021-520 0393	0816-943 566
8	Ricardo Simanjuntak, S.H., LL.M.	Jakarta	Commercial	021-527 7115	021-527 7245	0811-968 949
9	Yan Apul Hasiholan Girsang, S.H.	Jakarta	General (Bankruptcy)	021-314 2331	021-3193 5208	0811-133 022
10	Andrey Sitanggang, S.H., M.H.	Jakarta	Commercial (Banking & Business)	021-3983.4134	021-3983 4137	0816 801 991
11	Desy L. Rabain, S.H	Jakarta	Commercial, Family, Labor & Public	021-5707 978, 5707 213	021-573 1981	0816-925 890
12	Iswahyudi A. Karim S.H., LL.M	Jakarta	Commercial	021-577 1177	021-577 1947	0811-878 245
13	Patuan Sinaga, S.H	Jakarta	Commercial & Labor	021-570 7978, 570 7213	021-573 1981	0811-188 788
14	Ricky S. Nazir, S.H.	Jakarta	Commercial (Corporate)	021-250 5125	021-250 5392, 250	0815-907 3175
15	Gusnelia Prasetyo, S.H	Jakarta	Commercial	021-5290.3929	021-5290.3919	0811-852.648
16	Joto Effendy	Jakarta	Commercial	021-576 0576	021-576 0601	0816-983.686
17	Paul Sukran, S.H	Jakarta	Commercial (Land, Bankruptcy, Intellectual Property Right)	021-5367.6045	021-5367.6044	0816-873.198
18	Titl Maria, S.H., LL.M	Jakarta	Commercial (Banking & Finance)	021-520.2800	021-520 2800	0815-884.5238
19	Deasiska Biki, S.H.	Jakarta	Commercial & Family	0211 573 1526, 573 1576, 527 6845	573 1570	0812 802 9983
20	Imra S Kristanto S.H LL.M	Jakarta	Commercial (Shipping, Bankruptcy, Capital Market)	391 7444	391 7440	0811 888 243
21	Julius Rizaldi, S.H., BSc, M.M	Jakarta	Family, Labor & Commercial	528 4845, 47	528 4846	0816 808 880
22	Made Gde Taksu Barata, S.H	Jakarta	Commercial, Labor & Family	571 1130	571 1162	0815 1451 9007
23	Pradiya Nirara, MSc, MBA	Jakarta	Commercial	0211 7090 1457	0211 7388 7331	0818 823 672
24	Richard Adam, S.H., LL.M	Jakarta	Commercial	021 522 5985, 16	021 522 5259	0812 876 5477
25	Ric Akbar, S.H., M.H.	Jakarta	Commercial	021-726 7065	021-726 7065	0816 188 7741

Tabel 1. Daftar Nama Mediator Bukan Hakim  
di Pengadilan Negeri

per 22/Okt/04

No	Nama	Nomor Anggaja	Masa Berlaku	Asal	
1	Ahmad Fahmi Shahab	1/PMN/T/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
2	David Suprpto, S.H., S.E., LL.M.	9/PMN /2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
3	Hanafi S. Guciano, S.H., LL.M., Ph.D	11/PMN/I/200-	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
4	J. Cemby Hutapea, S.H.	12/PMN/I/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
5	Kornelius Simanjuntak, S.H., M.H., AAIK	13/PMN/II/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
6	Mandalina Trikoraningsih, S.H.	15/PMN/II/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
7	Prahaslo W. Pamungkas, S.H., LL.M	16/PMN/II/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
8	Ricardo Simanjuntak, S.H., LL.M.	18/PMN/II/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
9	Yan Apul Hasiholan Girsang, S.H.	23/PMN/II/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
10	Andrey Sitanggang, S.H., M.H.	25/PMN/II/200-	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
11	Desty L. Rabain, S.H.	26/PMN/III/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
12	Iswahyudi A. Karim, S.H., LL.M.	27/PMN/III/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
13	Patuan Sinaga, S.H.	28/PMN/III/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
14	Ricky S. Nazir, S.H.	29/PMN/III/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
15	Gusnelia Praseyo, S.H	31/PMN/III/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
16	Jono Effendy	33/PMN/III/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
17	Paul Sukran, S.H.	34/PMN/III/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
18	Titi Maria, S.H., LL.M	36/PMN/III/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
19	Deasiska Biki, S.H.	38/PMN/IV/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
20	Imran S. Kristanto, S.H., LL.M.	40/PMN/IV/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
21	Julius Rizaldi, S.H., BSc., M.M.	41/PMN/IV/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
22	Made Gde Taksu Barata, S.H.	42/PMN/IV/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
23	Pradiya Nirtara, MSc., MBA.	43/PMN/IV/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
24	Richard Adam, S.H., LL.M.	44/PMN/IV/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
25	Ricco Akbar, S.H., M.H.	45/PMN/IV/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
26	Siti Zaitin Noor, S.H., M.H.	46/PMN/IV/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
27	Syahriil Parliindungan Marbun, S.H.	47/PMN/IV/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
28	Sugiri Soedjijo, S.H.	48/PMN/IV/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
29	Yuliana, S.H.	50/PMN/IV/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
30	Amelia Noor Savitri, S.H., LL.M	52/PMN/V/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
31	Dhaniswara K. Harjono, S.H., MBA	56/PMN/V/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta
32	Hermawi Taslim, S.H	57/PMN/V/2004	20 Agustus 2004	11 Oktober 2005	Jakarta



THE INDOONESIAN MEDIATION CENTER  
TERAKREDITASI MISA-RI SK KMA NO. 044/SK/M/2004

# SERTIFIKAT MEDIATOR

*diberikan kepada*

*Ahmad Fahmi Shahab*

NOVOPANGSOTA 1 / PMN / T / 2004  
MISA BEP-ANU 11 Oktober 2005

*telah mengikuti pelatihan mediasi selama 40 jam,  
dan dinyatakan lulus dalam ujian tertulis dan simulasi*

*Jakarta, 20 Agustus 2004*

**Denaldi M. Mauna**  
KETUA





THE INDOONESIAN MEDIATION CENTER

## MEDIATOR RESUME

<b>Name</b>	: Ahmad Fahmi Shahab	<b>Occupation</b>	: Mediator
<b>Address</b>	: Pusat Mediasi Nasional, Kompleks Wijaya Graha Puri Blok F 64 - 65 Jl. Wijaya II, Kebayoran Baru Jakarta 12160	<b>Cellular</b>	: 0812.812.8950
<b>Phone/ Fax</b>	: 021 7226 432; 720 6765 / 720 6765	<b>Email</b>	: fahmisha@cbn.net.id; fshahab@pmn.or.id

### Date of Mediation Certification and Issued By :

- Certificate of Mediator, The Indonesian Mediation Center, August, 2004
- Commercial Mediation Certificate, The World Bank-USAID-JITF, July 2003
- Certificate on Basic Mediation, Bond University Dispute Resolution Center (DRC), Gold Coast, July 2002
- Certificate on Mediation Skills & Strategies, Bond University (DRC), Jakarta, January 2001
- Certificate on Mediation Course, Bond University (DRC), Jakarta, November 2000

### Mediation Expertise:

- Engaged in mediating corporate as well as small medium enterprise loan disputes since 2000
- Responsible for mediating corporate debt restructuring of 10 groups of companies with US\$1.6 billion of aggregate debt (of which 8 cases have completed)

### Background Experience:

- The National Mediation Center, Mediator (2003-current)
- Jakarta Initiative Task Force, Mediator (2000-2003)
- Banking (1996-2000)

### Education:

- Sarjana Ekonomi (SE) degree, in Economics and Development Study, Faculty of Economics, Gadjah Mada University, Yogyakarta
- Trainings in financial, legal and management aspects of corporate restructuring

### Specific Category:

- Trading, Service & Investment, Various Industries, Commercial and Banking, as well as Family disputes.

**Fees per hour:** Rp. 0.5 – 2 million per hour

## RESUME MEDIATOR

**Nama** : Ahmad Fahmi Shahab **Pekerjaan** : Mediator  
**Alamat** : Pusat Mediasi Nasional, Kompleks **Selular** : 0812.812.8950  
Wijaya Graha Puri Blok F 64 - 65 Jl.  
Wijaya II, Kebayoran Baru Jakarta 12160  
**Telepon / Faks** : 021 7226 432; 720 6765 / 720 6765 **Email** : fahmisha@cbn.net.id;  
fshahab@pmn.or.id

### Tanggal Serifikat dikeluarkan dan oleh siapa :

- Certificate of Mediator, The Indonesian Mediation Center, August, 2004
- Commercial Mediation Certificate, The World Bank-USAID-JITF, July 2003
- Certificate on Basic Mediation, Bond University Dispute Resolution Center (DRC), Gold Coast, July 2002
- Certificate on Mediation Skills & Strategies, Bond University (DRC), Jakarta, January 2001
- Certificate on Mediation Course, Bond University (DRC), Jakarta, November 2000

### Pengalaman Bermediasi:

- Mediasi restrukturisasi utang baik korporat maupun usaha kecil menengah sejak tahun 2000, di Jakarta dan Surabaya
- Bertanggungjawab memediasi restrukturisasi utang korporat 10 grup perusahaan dengan nilai total utang US\$1,6 milliar, dimana 8 kasus diantaranya selesai

### Latar Belakang Pengalaman:

- Pusat Mediasi Nasional, Mediator (2003-sekarang)
- Satuan Tugas Prakarsa Jakarta, Mediator (2000-2003)
- Perbankan (1996-2000)

### Pendidikan:

- Sarjana Ekonomi (SE), Ilmu Ekonomi dan Studi Pembangunan, Fakultas Ekonomi, Universitas Gadjah Mada, Yogyakarta
- Berbagai training tentang aspek-aspek keuangan, hukum, dan manajemen khususnya dalam kaitan restrukturisasi utang korporat

### Kategori khusus :

- Sengketa Perdagangan, Jasa & Investasi, Aneka Industri, Komersial, Perbankan, Keluarga

**Biaya per jam:** Rp0,5 – 2 juta per jam, tergantung kompleksitas masalah



THE INDOONESIAN MEDIATION CENTER  
TERAKREDITASI MA-RI SK KMA No. 044/SK/VII/2004

# SERTIFIKAT MEDIATOR

*diberikan kepada*

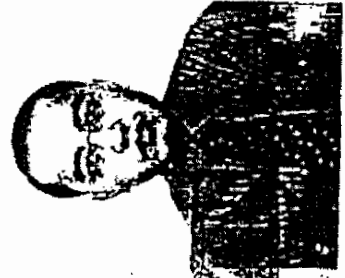
*J. Cemby Hutapea, S.H.*

NOMOR ANGGOTA : 12 / PMN / I / 2004  
MASA BERLAKU : 11 Oktober 2005

*telah mengikuti pelatihan mediasi selama 40 jam,  
dan dinyatakan lulus dalam ujian tertulis dan simulasi*

*Jakarta, 20 Agustus 2004*

**Denaldy M. Maana**  
KETUA



**PMN**



## MEDIATOR RESUME

**Name** : Josia Cemby Hutapea **Occupation** : Lawyer  
**Address** : Bapindo Plasa, Bank- **Cellular** : 0816 – 710669  
Mandiri Tower 20<sup>th</sup> Floor, Jl. Jend. Sudirman  
Kav. 54-55, Jakarta 12190  
**Phone** : 021-527 7317 **Email** : cemby@kcalaw.com ;  
cemby@cemby.com

**Date of Mediation Certification and Issued By :**

40 hours Mediation Training, by PMN – The Indonesian Mediation Center, Certificate  
Number 12/PMN/II/2004, 20 Agustus 2004

**Resolution Expertise:**

1990 – Present  
Commercial Disputes

**Background Experience:**

Jan '97 – Present : Partner – Kemalsjah, Cemby & AvriLine  
Civil and Commercial Litigation, Criminal and Administration  
Law, Bankruptcy, Arbitration and Capital Market.

Feb '90 – Jan '97 : Senior Associate – Makarim & Talra S.  
Civil and Commercial Litigation, Criminal and Administration  
Law, Bankruptcy and Arbitration.

March '88 – Jan '90 : Associate – Law Office Maruli Simorangkir & Associates

March '87 – March '88 : Criminal Defending Attorney – Indonesian Legal Aid Foundation  
(LBH Jakarta).

**Education:**

**November 1992 : Advance Arbitrator Training at Singapore Arbitration Centre – Singapore.**

**Jun '91 – Jun '92 : Post Graduate Student of Administrative Law Education at the University of Indonesia.**

**1983 – 1987 : *Sarjana Hukum* – graduated from the University of Indonesia, majoring in Law Practitioner.**

**Category:**

**General and Commercial.**

**Fees per hour:**

**Rp. 3 – 6 million per hour (Plus VAT).**



## MEDIATION PROCEDURE

This Mediation Procedure shall constitute an integral and inseparable part of the executed Agreement to Mediate and shall govern the mediation process to be applied by the Indonesian Mediation Center (hereinafter abbreviated to PMN) Mediator who shall at all times comply with the prevailing PMN Code of Ethics.

### 1. Applying for Mediation

1.1 The request for mediation shall be submitted in writing to PMN by at least one of the parties to a dispute or negotiation. The request for mediation must be copied to all other parties to the dispute or negotiation. The request may be submitted by means of letter, facsimile, or email.

1.2 The request for mediation shall include the names<sup>1</sup>, addresses and contact information for all parties together with a brief summary of the dispute. A sample Request for Mediation is attached: *Document a*.

### 2. The Parties

---

<sup>1</sup> Name of institution, name of representative/parties to attend, their respective position. Contact number: telephone, facsimile, email address.

- 2.1 The parties who are to attend the mediation session shall have full authority to take decisions concerning the matter in dispute.
- 2.2 The names and positions of the representatives and / or advisors of the parties who will attend the mediation session shall be submitted to PMN in the request for mediation or at the time of confirmation of the mediation session schedule.
- 2.3 If the representative or advisor of a party does not have full authority to negotiate or their attendance will, in the opinion of the Mediator, disrupt the mediation process, the Mediator has a right to refuse to continue the mediation process.

### 3. Preliminary Evaluation

- 3.1 Within three working days after receipt of the request for mediation, PMN shall conduct a preliminary evaluation of the request for mediation.
- 3.2 If, based on the result of the preliminary evaluation, PMN determines that the case is not suitable for mediation, PMN will inform the parties that the mediation process cannot proceed.
- 3.3 If, based on the result of the preliminary evaluation, PMN determines that the mediation process can proceed, the parties shall return the duly executed Agreement to

mediate to PMN. A sample Agreement to Mediate is attached (*document b*).

#### 4. Appointing a Mediator

4.1 PMN shall provide a list of mediators to the parties.

4.2 If the parties cannot agree on a mediator, the parties can request PMN to appoint one.

#### 5. Conflict of Interest

5.1 The Mediator shall disclose all potential conflicts of interest that he/she knows of to all parties. If the parties have no objection, the mediation can proceed.

5.2 If pursuant to 5.1, one or all parties object, the parties may request PMN to replace the Mediator in accordance with the provisions of Article 4.

#### 6. Impartiality

6.1 If the Mediator becomes aware of his/her partiality, the Mediator shall resign by sending written notification to all parties and PMN. The mediation process may proceed after appointment of a replacement Mediator in accordance with the provisions of article 4.

6.2 If a party determines the Mediator is partial, the party may submit an objection in writing to the Mediator and

PMN, and may request a replacement Mediator in accordance with the provisions of article 4.

## 7. Confidentiality

7.1 All parties shall maintain the confidentiality of the mediation process.

7.2 The Mediator shall draft provisions governing the confidentiality of information exchanged and positions taken by the parties during the mediation process that shall form part of the Agreement to Mediate.

7.3 The parties agree to waive their right to use the following as evidence in, but not limited to, arbitration, court or other proceedings:

7.3.1 Opinions or suggestions made by any party or the Mediator concerning alternative solutions to the matter in dispute;

7.3.2 Proposals, summaries, and any other notes presented during the mediation process;

7.3.3 Any statement by any party to the Mediator that a proposal is accepted or rejected;

7.3.4 All documents drafted and prepared in connection with the mediation process.

## 8. Standstill

Unless otherwise agreed by the parties, the mediation process shall not prevent any party from initiating court or arbitration proceedings, and neither shall the mediation process be used by any party as a reason to avoid or delay such proceedings.

#### 9. Mediation Process

9.1 The Mediator shall assist the parties to reach an amicable agreement.

9.2 If necessary, the Mediator may propose that the parties seek expert opinion in technical matters, in which case the parties agree to bear the cost.

9.3 At any time in the mediation process, the Mediator can, as deemed necessary, hold private meetings with any party to discuss alternative solutions to the dispute. The Mediator shall keep such meetings confidential.

#### 10. Termination

10.1 The mediation shall end when:

- a. the parties sign an agreement; or
- b. the Mediator deems that an agreement cannot be reached by continuing the mediation; or

c. a party withdraws from the mediation process by written notice to the Mediator and the other parties;

and in the event of 10.1.b or 10.1.c, the Mediator shall prepare a Mediation Report addressed to the parties and PMN stating that the mediation process could not resolve the dispute.

## 11. Mediation Fees

- 11.1 Mediation fees comprise registration fee, mediator services, venue costs, and other costs incurred in the mediation process. All costs shall be borne by the parties on a prorata basis, unless otherwise agreed by the parties.
- 11.2 Registration fee is Rp 500,000.00 and is non-refundable.
- 11.3 Mediator fees are charged on an hourly basis and vary depending on experience and expertise of the Mediator. A deposit for the first 8 hours of mediation time shall be paid to PMN. PMN will refund any unused portion.
- 11.4 Venue cost will be charged if the mediation meeting is held in rented premises.
- 11.5 Other costs include, but are not limited to, Mediator's travel costs, departure tax, per diem and accommodation costs if a mediation meeting is held elsewhere than the Mediator's city of residence. The amount of other costs is stipulated by the PMN.
- 11.6 All payments shall be made by non-cash means to PMN. Payment of registration fee and deposit for the first 8 hours will be made on or before executing the Agreement to Mediate. Before any mediation meeting takes place the parties shall pay all outstanding fees including but not limited to a minimum deposit for 8 hours mediation time.



## 12. Interpretation

The interpretation of any provision in this Mediation Procedure shall be made by PMN.



# KODE ETIK MEDIATOR

## BAB I KETENTUAN UMUM

### Pasal 1

Dalam kode etik ini yang dimaksud dengan:

1. Mediasi adalah sebuah proses penyelesaian sengketa yang melibatkan pihak ketiga yang independen yaitu Mediator yang membantu Para Pihak yang sedang bersengketa untuk mencapai suatu penyelesaian dalam bentuk suatu kesepakatan secara sukarela terhadap sebagian ataupun seluruh permasalahan yang dipersengketakan.
2. Para Pihak adalah dua atau lebih subyek hukum atau kuasanya yang bersengketa dalam Mediasi.
3. Mediator adalah seseorang yang independen dalam Mediasi dan bertugas membantu dan mendorong Para Pihak yang bersengketa untuk:
  - a. berkomunikasi dan bekerjasama untuk mencapai suatu penyelesaian dengan itikad baik;
  - b. mengidentifikasi dan menyampaikan permasalahan, kepentingan dan harapan dari satu pihak ke pihak lainnya;
  - c. menciptakan, mengembangkan dan mempertimbangkan berbagai bentuk alternatif penyelesaian;
  - d. mengkaji berbagai kemungkinan resiko dan implikasinya; dan
  - e. menyelesaikan persengketaannya secara suka rela.
4. Tidak Memihak adalah bersikap dan tidak menunjukkan sikap memihak terhadap pihak tertentu, terhadap kepentingan pihak tertentu, dan terhadap usulan alternatif penyelesaian dari pihak tertentu.
5. Benturan Kepentingan adalah segala bentuk kepentingan yang mempengaruhi Mediator sehingga ia tidak dapat menjalankan Mediasi secara obyektif dan independen.
6. Kesepakatan Untuk Mediasi adalah kesepakatan tertulis yang mengikat Para Pihak dan Mediator yang ditandatangani sebelum Mediasi dimulai, memuat ketentuan – ketentuan Mediasi yang harus ditaati sebelum, selama dan sesudah proses Mediasi.

## **Pasal 2**

Kode etik ini berlaku untuk Mediator yang terdaftar pada Pusat Mediasi Nasional

## **BAB II KETIDAKBERPIHAKAN**

### **Pasal 3**

Dalam menjalankan tugasnya, Mediator tidak memihak kepada salah satu pihak yang bersengketa.

### **Pasal 4**

Mediator harus berupaya untuk tetap mempertahankan sikap tidak memihak selama Mediasi berlangsung.

### **Pasal 5**

Jika Mediator menyadari adanya keberpihakan, maka ia harus segera menyampaikan kepada Para Pihak bahwa ia tidak dapat mempertahankan sikap tidak memihak tersebut dan karena itu harus mengundurkan diri dari Mediasi.

### **Pasal 6**

Mediator dalam melaksanakan tugasnya bertindak secara bebas dan mandiri tanpa pengaruh atau dipengaruhi oleh pihak ketiga (penyedia jasa, fasilitas Mediasi, organisasi atau lembaga) yang memiliki tujuan untuk mempengaruhi independensi Mediator.

## **BAB III BENTURAN KEPENTINGAN**

### **Pasal 7**

Mediator berkewajiban untuk mengungkapkan segala bentuk kemungkinan benturan kepentingan yang diketahuinya kepada Para Pihak.

### **Pasal 8**

Setelah memberitahukan kepada Para Pihak adanya benturan kepentingan, Mediator harus mengundurkan diri dari Mediasi kecuali Para Pihak menyetujui untuk mempertahankan Mediator tersebut.

### **Pasal 9**

Mediator selama Mediasi berlangsung tidak diperkenankan untuk mengadakan hubungan khusus atau pribadi dengan Para Pihak manapun yang terkait dengan Mediasi yang menimbulkan terjadinya benturan kepentingan, kecuali telah mendapatkan persetujuan dari Para Pihak.

## **BAB IV KERAHASIAAN**

### **Pasal 10**

Mediator harus menyampaikan kepada Para Pihak tentang prinsip - prinsip kerahasiaan dalam Mediasi.

### **Pasal 11**

Mediator tidak diperkenankan untuk menyampaikan informasi atau dokumen apapun yang digunakan selama Mediasi antara Mediator dengan Para Pihak kepada siapapun yang bukan merupakan Para Pihak dalam Mediasi, kecuali:

- a. telah memperoleh persetujuan tertulis dari Para Pihak yang bersengketa;
- b. apabila merupakan atas permintaan pengadilan atau merupakan kewajiban menurut undang – undang dan yang menyangkut ketertiban umum; atau
- c. apabila informasi atau dokumen tersebut tidak mempublikasi identitas Para Pihak (kecuali Para Pihak setuju untuk mempublikasikannya), dan digunakan untuk kepentingan penelitian, statistik, akreditasi, atau pendidikan.

### **Pasal 12**

Jika Mediator mengadakan pertemuan dengan masing – masing pihak yang bersengketa secara terpisah, maka Mediator perlu menyampaikan terlebih dahulu maksud dan tujuan diadakannya pertemuan terpisah tersebut kepada Para Pihak. Dalam pertemuan terpisah, Mediator tidak dibenarkan untuk menyampaikan informasi dan atau dokumen apapun yang telah ia terima dari salah satu pihak kepada pihak lainnya kecuali diminta untuk menyampaikannya.

### **Pasal 13**

Mediator berkewajiban untuk menjaga kerahasiaan dengan melakukan penyimpanan atas catatan, rekaman dan berkas Mediasi.

## **BAB V PROSES**

### **Pasal 14**

Setiap mediator berkewajiban untuk menyampaikan laporan secara tertulis kepada PMN: (i) tentang nama para pihak, atas kasus yang dimediasi paling lambat dalam 2 (dua) minggu setelah proses Mediasi dimulai; (ii) tentang berhasil tidaknya kasus yang dimediasikan paling lambat dalam 2 (dua) minggu setelah proses mediasi berakhir.

### **Pasal 15**

Mediator harus berupaya agar Para Pihak memahami proses Mediasi sebelum Mediasi dimulai.

### **Pasal 16**

Dalam menjalankan proses, Mediator berupaya untuk mendorong Para Pihak agar berpartisipasi aktif dan saling menghormati.

### **Pasal 17**

Mediator memberitahukan kepada Para Pihak bahwa Mediasi akan lebih efektif bila Para Pihak yang menghadiri Mediasi dapat mempertimbangkan dan atau mengusulkan berbagai bentuk alternatif penyelesaian serta memiliki kewenangan penuh dalam pengambilan keputusan atas hal yang disengketakan.

### **Pasal 18**

Mediator yang berprofesi sebagai pengacara tidak diperkenankan untuk bertindak sebagai kuasa hukum yang mewakili pihak yang bersengketa dalam Mediasi untuk kasus yang sama.

### **Pasal 19**

Mediator dan kuasa hukum yang mewakili para pihak dalam suatu kasus mediasi tidak berasal dari kantor yang sama.

#### **Pasal 20**

Mediator berkewajiban untuk selalu menjaga dan meningkatkan keahlian serta kemampuannya untuk menghasilkan Mediasi yang berkualitas.

### **BAB VI KESEPAKATAN UNTUK MEDIASI**

#### **Pasal 21**

Mediator memastikan bahwa sebelum Mediasi dimulai Para Pihak memahami ketentuan – ketentuan Mediasi yang tercantum dalam Kesepakatan Untuk Mediasi yang berisikan antara lain namun tidak terbatas pada hal – hal berikut ini:

- a. kerahasiaan dalam berkomunikasi dan dokumentasi;
- b. hak – hak Mediator dan Para Pihak untuk menghentikan dan menunda Mediasi;
- c. kesepakatan Para Pihak untuk tidak menggugat Mediator yang berkaitan dengan sengketa yang dimediasi sejauh tidak melanggar Kode Etik Mediator ini;
- d. Mediator tidak menandatangani perjanjian penyelesaian sengketa; dan
- e. besaran honorarium Mediator dan pembagian porsi pembayaran oleh Para Pihak.

### **BAB VII PENGHENTIAN ATAU PENUNDAAN MEDIASI**

#### **Pasal 22**

Mediator harus mengundurkan diri dari Mediasi berdasarkan pertimbangan yang mengacu kepada pasal 5 dan pasal 8.

#### **Pasal 23**

Mediator dapat melakukan penundaan atau penghentian Mediasi bila diminta oleh satu atau lebih pihak yang bersengketa.

#### **Pasal 24**

Mediator dapat menunda atau menghentikan proses Mediasi dengan pertimbangan sebagai berikut:

- a. satu atau lebih pihak yang bersengketa menunda proses sehingga merugikan pihak lainnya;

- b. proses Mediasi merugikan satu atau lebih pihak atau Mediator;
- c. adanya pihak yang menunjukkan sikap tidak beretikad baik;
- d. alasan – alasannya lainnya yang mengakibatkan proses Mediasi menjadi tidak efektif bila dilanjutkan; atau
- e. menyangkut hal – hal yang ditentukan oleh Kode Etik Mediator ini.

## **BAB VIII KETENTUAN – KETENTUAN LAIN**

### **Pasal 25**

- 1) Profesi Mediator adalah profesi yang mulia dan terhormat, menjalankan tugas pekerjaan untuk mendamaikan Para Pihak yang bersengketa.
- 2) Mediator dalam melakukan tugasnya dapat dibantu oleh Mediator lainnya dan atau ahli profesi lainnya.

## **BAB IX PELAKSANAAN KODE ETIK**

### **Pasal 26**

Pengawasan atas pelaksanaan Kode Etik Mediator ini dilakukan oleh Majelis Kehormatan Pusat Mediasi Nasional. Pembentukan Majelis Kehormatan tersebut akan diatur dalam ketentuan tersendiri.

### **Pasal 27**

Sanksi – sanksi atas pelanggaran Kode Etik Mediator ini dapat dikenakan hukuman berupa:

- a. teguran;
- b. peringatan;
- c. pemberhentian sementara untuk waktu tertentu;
- d. pemberhentian secara permanen dari keanggotaan Mediator PMN.

**BAB X**  
**KETENTUAN PENUTUP**

**Pasal 28**

Setiap Mediator yang terdaftar pada Pusat Mediasi Nasional harus menjunjung tinggi Kode Etik Mediator ini dalam melakukan profesi sebagai Mediator.

Kode Etik Mediator ini dinyatakan berlaku sejak tanggal ditetapkannya dengan ketentuan bahwa segala sesuatu dapat diubah dan diperbaiki sebagaimana mestinya apabila dikemudian hari ternyata terdapat kekeliruan atau kekurangan.

DITETAPKAN DI : JAKARTA  
PADA HARI : Senin  
TANGGAL : 16 Agustus 2004

**Denaldy M. Mauna**  
Ketua

8. 国別研修「司法制度比較研究セミナー」において、インドネシア裁判官よりなされた政策提言

インドネシア「司法制度比較研究セミナー」政策提言  
(Policy Recommendation)

I. 日付	2006年7月14日
タイトル	メディエーション：紛争解決における実践的戦略 日本とインドネシアのメディエーションの比較研究
メンバー氏名	1. アンディ・サムサン・ガンロ 2. スハディ 3. イ・グスティ・アグン・スマナタ 4. ムルティニンディヤ・エリ・マリヤニ 5. アルタ・テレシア・シララヒ 6. クルニア・ヤニ・ダルモノ 7. ムハンマド・ルトフィ・ハキム 8. タヒル・ムサ・ルトフィ・ヤジド 9. フィルマンシヤ 10. ワヒドゥディン・アダムス 11. ムアリミン・アブディ
メンバーの職業	地方裁判所所長／裁判官、インドネシア共和国最高裁判所民商事担当準長官付き調査官 インドネシア弁護士連合会(PERADI)所属弁護士法務人権省法制局職員
II. 目次	1. はじめに 2. メディエーションの重要性 3. 日本におけるメディエーションの制度及びその実務 4. 裁判所におけるメディエーション手続に関する最高裁判所規則 2003年2号に基づく、インドネシアのメディエーションの運用実体 5. メディエーション政策 6. おわりに
III. 活動要旨 (Executive summary)	1. 田中嘉寿子教官によるセミナーの目標に関するオリエンテーション。 2. 東京大学・稲葉一人氏による講義（ビデオ会議方式）、テーマ：ADRの技法について・メディエーションに関するセミナー第2回。 ・タイトル：ADRを担う人材育成について・調停技法トレーニング ・紛争が激化した場合の紛争処理におけるADRの考え方、及び、第三者が関与した場合の紛争解決の方法について説明 ・議論の中心テーマは、結果に対する影響と調停と仲裁の違い。交渉・調停・仲裁の技法、及び、紛争の分野と調停モデルとの整合について説明 ・後半で、紛争の大きなフロー、及び、とるべきアプローチについて説明 3. 法総研国際協力部部長歓迎あいさつ。



	<p>4. 講義：調停委員の選任手続について。講師は須知雄造弁護士。日本の調停委員について講師自身の経験、選任の手続、活動内容について説明。</p> <p>5. 講義：民事調停官制度の概要と活動状況について。講師は宮崎陽子弁護士。民事調停官として紛争を調停によって解決してきた経験を説明。</p> <p>6. 大阪弁護士会民事紛争処理センター見学。講義：裁判外紛争処理手続の各種制度について。講師は小原正敏弁護士。弁護士会が運営している裁判外紛争処理の制度について説明。</p> <p>7. 講義：関根教官による簡易裁判所に関する説明。簡易裁判所における調停や和解及び少額訴訟について詳説。</p> <p>8. 講義：和解技法。講師は小久保孝雄判事。大阪地方裁判所判事として調停や和解により紛争解決をしてきた経験に基づいて説明。</p> <p>9. 講義：労働審判制度の概要及び立法経過について。講師は田中嘉寿子教官・森岡礼子氏。新しく立法によって制度化された労働紛争処理制度について説明。</p> <p>10. 講義：現代調停の技法—司法の未来—。講師は井上治典氏・佐藤彰一氏。裁判官が調停で紛争を解決する場合の技法や方法論について解説。</p> <p>11. 調停人養成研修 DVD による調停技法の実習。具体的な事例を用いて研修員がロールプレイを行う。</p> <p>12. 模擬 PCM。研修員が PCM 手法により実際にプロジェクトの立案や活動の評価を行う。</p> <p>13. 各グループによる政策提言書案の作成及び最高裁判所副長官 マリアナ・スタディー氏による指導。</p> <p>14. 政策提言書案の発表。</p> <p>15. 政策提言書案作成にむけたグループディスカッション。</p>
<p>IV. 問題分析 (Problem Analysis)</p>	<p>現在、インドネシアの裁判所が直面している重大な問題の一つは、司法権に関する法律（2004 年 4 号）に明記されている、簡易・迅速で費用負担の小さい紛争処理制度の導入をどのように実現できるかということにある。ここには一つのジレンマがある。なぜなら、日常に生じる紛争の数が年々増加し、その複雑さも年々増している一方で、それらの紛争事件を審理し裁定して解決する任務を負う裁判所は、その能力に限界があるからである。</p> <p>このような状況を打開する方法の一つが、裁判外紛争処理制度の促進である。インドネシアで裁判外紛争処理を促進する必要性を基礎付ける要素として以下の 5 つをあげることができる。</p> <p>1. 海外からの対インドネシア投資を誘致するために必要な、我が国の競争力の向上を図る手段の一つであること。効率的で信頼できる紛争処理制度の整備を含め、法の確定性を確保することは、投資家がインドネシアを投資の対象とするか否かを決定する際の重要な要素となる。専門技術性に裏打ちされ</p>

た ADR の存在は、信頼性のある（あるいは公平性の保証された）紛争処理の機会の存否についての投資家の不安を解消するであろう。

2. 効率的でかつ国民の公平性に対する要求を充たすような紛争処理機関を、国民が求めていること。
3. 紛争処理への参加要求を伴うような国民の批判意識の高まりに応える必要があること。
4. 司法機関に健全な競争の環境が生まれること。ADR 機関や準司法的機関（審判機関）が選択肢の一つに加わることにより、紛争処理にあたって国民がどの機関を選択するかはそれぞれの機関に対する信頼度を反映することになる。ADR 機関という競争相手が登場することによって、紛争処理機関のイメージや信頼度が向上することが期待される。
5. 代替の選択肢があることによって、多くの事件が裁判所に持ち込まれる流れを堰き止めることができる。

インドネシアでは、アメリカ、韓国、オーストラリア、日本及びシンガポールなどの諸外国と同様に、裁判の過程におけるメディエーションが行われてきた。特に、2003 年 11 月 3 日以降は、すべての民事訴訟事件が第一審の審理においてメディエーションを試みなければならないとされた。このことは、現行民事訴訟法 HIR130 条/RBG156 条の規定をより実効的なものとするために定められた、裁判所におけるメディエーション手続に関する最高裁判所規則 2003 年 2 号に規定されている。

日本の裁判所におけるメディエーションの制度としては、訴訟とは関係なく（訴えが提起される前に）申立てにより行われる調停がある。簡易裁判所を管轄とするこの調停は 3 人のメンバーからなる調停委員会が担当する（1 名は調停を主宰する裁判官であるが、近時、裁判官が多忙であるため、弁護士を調停官に選任する制度が採用されている。任期は 2 年で再任が可能である。他の 2 名は調停委員として、弁護士のほか専門技術職にある者などから選任されるが、事件の特殊性に応じて任命される）。

一方、付調停という制度もある。すなわち、

- ・ 訴訟の手続の過程で、紛争の両当事者が承諾をした場合に行われる調停で、調停委員が関与する
- ・ 訴訟で審理をしていた裁判官が紛争の概要及び争点についてメモをつくって調停委員に伝えることにより、調停委員は事件を把握することが容易になる
- ・ 調停委員は解決案を示すことができる。その解決案に対して当事者双方から異議申立がなく 2 週間を経過したときは、その解決案が裁判における判決と同様の決定となる（民事調停法 18 条）

以上のほかに、裁判上の和解の制度がある。すなわち、訴訟の審理を担当している裁判官がメディエーターとなって行われるメディエーションである（調停委員の関与はない）。和解は、それぞれの事件の管轄に従って、簡易裁判所でも地方裁判所でも行うことができる。

調停及び和解の特徴。申立てによる調停、付調停、裁判上の和解とも、メディエーターの役割は非常に積極的で、当事者の話し合いを促進するという範囲にはとどまらず、和解案・調停案を提示することもできる。

#### 調停・和解の技術

（和解技術論・草野芳郎著）

- ・当事者の主張に基づく事案の評価
- ・当事者の言い分を聞く能力。当事者と同じ目線に立つ能力
- ・当事者に対する共感を示すことのできる能力
- ・紛争の原因を理解する（紛争のサイクルを理解したうえで、仮説をたててメディエーションを試みる）
- ・紛争当事者双方の有利・不利を明らかにしない。利害に基づくメディエーション（*interest based mediation*）では、一方が有利であるとか不利であるなどの発言は、メディエーターとしての要件である公平性を損なうことになる。公平性とは、偏向のないこと、当事者に対して好き嫌いなどの好みをもったり当事者の主張する利益や解決策を支持するなどをしないことである（Moore 2003）

労働紛争解決の制度として、日本で新しい制度が導入された。すなわち、新たなADRによる紛争処理制度である。このようにして、労働紛争に関して当事者には数種類の紛争処理手続きが用意されている。

以上のような調停・和解による紛争処理制度の規定を、最高裁判所規則 2003 年 2 号が規定するインドネシアの裁判所におけるメディエーション手続と比較することにより、今後検討すべき課題として、以下の点を指摘することができる。

1. 最高裁判所規則 2003 年 2 号の規定の改正の必要性について。すなわち、裁判上の和解の制度と同様に、受訴裁判所裁判官にメディエーターとしての権限を与えるとする改正の必要性。また、将来的に、インドネシアのメディエーション制度に司法委員や専門委員のような制度を導入する必要性や可能性。
2. 国民の司法に対する信頼を確保するために、調停委員、司法委員、専門委員のような制度によって国民の司法参加を積極的に推進することの必要性。仮に必要であると判断した場合には、インドネシアの民事訴訟法と抵触せず、かつ効果的に機能するためには、どのような制度として導入すべきか。

3. インドネシアのメディエーションに調停委員会のような制度を導入することの可能性。
4. 労働紛争についてメディエーションで解決を図る場合に、どのようなシステムがより効果的か。
5. 民間の ADR を促進する目的でメディエーション制度の改革を検討する場合に、1999 年 30 号法律の 6 条の規定を改正することで足りるか、あるいは新しい ADR 法の立法が必要か。
6. メディエーションが最大限の効果を発揮できるよう弁護士への貢献も必要であるが、どのようにしてその貢献を引き出すことができるか。
7. 紛争処理において正義を求めるといった価値観や法意識が時代とともに変化して、今や人々は紛争で勝つことを求めるようになっているといわれるが、それは正しいのかどうか。

メディエーションを訴訟手続のなかに組み込むことは、争いについて裁定し解決するという裁判所の役割にも適い、その機能を強化・最大化するものであることは、広く認められている。しかしながら、裁判所におけるメディエーション手続に関する最高裁判所規則 2003 年 2 号の制定にもかかわらず、裁判所におけるメディエーション及びその結果である和解による解決が効果的に機能しているとはいえないこともまた事実である。

以上のような問題点からは、最高裁判所規則 2003 年 2 号の改正の必要性が認められる。すなわち、審理を担当している裁判官がメディエーターとなれるようなオプションを用意すべきである。ここでは、裁判上の和解が、裁判官がそのまま当事者双方の話合いのメディエーターになる制度であることが参考となっている。この場合、判決が言い渡されるまで、訴訟がいかなる段階にあるかを問わず話し合いを試みることができるが、簡易・迅速で費用負担の小さい訴訟手続という理念に常に留意しなければならない。当事者双方が和解的な解決を望んでいるという確かな兆候が見られた場合には、訴訟の審理をいったん中止して、場所をメディエーション室に移したうえで、民間人の関与を得て、裁判官がそのまま和解のための話し合いをすすめることができるようにする。

その他に、財政制度及び財政状況に鑑みつつ、調停委員、司法委員、専門委員の導入を検討する。これらの制度は、国民の司法参加を具体化するものであり、司法の透明性を求める国民の要求にも適うものである。これによって国民の裁判所に対する信頼を確保することができる。その実現のためにすぐに着手できる方策として、最高裁判所が弁護士組織（PERADI）及び退官した元判

事・その他職能団体などに協力を仰ぎ、裁判官が行うメディエーションを支援する役割を担ってもらうようにすることが考えられる。このような司法への国民参加を実現するには、人選等について注意深く行わなければならない。司法への国民参加という義務からその者に不利益が生じることを避ける必要があること、及び、あるいは、汚職の発生を防止する必要があるからである。

調停委員、司法委員、及び専門委員の役割は、紛争を処理するための提案をしたり和解のための話し合いを促進することに限定されることを理解しなくてはならない。意思決定を行うのは、あくまでも裁判所の権限であるということである。したがって、当事者による合意が効果的に履行されるために、その合意には判決によって法的な効力が付与される必要がある。これらのことから、調停委員、司法委員、専門委員等の関与によって和解の合意が成立した場合に、その合意が終局的な拘束力を有する判決となる必要があるが、そのためのメカニズムに関する明確な規定を設けなければならない。

同様に、長期的には、調停制度もインドネシアのメディエーション制度に取り入れることが可能であるが、これは立法による必要がある。しかし、いずれにしても、裁判所における紛争解決の手段としてこの制度が非常に効果的であることは明らかである。

労働紛争に関しても同様である。インドネシアでは労働紛争裁判所という特別法廷が設けられるようになったが、これは、労働者と企業側との紛争が増加している一方で、これに対応する労働紛争解決に関する法律 1957 年 22 号の問題点が多く指摘されるようになってきたことが背景となっている。

その結果、労働紛争解決に関する法律 2004 年 4 号が立法され、この新法に従って特別法廷である労働紛争裁判所が設置されたのである。

この法律の特徴は、紛争の解決に関して労使双方が合意した場合に、合意内容を記して双方が署名した書面は裁判所に届け出ることができ、それによって執行を申し立てることができる点にある。

民間 ADR 機関促進のための制度改革として、1999 年 30 号法律第 6 条を改正する必要がある。1999 年 30 号法律第 6 条は、裁判外のメディエーションに関する規定であるが、裁判所に届け出ると規定しているのみで、どのようなメカニズムで執行できるの

	<p>かが明らかにされていない。将来的には、仲裁に関する法律とは別個に ADR（メディエーション）に関する法律を制定することが望ましい。</p> <p>弁護士がメディエーションによる話し合いの促進に関与することに関して、インドネシア弁護士連合会（PERADI）と最高裁判所が紛争処理のためのメディエーションについて理解を共有することができるよう、両者で協力関係を構築する。また、弁護士会による裁判外紛争処理機関であるメディエーション・センターの設立支援を行っていく必要がある。国民がメディエーションによる紛争解決の支援を無料で受けられるような仕組みや制度を確立していくうえでも、弁護士の役割は重要である。</p> <p>メディエーションの技術やメディエーターとしての裁判官の姿勢について、小久保判事による講義及び草野芳郎元判事の著書『和解技術論』から学んだ内容は、インドネシアの裁判所でメディエーションを行う裁判官が指針として実践することができるものである。</p> <p>最後に、メディエーションを成功させるうえで重要な事柄の一つに、国民の法意識や価値観がある。裁判所における紛争解決の努力が単に勝ち負けを争うだけのものではなく、法と正義に基づいて行われるのだという意識を高めるよう、広報活動を行わなければならない。</p>
<p>V. 日本の制度で、インドネシアに適用できる／有用な要素</p>	<p>日本のメディエーション制度の諸原則は、インドネシアの民事訴訟制度や法文化に適合させて適用することが可能であり、またインドネシアのメディエーション制度改革にとって有用である。</p> <p>裁判上の和解の方法によるメディエーション。すなわち、訴訟の審理を行っている裁判官がメディエーターとなって当事者双方の話し合いをすすめるメディエーションである。その際、弁護士や退官した判事が話し合いの支援に加わる。この方法は、最高裁判所規則 2003 年 2 号を改正することにより、すぐに導入することが可能である。ここでは、裁判官が弁護士や元判事の支援を受けながら、積極的に話し合いの機運を醸成することができる。当事者双方が話し合いをしやすい雰囲気や状況を作り出すだけでなく、裁判官自身の判断により当事者に和解案を提示することもできる。草野芳郎著『和解技術論』や須知雄造弁護士の講義は、メディエーター研修実施の際の参考資料とすることができる。</p> <p>長期的には、民事訴訟法の改正やその他法律の改正などにより、付調停の制度を導入することが可能である。</p>

<p>VI. 政策提言 (<i>Policy Recommendation</i>)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高裁判所規則 2003 年 2 号に基づくメディエーションは、実務上多くの問題点が指摘されている。したがって、早急に当該規則によるメディエーション制度の見直しと改正のためのチームを立ち上げる必要がある。それによって、裁判上の和解のような制度を導入するとともに、国民の司法参加を充実させることも可能となる。</li> <li>2. インドネシアで裁判外紛争処理制度としてメディエーションを促進・充実させることは、裁判所に提起される訴えの数を減らすための方法として、適切かつ賢明な選択肢である。そのため、ADR としてのメディエーション制度について、任官前の研修から、任官後の技能研修にいたるまで、あらゆる段階で判事に対して周知・理解を図ることがきわめて重要である。</li> <li>3. インドネシアの文化に照らして考えると、メディエーションによる紛争解決は現在も頻繁に機能していることがわかる。実際、この方法による解決は、裁判による解決に比べて、多くの利点が認められる。したがって、大学の法学教育のカリキュラムに加えるべきである。</li> <li>4. 今後、具体的に、メディエーションに関する規定の基礎となる法律を制定する。また、その立法のなかで、日本で成功している調停制度を導入する。しかし、その立法は、インドネシアに固有の伝統的なメディエーションの原理や特徴を否定するものであってはならない。したがって、協議による全会一致（ムシャワラ・ムファカット）の伝統を重視するインドネシア社会の文化に適合するものでなければならず、また、多様な解釈を許したり、その結果実務上の論争を巻き起こしてしまうような規定であってはならない。</li> <li>5. 裁判外紛争処理のためのメディエーションセンター設立を望む国民の要望をくみ上げる努力を続けるべきである。また、1999 年 30 号法律第 6 条の改正により、民間 ADR 機関の介入によって成立した当事者の合意が債務名義となりえるような制度改正が必要である。</li> <li>6. メディエーターとなるにふさわしい知見や専門性を有する人材を養成できる研修を行えるようになることが非常に望まれる。そのためには、最高裁判所は各方面との協力を強化しながら、メディエーションの充実を図っていくべきである。</li> </ol>
<p>VII. 行動計画 (<i>Action Plan</i>)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最高裁判所規則 2003 年 2 号の改正について研究・検討する特別チームを、早急に立ち上げる。そして、裁判上の和解の制度の導入等を検討することによって、すでに指摘されている問題点の改善を図る。</li> <li>2. 将来的には、立法により、調停制度を民事訴訟手続に導入する。</li> <li>3. メディエーション制度の運用を直接担う人々を中心的な対象</li> </ol>

	<p>として、研修、セミナー、ワークショップ、実地研修などを行い、メディエーションの更なる普及を図る。これらの研修はインドネシアが単独で、または他国の支援などを受けながら実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>4. インドネシア弁護士連合会（PERADI）など各種職能団体との協力関係を構築する。特に、大学法学部との関係を強化することにより、法学部学生がメディエーションに関する情報や資料を入手できるようにしたり、学生に対する講義などを行う。</li><li>5. 裁判所の関与のあるメディエーション及び裁判外の紛争処理としてのメディエーションの充実を図るためのディスカッションを関係者を対象に実施し、その普及を図る。</li><li>6. 今後も ADR 及びメディエーションに関する文献収集や制度の研究を行い、民事訴訟制度の完成を図る。</li></ol>
--	--